秋田城跡

平成11年度秋田城跡調査概報

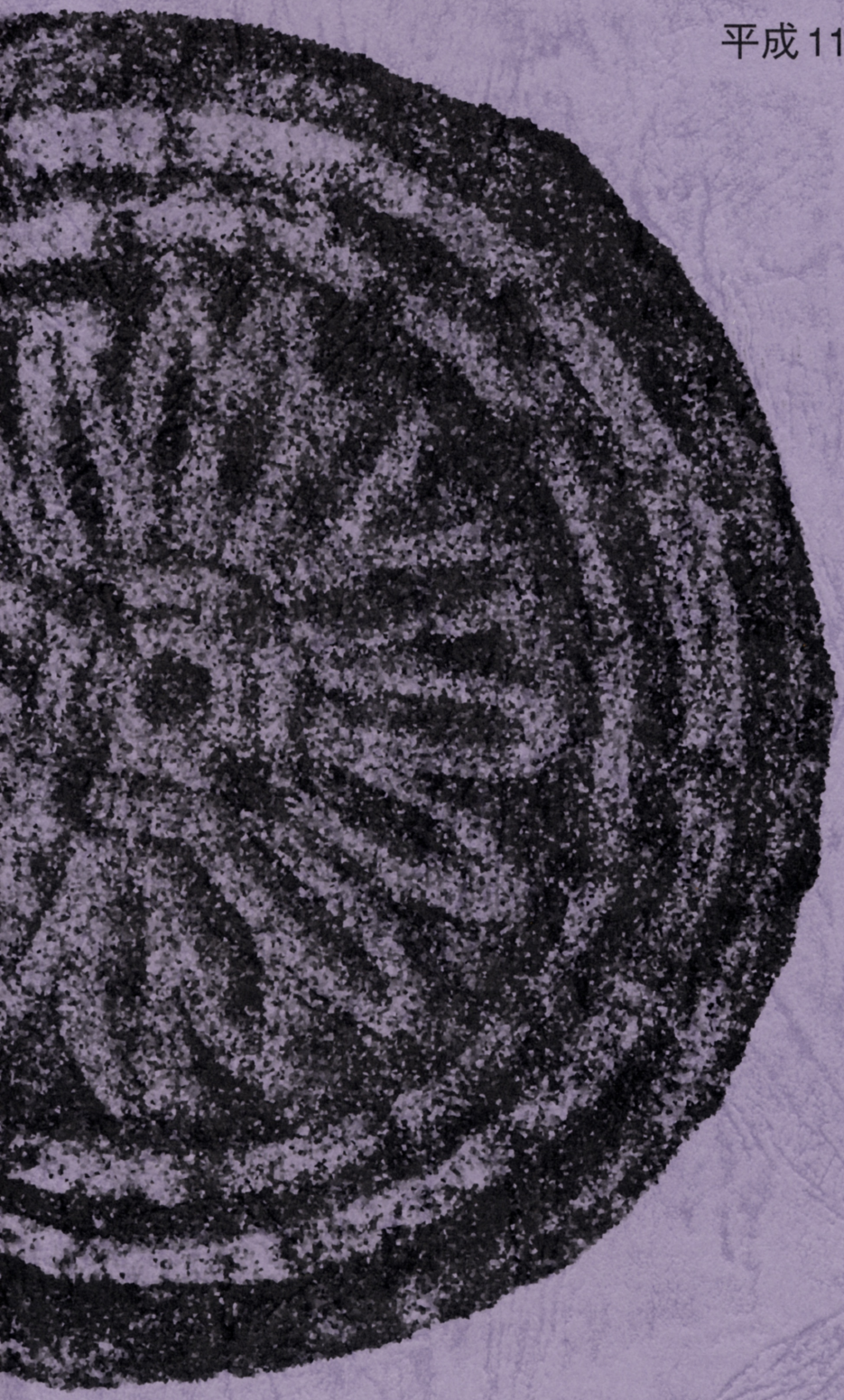

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

平成11年度　　秋田城跡調査概報

正　誤　表

ページ	行	誤	正
１４	上から６行目	柱列間隔	柱間間隔
１７	下から１行目	ＳＢ1596	ＳＢ1586
３９	下から１行目	ＳＢ１1583	ＳＢ1583
５１	上から７行目	柱列３列	柱列２列
５２	下から10行目	赤褐色土器Ａ	赤褐色土器坏Ａ
５４	註２・b	発掘調査概法	発掘調査概報
５４	註４・２行目	ケヅリ	ケズリ
５５	下から５行目	ｔ＝0.15	ｔ＝0.15ｍ
１１０	上から９行目	秋田市教育員会	秋田市教育委員会

平成11年度秋田城跡調査概報

秋　田　城　跡

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

序　　文

平成11年度秋田城跡発掘調査は、昨年度に引き続き政庁南東側の一画にあたる大畑地区を実施しました。

調査の結果、政庁と外郭東門の中間部にあたるこの地域で、規則的に配置された掘立柱建物群や住居跡から古代の兵器である「弩」と墨書きされた土器が発見されるなど、実務的な仕事が行われていた官衙地域の可能性がでてきました。これは今後、秋田城跡の全容を解明していく上での一つの手掛かりになると思われます。

また、一昨年度完成いたしました外郭東門は周辺の歴史公園とともに市民に学習の場や憩いの場として大いに利用されております。

このように、秋田城跡の調査が大きな成果をあげ、史跡の管理と整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁、秋田県教育委員会、整備指導委員会の諸先生、そして地元住民の方々の多大なるご指導、ご協力の賜物と心より深く感謝申し上げます。

平成12年3月31日

秋田市教育委員会

教育長　石　黒　俊　郎

目　　次

例言・凡例

Ⅰ　調査の計画…… 1

Ⅱ　第75次調査

1）調査経過…… 2

2）検出遺構と出土遺物…… 7

3）基本層序及び各層出土遺物…… 41

Ⅲ　附　第72次・第74次調査出土遺物（未報告分）…… 45

Ⅳ　まとめ

○第75次調査検出遺構の年代と変遷について…… 51

1）各遺構の年代について…… 51

2）調査地の利用状況の変遷について…… 53

Ⅴ　秋田城跡環境整備事業…… 55

Ⅵ　秋田城跡第75次調査出土漆紙文書……108

例　言

1．本報告書の執筆、編集は西谷隆、進藤靖があたり、日野久が補佐した。

2．遺物の実測、トレースは、松下秀博、西谷、進藤のほか、補助員の渡辺由孝、長嶋英子、栗山佳子があたり、発掘調査、遺物整理は、打矢泰之（秋田大学大学院）、藤原崇（秋田大学）、渡辺祐一（秋田大学）、佐々木彩子（國學院大学）、海道澄子（國學院大学）が協力した。

3．遺構写真は西谷、進藤、遺物写真は進藤があたった。

4．墨書土器の解読は国立歴史民俗博物館教授平川南氏、日本学術振興会特別研究員三上喜孝氏にお願いした。

5．漆紙文書の解読、執筆は平川南氏、三上喜孝氏にお願いした。

6．鉄製品の銹取りについては、東北歴史博物館学芸部主任研究員手塚均氏、同博物館学芸部研究員及川規氏の協力を得て進藤が実施した。

7．発掘調査では上記のほかに、以下の方々、関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。

新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、今泉隆雄、白鳥良一、坂井秀弥、岸本直文、平澤毅、井上和人、金昌鎬、井上喜久男、余合昭彦、中島宏一、熊田亮介、渡部育子、鐘江宏之、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良国立文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、東北芸術工科大学、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館、秋田大学(敬称略・順不同)

凡　例

遺物

1．土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。

2．土器の性格の相違は、下記スクリーントーンで表現した。

黒色処理

転用硯

3．土器の表面付着物の相違は、下記スクリーントーンで表現した。

煤

漆

4．調整技術、切り離し等の表記は下記のとおりである。

○回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。

○ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。

○切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。

○底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。

○実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて１／３である。

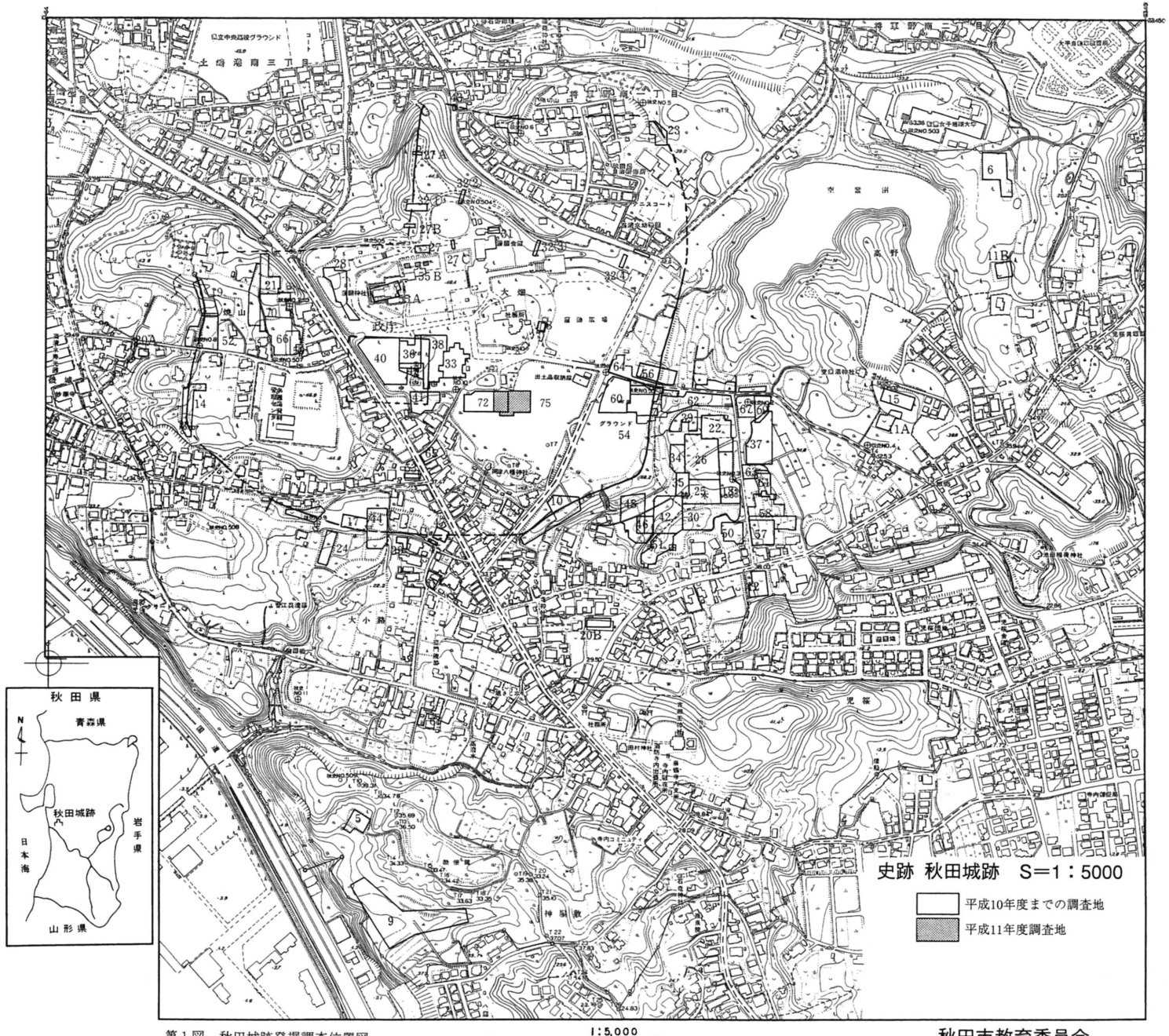

第１図　秋田城跡発掘調査位置図

秋田市教育委員会

Ⅰ　調査の計画

平成11年度の秋田城跡発掘調査は、第75次調査を実施した。

発掘調査事業費は総事業費（本体額）1,600万円のうち国庫補助額800万円（50％）、県費補助額400万円(25％）、市400万円（25％）となっている。

調査計画は下記のように立案した。

表１　発掘調査計画

調査次数	調　査　地　区	発掘調査面積m²(坪)	調査予定期間
第73次	焼山地区北部	1,000m²（303）	８月１日～10月31日
第75次	大畑地区中央部	1,200m²（363）	４月12日～７月31日
計		2,200m²（666）	

平成11年度は秋田城跡第六次５ヶ年計画の３年度にあたり第五次５ヶ年計画調査予定地のうち焼山地区で未調査となっている部分と、第六次５ヶ年計画に従い昨年に引き続き大畑地区中央部を調査対象としている。

第75次調査は、政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、政庁域の南東側に隣接している大畑地区中央部の一画、昨年度調査地の東側を調査対象とした。従来から学校跡地を含む広い未調査域が存在し、第72次調査によって建物群の展開が予想されたこの地域の遺構の広がりや利用状況を把握することを目的として実施した。

調査の結果、掘立柱建物跡９棟、柱列２列、竪穴住居跡６軒、土坑20基、溝跡７条、土取り穴跡２基等の遺構の存在を確認し、建物群、工房域などの利用状況を把握することができた。

第73次調査は政庁から外郭西門に至る間の区域で、焼山地区中央部の北側及び西側隣接地にあたる焼山地区北部の一画を調査対象とした。平成９年度までの調査で焼山地区中央部では、規則的配置に基づく掘立柱建物群を検出しており、その北側及び西側における建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況を把握することを目的としたが、調査については第75次調査の期間が延長されたことにより調査期間が短縮されたため、調査区周辺の竹藪等の伐採作業を一部実施するにとどまった。

９月21日に文化庁記念物課岸本直文文部技官の現地指導を受けた。

10月９日に第75次調査の現地説明会を開催し、220名の参加者を得た。

平成11年度の発掘調査実施状況は下記表２のようになっている。

表２　発掘調査実施状況

調査次数	調　査　地　区	発掘調査面積m²(坪)	調査予定期間
第75次	大畑地区中央	1,286m²（390）	４月12日～12月７日
計		1,286m²（390）	

Ⅱ　第 75 次調査

1）調査経過

第75次調査は、大畑地区中央部を対象に平成11年4月12日から12月7日まで実施した。発掘調査面積は1,286 m²(390坪)である。調査地は政庁から外郭東門に至る間の区域にあたり、前年度の第72次調査地とは東に隣接している。調査地北西側の第33次調査や、隣接地である前年度第72次調査では掘立柱建物跡や竪穴住居跡、鍛冶工房跡、柱列跡等を検出している。調査地は旧高清水小学校跡地で、現地形は校舎解体後に平坦に整地され、雑木の生える荒地となっていた。

調査は前年度に続いて建物群をはじめとする遺構の広がりや利用状況の把握を目的として実施した。まず、雑木の伐採及び抜根作業を行い、その後調査区の設定を行った(4月12日～4月15日)。

表土除去作業を、昨年度第72次調査区との重複部分を除いた調査区西側から開始した。調査区のほぼ全域には、表土が小学校造成時の造成土と旧耕作土からなり、厚さは10㎝～30㎝と比較的薄くなっていた。調査区南西部では表土直下で第3層暗褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。調査区北東部では旧耕作土直下で第4層黒褐色土・褐色土の遺物包含層の堆積が確認された。調査区北西部、中央部、南東部では表土直下で撹乱と削平により地山腐植土層面、地山粘土層面となっていた。また、調査区北東側を除き、小学校建物の基礎である幅1m前後の布掘り溝が北東から南西方向にかけて、それと直交する北西から南東方向にかけて地山粘土層面を掘り込み、コンクリートの破片や拳大の栗石を敷き詰めた状態で数条確認された。表土除去作業が終了した調査区南西部から土層観察用ベルトの写真撮影と実測を行い、完了したものからベルトを除去していった(4月16日～5月21日)。

表土除去作業終了後、土層観察用ベルトを除去しながら調査区南側から遺構の精査を行っていった。それと併行して小学校造成時の撹乱穴の掘り下げを行った。調査区中央部にＳＢ1582を検出するとともに、南西部では、第72次調査で一部未検出であったＳＩ1542･1543の南壁を、ＳＫ1560の全体プランを検出した(5月24日～5月28日)。調査区南側ではＳＢ1583、ＳＡ1590、ＳＩ1592、ＳＩ1593や第3層暗褐色土層によって判然としないもののＳＫ1611をそれぞれ検出し、南東部では、ＳＢ1584、ＳＢ1585、ＳＤ1598を、またＳＢ1583に重複するＳＤ1599、ＳＢ1585に重複するＳＤ1600、ＳＢ1583とＳＢ1585に重複するＳＤ1601、ＳＢ1584に重複するＳＤ1602を検出した(5月31日～6月1日)。調査区北西部では、第72次調査で一部未検出であったＳＢ1535の東桁行、南北梁間を検出した(6月2日)。各遺構の検出状況について調査区の全景写真撮影を行った(6月11日)。ＳＢ1582、ＳＢ1583、ＳＢ1584、ＳＢ1585、ＳＡ1590、ＳＤ1598、ＳＤ1599、ＳＤ1600、ＳＤ1601、ＳＤ1602、ＳＫ1560、ＳＫ1605、ＳＫ1606、ＳＫ1607、ＳＫ1608、ＳＫ1609、ＳＫ1610、ＳＫ1611の断ち割りと掘り下げを行い、その後土層断面の実測と写真撮影を行った(6月14日～7月9日)。ＳＩ1541、ＳＩ1542を床面まで掘り下げ、ＳＩ1541内よりＳＫ1612、柱掘り方数基、またＳＩ1542内よりＳＫ1623、柱掘り方数基をそれぞれ検出した。ＳＩ1541、ＳＩ1542床面より検出した柱掘り方は、既に調査区南側より検出していた柱掘り方とプランが一致することが判明し、ＳＢ1586、ＳＢ1588とした

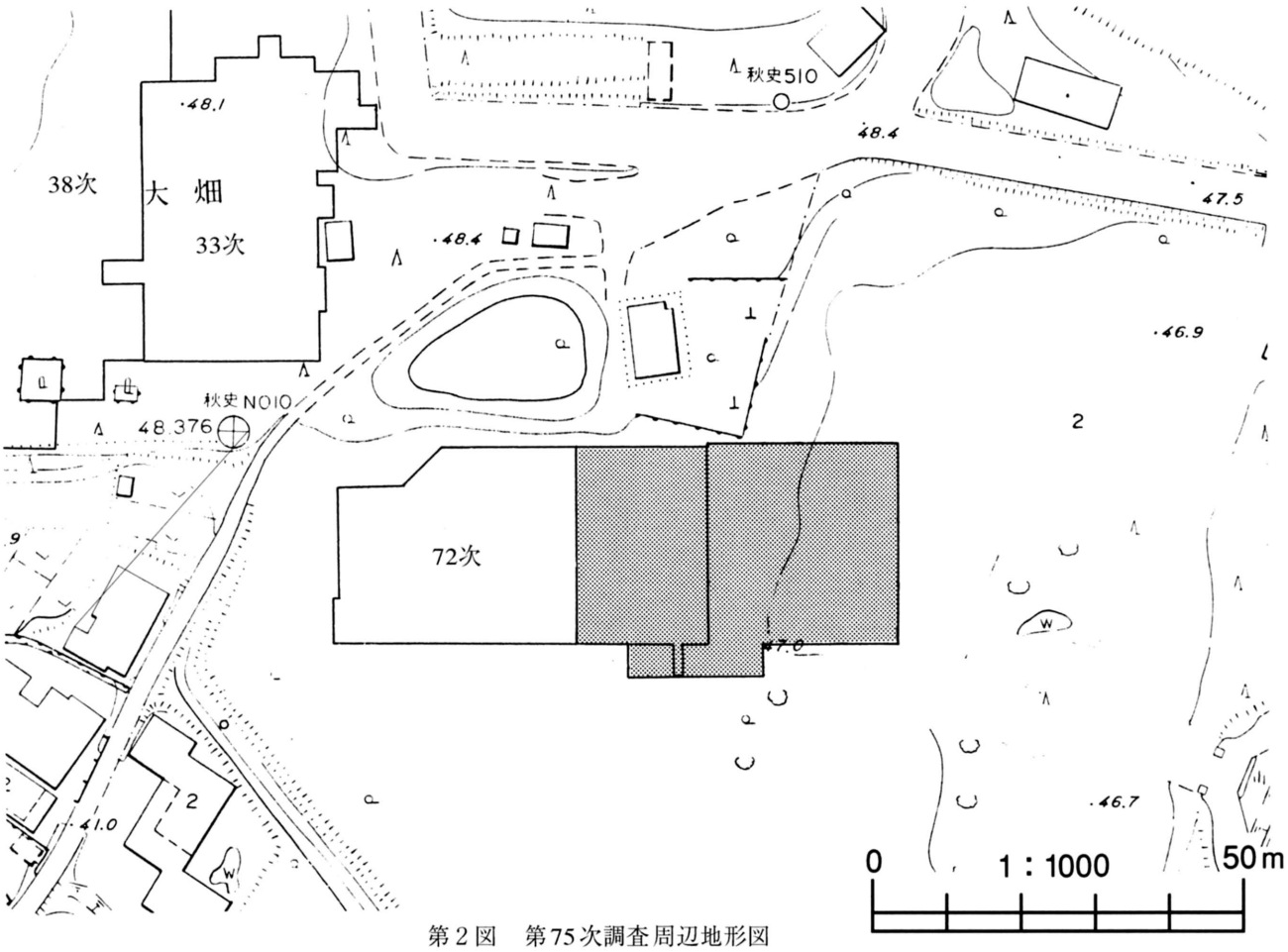

第２図　第75次調査周辺地形図

（７月12日～７月13日）。ＳＢ1534、ＳＢ1535、ＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＤ1533、ＳＫ1559、ＳＫ1612、ＳＫ1623の断ち割りと掘り下げを行った後、土層断面の実測と写真撮影を行った（７月14日～７月26日）。

調査区東側から北東部にかけての表土直下で畝状撹乱を多数検出した。この畝状撹乱を除去した後、第４層黒褐色土・褐色土を除去し、竪穴状遺構の一部と、ＳＡ1591を検出した（７月27日）。これらの遺構の断ち割りと掘り下げを行い、これと併行してＳＩ1592、ＳＩ1593の掘り下げを行った（７月28日～７月30日）。ＳＫ1559を中層まで掘り下げたところで柱掘り方４基を検出し、断ち割りを行い土層断面の実測と写真撮影を行った（８月２日）。ＳＩ1541、ＳＩ1542、ＳＩ1592、ＳＩ1593、ＳＫ1612の土層断面の実測、写真撮影を行い終了後、それぞれのベルトを除去した（８月３日～８月５日）。

調査区全域に平面実測用の遣り方を設置し、調査区西側から平面実測を開始した（８月６日～８月24日）。

平面実測終了後、重複関係上位遺構の完掘状況についての全景写真撮影を行った（８月30日）。ＳＢ1582、ＳＫ1605、ＳＫ1606、ＳＫ1609、ＳＫ1610、ＳＫ1611、ＳＤ1599の完掘状況の写真撮影を行い、その後ＳＫ1559中層より下層の掘り下げと、ＳＢ1584、ＳＢ1587の断ち割りと掘り下げを行った（９月２日～９月17日）。ＳＩ1592の東側でＳＢ1583廂部分の柱掘り方に壊されたＳＩ1592のカマドを検出した（９月９日）。ＳＢ1584、ＳＡ1591、ＳＩ1542、ＳＩ1543、ＳＩ1592カマド、ＳＤ1603、

ＳＫ1614、ＳＫ1615、ＳＫ1616の掘り下げと断ち割り、および土層断面の実測を行った（９月16日～９月17日）。調査区北側で検出した竪穴状遺構は２つの竪穴住居跡が重複していることが判明したため、東側竪穴住居跡をＳＩ1595、これに切られている西側の竪穴住居跡をＳＩ1596とし、それぞれの掘り下げを行うとともに、それと併行して調査区南部に堆積する遺物包含層の除去を行った（９月17日～10月１日）。ＳＩ1595、ＳＩ1596周溝の検出状況から、ＳＩ1595、ＳＩ1596と重複する竪穴住居跡が、さらにもう１軒検出されＳＩ1597とした（９月29日）。ＳＩ1592の床面精査によりＳＩ1594を検出した（10月４日）。ＳＩ1595東側でこの住居跡よりも新しいＳＫ1617が検出され、実測等を行った（10月５日）。ＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＫ1623の断ち割りと掘り下げを行い、実測、写真撮影を行った（10月６日～10月15日）。調査区南部の遺物包含層除去後、ＳＫ1622を検出するとともに、上層で一部検出していたＳＫ1611の全体プランが広がることが判明し、これらの掘り下げ、実測、写真撮影を行った（10月14日～10月21日）。ＳＫ1611の精査中に漆紙１点が出土した（10月22日）。ＳＫ1611、ＳＫ1622付近の平面実測を行い、それと併行してＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＢ1589の土層断面の実測を行った。また、ＳＩ1594の写真撮影、平面実測を行った（10月25日～10月28日）。

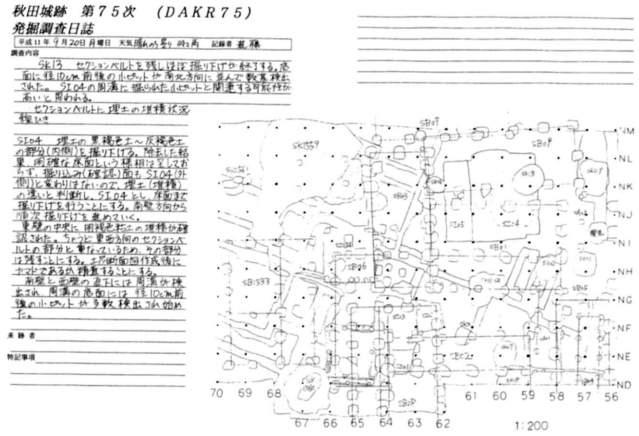

調査区全域の遺構調査（10月29日～11月11日）を終了した段階で全景写真撮影及び航空写真撮影を行った（11月12日～11月15日）。調査区北側のＳＢ1589、ＳＩ1595、ＳＩ1596、ＳＩ1597の平面実測を行った（11月16日～11月22日）。ＳＩ1595、ＳＩ1596、ＳＩ1597の補足調査を行い、調査を終了した（11月25日）。

発掘調査機材の整備、清掃等を行い調査を終了した（12月７日）。

９月21日に文化庁記念物課岸本直文文部技官の現地指導を受けた。

10月９日に現地説明会を開催し、220名の参加者を得た。

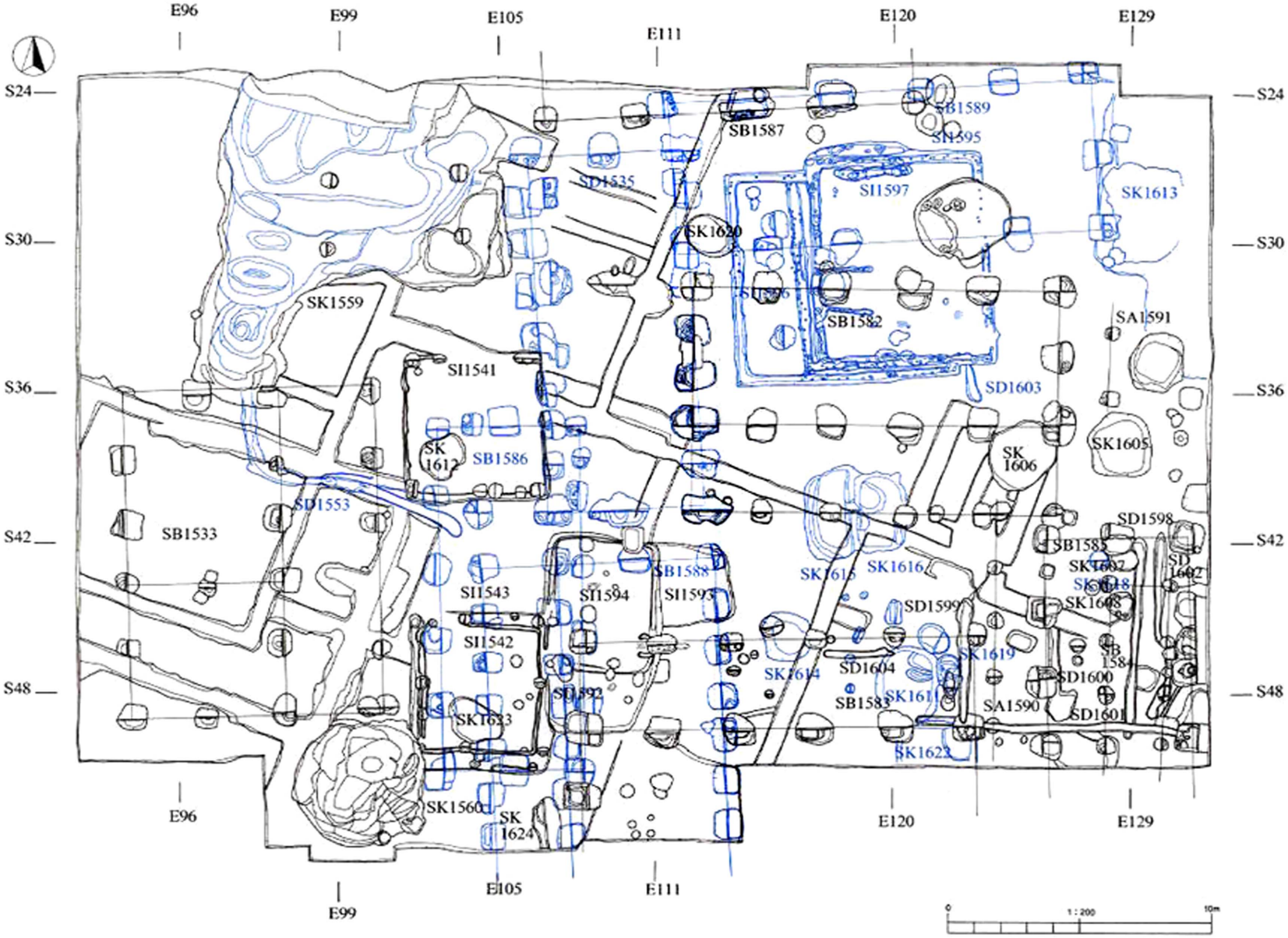

第３図　第75次調査検出遺構図　　※青色：重複関係下位遺構

2）　検出遺構と出土遺物

ＳＢ1535 掘立柱建物跡（第４図、図版７）

調査区北西部の遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。昨年度の調査で西側柱列が検出されていた。梁間２間（3.0 m＋3.0 m）、桁行８間（1.8 m＋1.8 m＋1.8 m＋1.8 m＋1.8 m＋1.8 m＋1.8 m＋1.8 m）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約３度西に振れる。柱掘り方は80 cm～154 cm×102 cm～142 cmの方形及び長径144 cm～160 cm×短径90 cm～125 cmの楕円形で深さ30 cm～86 cmである。柱痕跡は直径約40 cmである。ＳＢ1582、ＳＢ1589、ＳＢ1534と重複し、これらより古い。

ＳＢ1535 出土遺物（第５図、図版24）

鉄製品（１）：柱掘り方埋土出土の鉄鏃である。

ＳＢ1582 掘立柱建物跡（第６図、図版５）

調査区中央部の遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。桁行5間（2.7 m＋2.7 m＋2.7 m＋3.0 m＋2.7 m）、梁間3間（2.7 m＋2.7 m＋3.5 m）で、北側2間が身舎、南側1間が廂部分となる、南廂東西棟の建物跡である。建物方位は梁間がほぼ真北を向く。柱掘り方は70 cm～138 cm×80 cm～135 cmの方形及び長径165 cm×短径126 cmの楕円形で、深さ50 cm～100 cmである。柱掘り方に抜き取りが入るが、柱痕跡は直径約30 cmである。ＳＢ1535、ＳＢ1585、ＳＩ1595～1597と重複し、ＳＢ1585よりも古く、ＳＩ1595～1597よりも新しい。

ＳＢ1582 出土遺物（第７図、図版24）

いずれも柱掘り方抜き取り部分出土である。

赤褐色土器（１）：糸切り無調整の坏である。

緑釉陶器（２）：輪花埦口縁部である。内外面に刷毛塗りにより施釉している。

ＳＢ1583 掘立柱建物跡（第８図、図版６）

調査区南部の遺物包含層面で検出された。南側が調査区外のため不明ではあるが、現状では桁行５間（3.0 m＋3.0 m＋3.0 m＋3.0 m＋3.0 m）、梁間２間以上（3.5 m＋2.7 m＋…）で南側１間以上が身舎、北側１間が廂部分となる、北廂東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は北で約２度西に振れる。柱掘り方は70 cm～140 cm×90 cm～130 cmの方形及び長径90 cm～100 cm×短径80 cm～88 cmの楕円形で、深さ40 cm～120 cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。ＳＩ1592、ＳＩ1594、ＳＢ1586、ＳＢ1588と重複し、これらよりも新しい。

ＳＢ1583 出土遺物（第９図、図版24）

いずれも柱掘り方抜き取り部分出土である。

須恵器（１・２）：１はヘラ切り撫で調整の坏、２は糸切り無調整の坏である。２は底部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（３～５）：３は糸切り無調整の坏である。４は糸切り無調整の坏の底部で「厨」の墨書

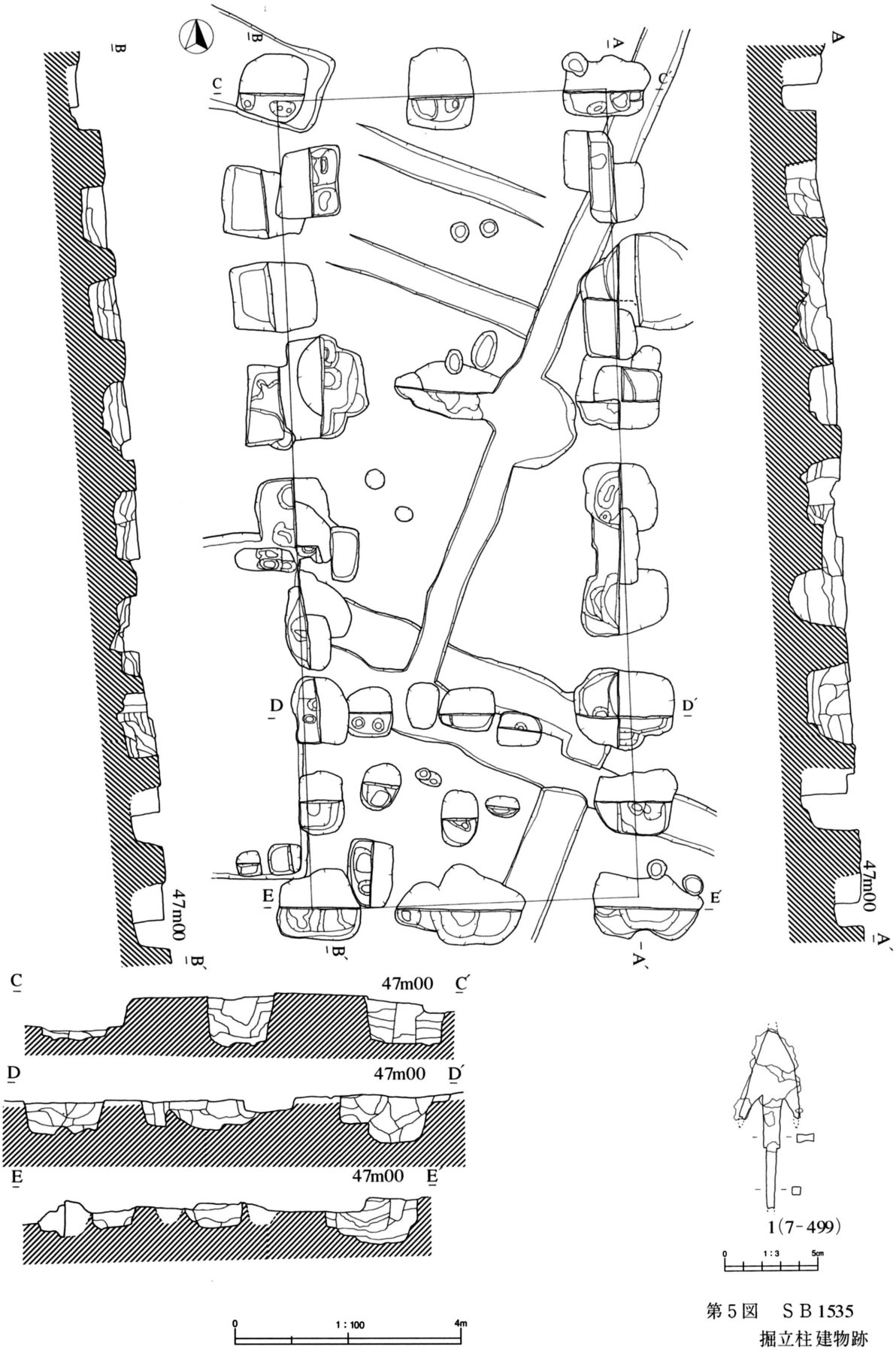

第４図　ＳＢ1535掘立柱建物跡

第５図　ＳＢ1535
掘立柱建物跡
出土遺物

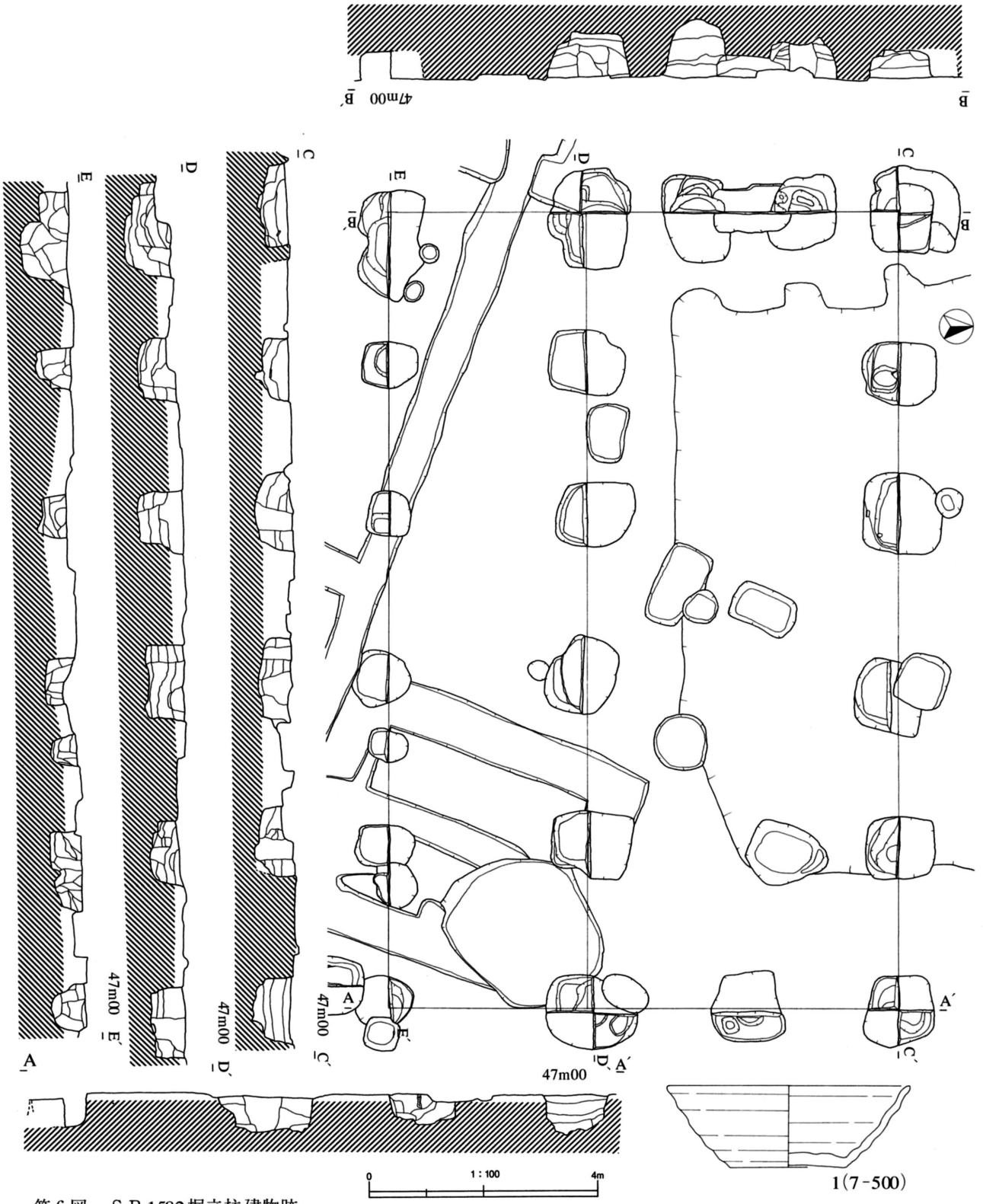

第6図　ＳＢ1582掘立柱建物跡

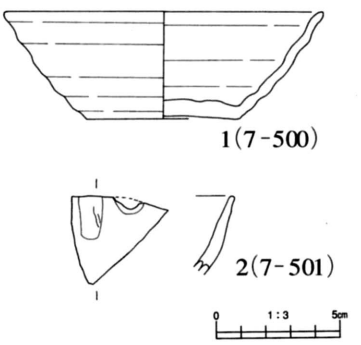

第7図　ＳＢ1582掘立柱建物跡
出土遺物

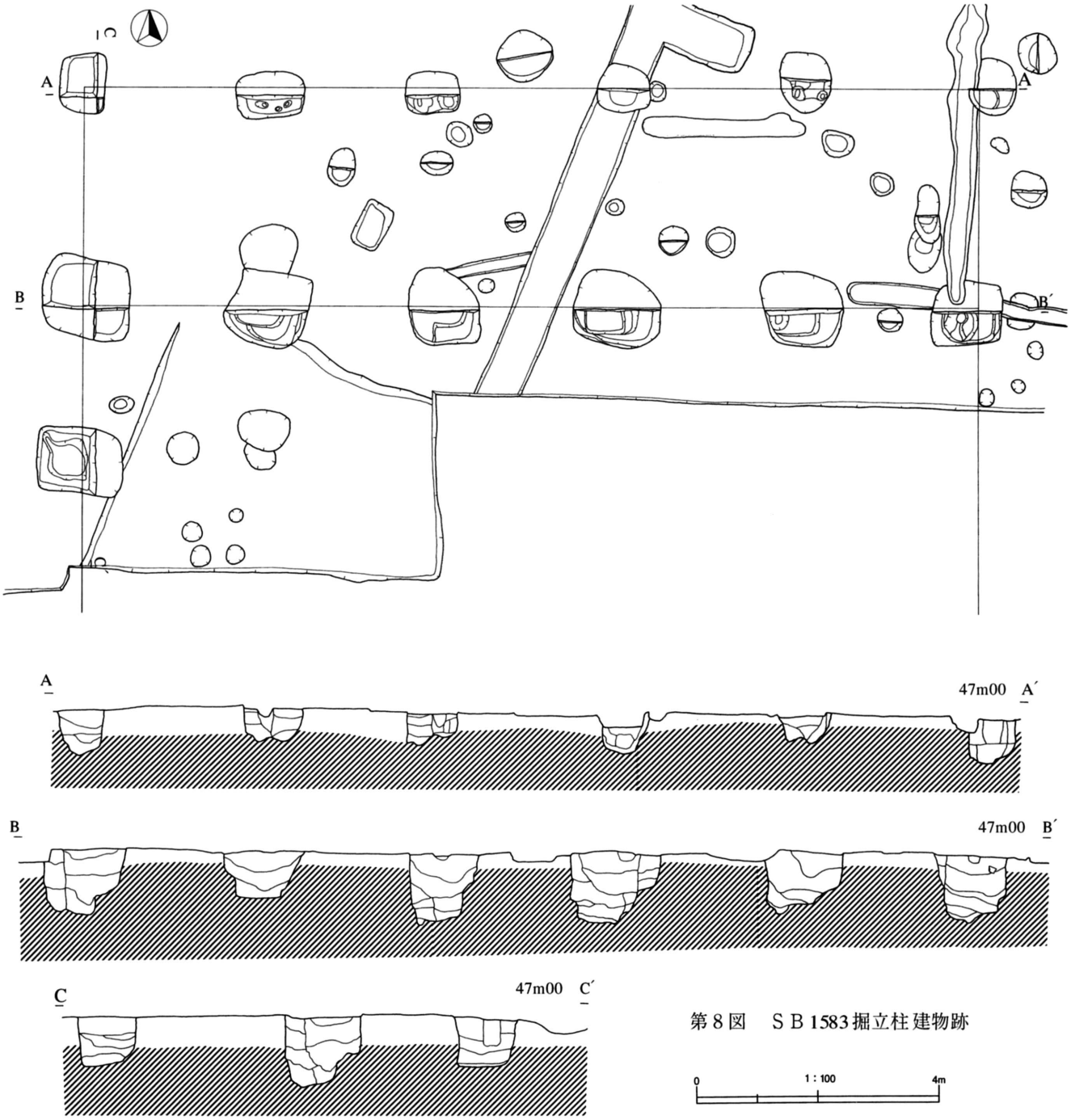

第８図　ＳＢ1583掘立柱建物跡

がある。５は甑である。体部下半に手持ちケズリ調整を施す。

ＳＢ1584 掘立柱建物跡（第10図、図版８）

調査区南東部の地山腐植土層面で検出された。南側が調査区外のため不明ではあるが、現状では桁行３間以上（2.1ｍ＋2.1ｍ＋2.1ｍ＋…）、梁間１間（2.1ｍ）の南北棟の比較的規模の小さい掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約１度東に振れる。柱掘り方は長径54㎝～74㎝×短径48㎝～60㎝の楕円形で、深さ40㎝～70㎝である。柱痕跡は直径20㎝である。

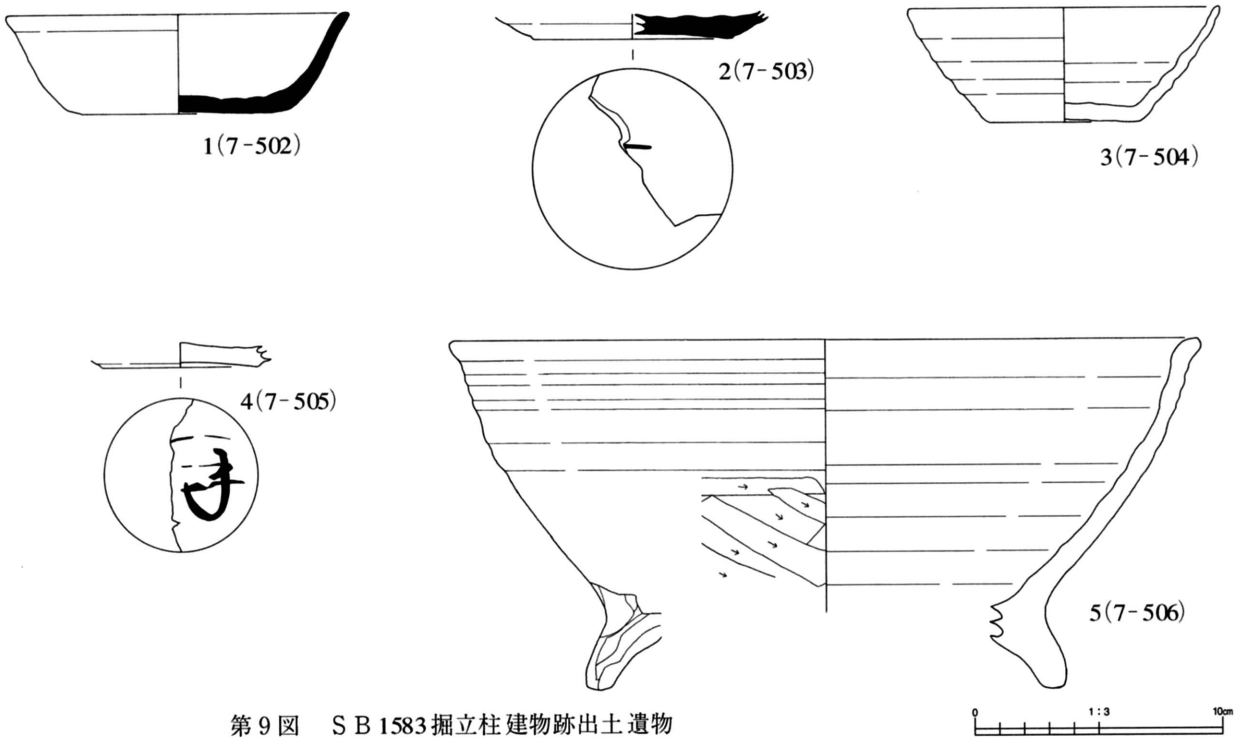

第9図　ＳＢ1583掘立柱建物跡出土遺物

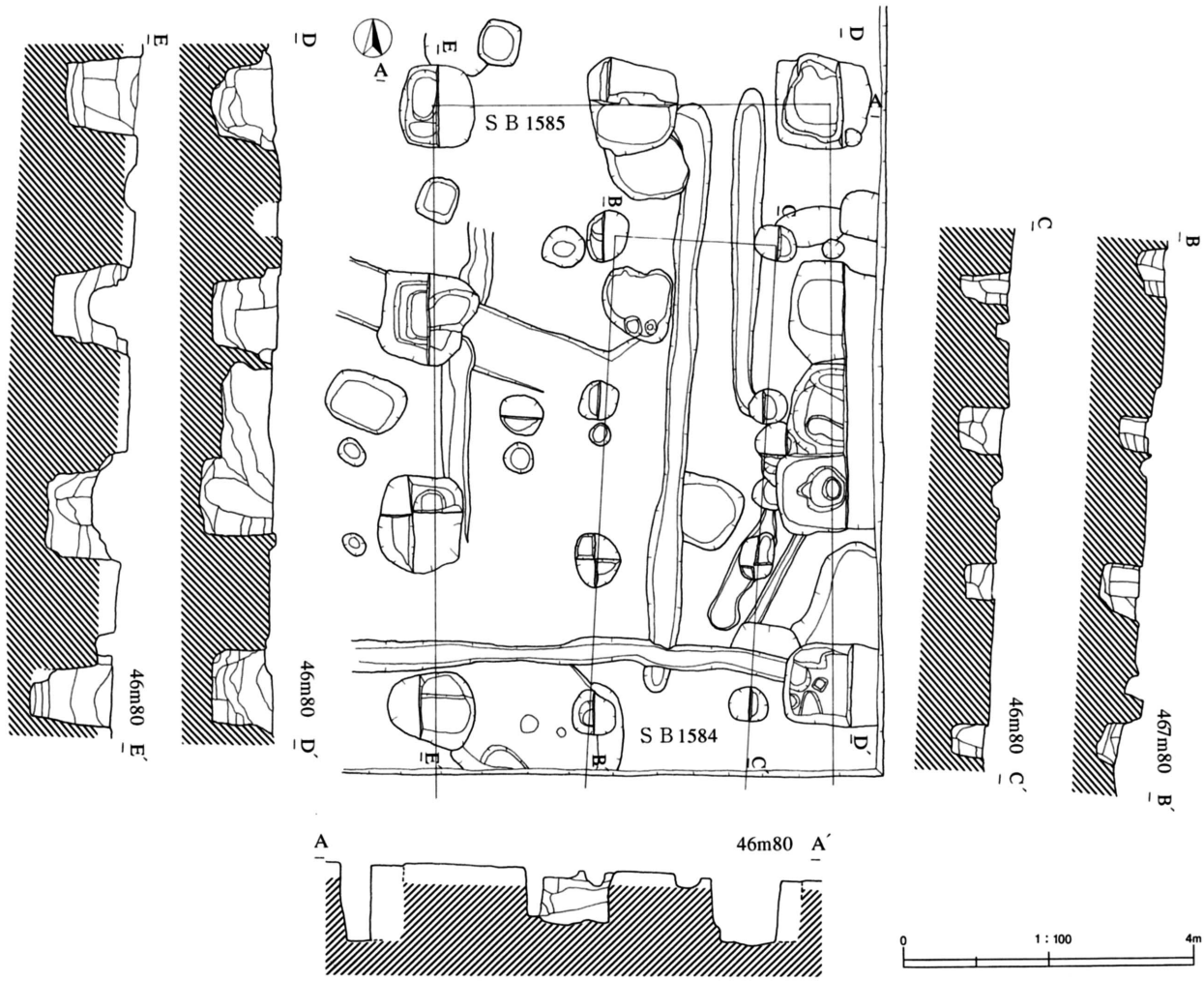

第10図　ＳＢ1584・ＳＢ1585掘立柱建物跡

ＳＢ1585 掘立柱建物跡（第10図、図版９）

調査区南東部の遺物包含層及び地山腐植土層面で検出された。南側が調査区外のため不明であるが、現状では桁行３間以上（2.7ｍ＋2.7ｍ＋2.7ｍ＋…）、梁間２間（2.8ｍ＋2.8ｍ）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約２度西に振れる。柱掘り方は100㎝～130㎝×114㎝～135㎝の方形及び長径120㎝×短径約100㎝の楕円形で、深さ70㎝～114㎝である。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。ＳＢ1582と重複し、これよりも新しい。

ＳＢ1585 出土遺物（第11図、図版24）

いずれも柱掘り方抜き取り部分出土である。

鉄製品（１・２）：１は鉄釘、２は鉄鏃である

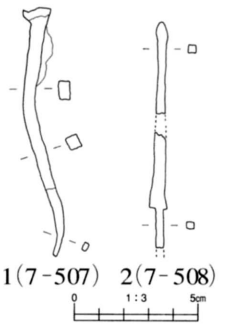

第11図
ＳＢ1585掘立柱建物跡
出土遺物

ＳＢ1586 掘立柱建物跡（第12図、図版10）

調査区西側の地山腐植土層面及びＳＩ1541･1543･1592･1594床面より検出された。桁行５間（2.7ｍ＋2.7ｍ＋2.7ｍ＋3.0ｍ＋2.7ｍ）、梁間２間（2.7ｍ＋2.7ｍ）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約１度西に振れる。柱掘り方は86㎝～116㎝×90㎝～125㎝の方形及び長径128㎝×短径110㎝の楕円形で、深さ50㎝～58㎝である。柱掘り方全てに抜き取りが入り柱痕跡は不明である。ＳＢ1583、ＳＢ1588、ＳＩ1541、ＳＩ1543、ＳＩ1592、ＳＩ1594と重複し、ＳＢ1583、ＳＩ1541、ＳＩ1543、ＳＩ1592、ＳＩ1594よりも古く、ＳＢ1588よりも新しい。

ＳＢ1587 掘立柱建物跡（第13図、図版12）

調査区北部、地山腐植土層面で検出された。北側が調査区外のため不明であるが、現状では桁行４間（3.6ｍ＋3.6ｍ＋3.6ｍ＋3.6ｍ）、梁間１間以上（1.3ｍ以上＋…）の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が東で約４度北に振れる。柱掘り方は90㎝の円形で、深さ45㎝～64㎝である。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。ＳＢ1589と重複し、これよりも新しい。

ＳＢ1588 掘立柱建物跡（第14図、図版11）

調査区南西部の地山腐植土層面及びＳＩ1542・1543・1592・1593・1594床面より検出された。南側が調査区外のため不明であるが、現状では桁行６間以上（1.8ｍ＋1.8ｍ＋1.8ｍ＋1.8ｍ＋1.8ｍ＋1.8ｍ＋…）、梁間３間（3.0ｍ＋3.0ｍ＋3.0ｍ）で東側２間が身舎、西側１間が廂部分となる、西廂南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約３度西に振れる。柱掘り方は、70㎝～124㎝×98㎝～112㎝の方形で深さ60㎝～116㎝である。柱痕跡は直径約30㎝である。

ＳＢ1589 掘立柱建物跡（第15図、図版12）

調査区北側、ＳＩ1595・1596・1597埋土面及び地山腐植土層面で検出された。桁行５間（3.0ｍ＋3.3ｍ＋3.3ｍ＋3.3ｍ＋3.3ｍ）梁間２間（3.0ｍ＋3.0ｍ）の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位

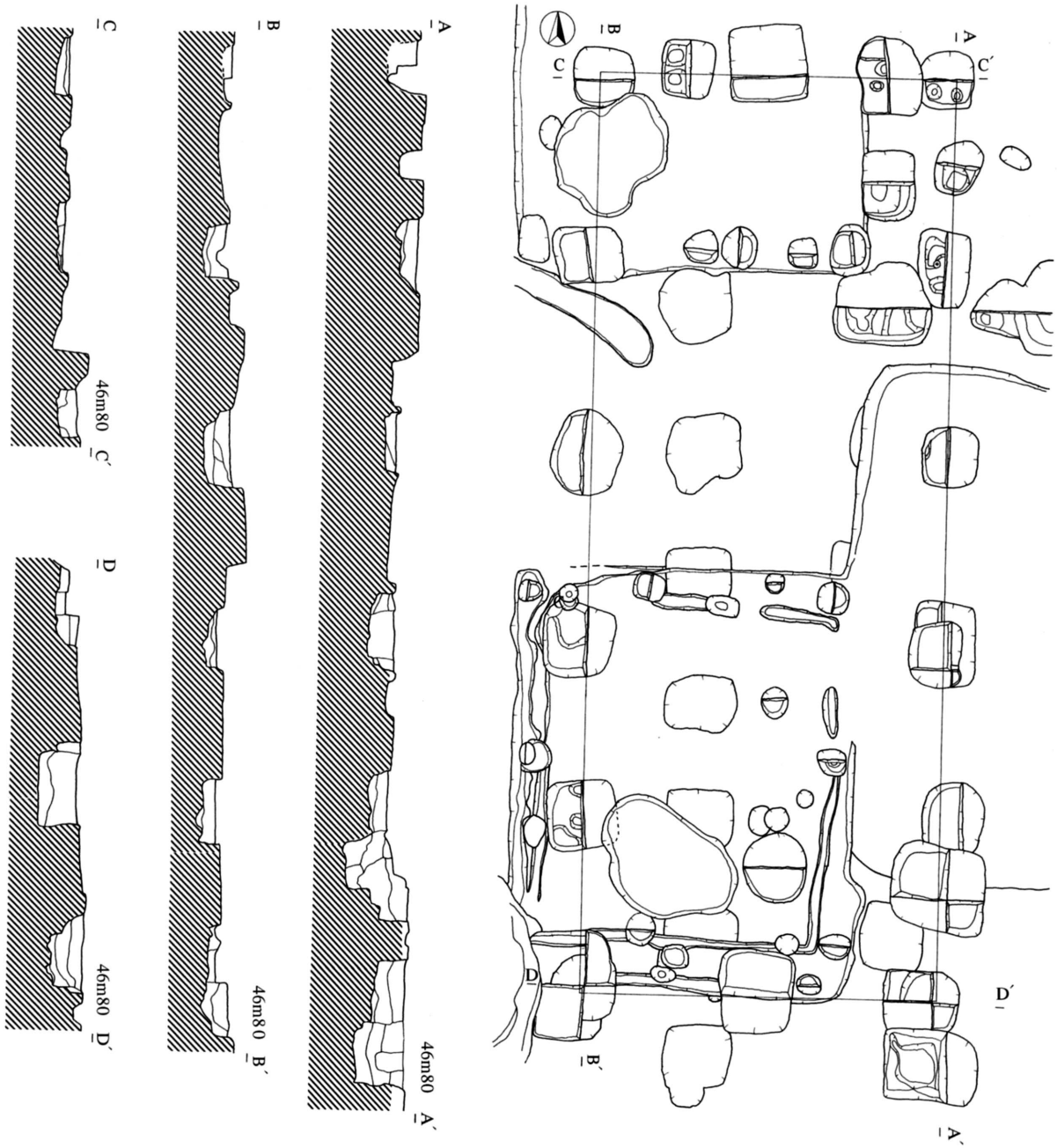

第12図　ＳＢ1586掘立柱建物跡

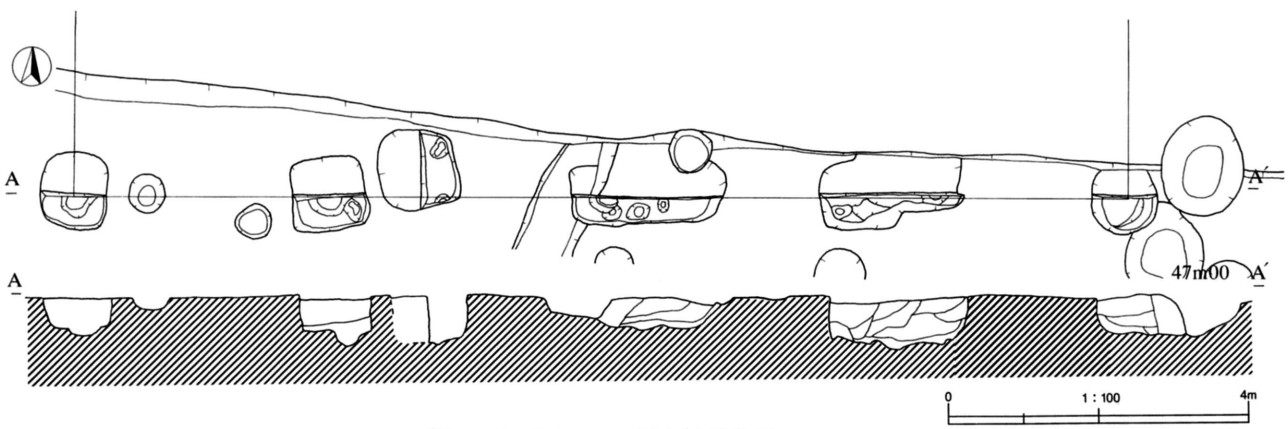

第13図　ＳＢ1587掘立柱建物跡

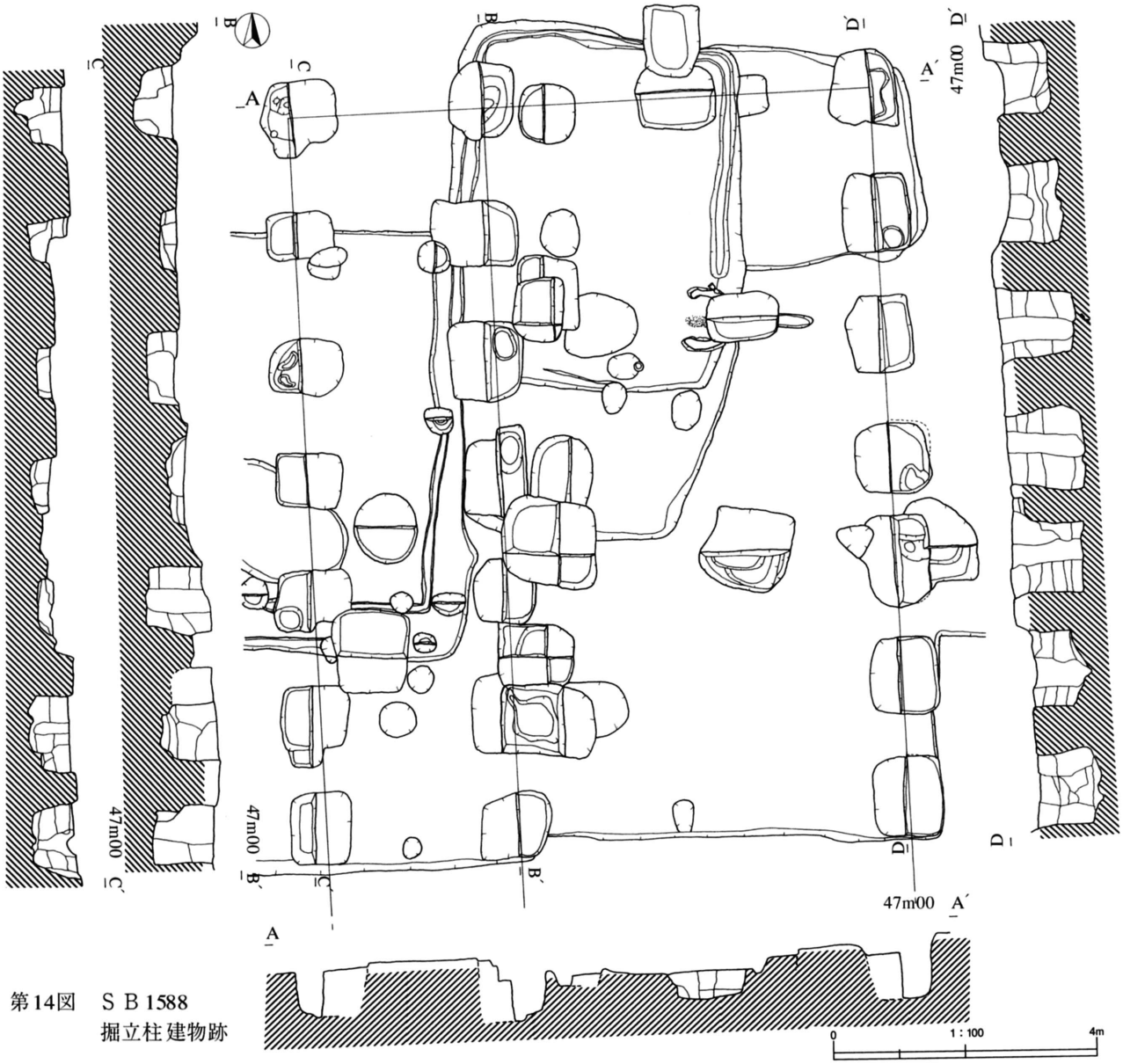

第14図　ＳＢ1588
掘立柱建物跡

は梁間が北で約６度西に振れる。柱掘り方は100 cm～140 cm×90 cm～110cmの方形で、深さ50 cm～８８cmである。柱掘り方全てに抜き取りが入り、柱痕跡は不明である。ＳＢ1535、ＳＢ1587と重複し、ＳＢ1587よりも古く、ＳＢ1535よりも新しい。

ＳＡ 1590柱列（第３図、図版13）

調査区南側の遺物包含層面で検出された。５基の掘り方よりなる南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約１度東に振れる。柱列間隔は北より 2.1 m＋2.1 m＋2.1 m＋2.1 m である。柱掘り方は54 cm×54 cmの方形及び長径60 cm～80 cm×短径50 cm～60 cmの楕円形で、深さは50 cm～60 cmである。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

ＳＡ1591 柱列（第３図）

調査区東側の地山腐植土層面で検出された。削平のため不明であるが、２基以上の掘り方よりなる

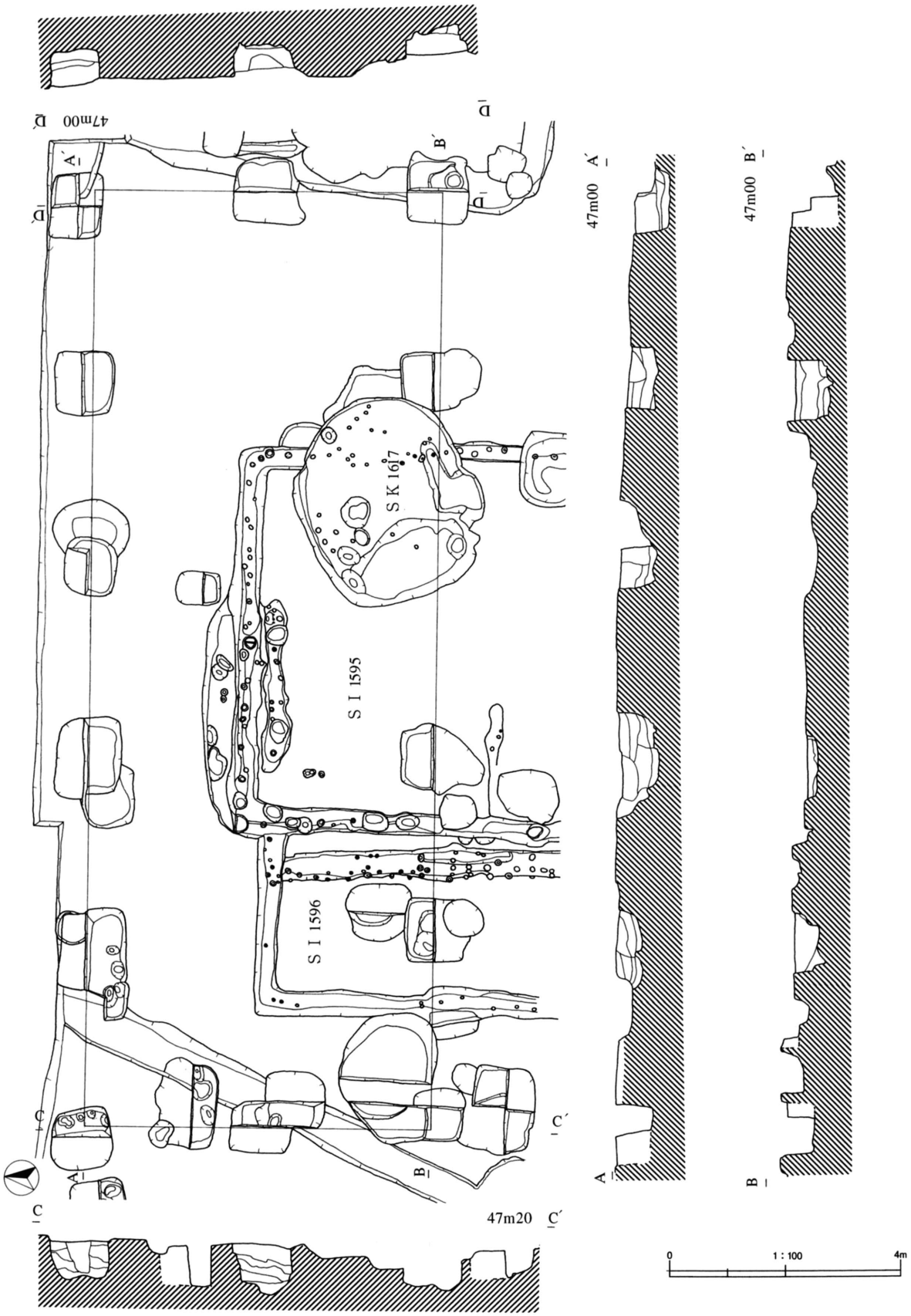

第15図　ＳＢ1589掘立柱建物跡

南北方向の柱列で、全体に削平により浅くなっている。方位は北で約１度東に振れる。柱間間隔は北より2.7 m＋2.7 m＋…である。柱掘り方は44 cm～74 cm×48 cm～72 cmの方形で、深さは48 cm～54 cmである。柱掘り方には抜き取りが入り、柱痕跡は認められない。

ＳＩ1541竪穴住居跡（第３図）

ＳＩ1541は第72次調査で検出されていた住居跡である。第72次調査で床面とした部分に赤褐色土器小破片・焼土等が含まれており、これを掘り下げたところ地山粘土層面からＳＢ1586掘立柱建物跡の掘り方が検出された。したがって、昨年度床面とした部分は貼床と考えられる。

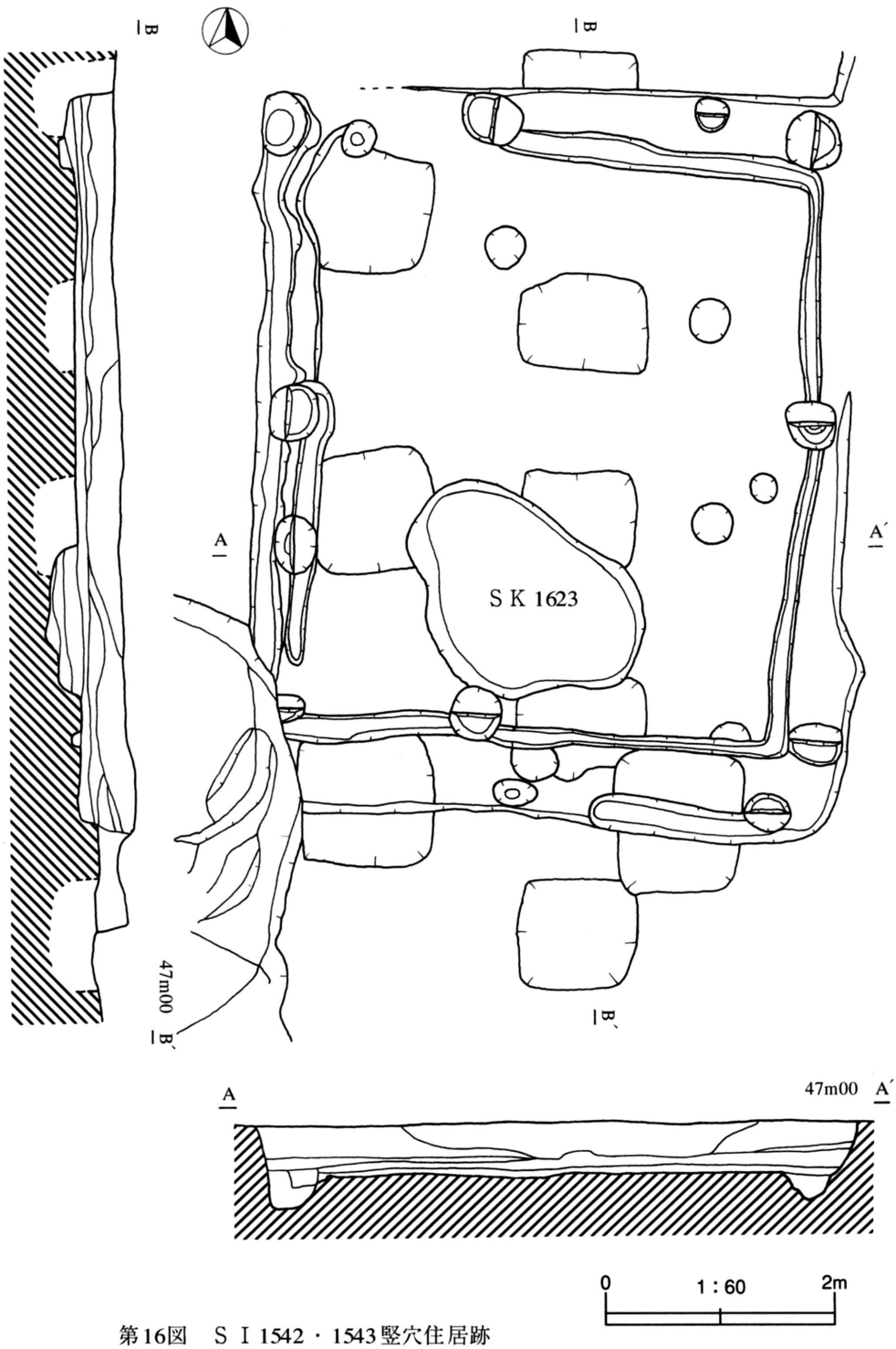

第16図　ＳＩ1542・1543竪穴住居跡

ＳＩ1542竪穴住居跡（第16図）

昨年度の第72次調査で東及び南側が調査区外のため不明であったが今回全容が検出された。平面形は東西5.2 m×南北6.5 mの方形を呈し、西壁はほぼ真北を向いている。カマドは検出されない。西辺に幅25 cm～30 cm、深さ14 cmの周溝が検出された。四隅及び壁直下に柱掘り方が伴う。住居壁高は30 cmを計る。ＳＩ1543、ＳＫ1560、ＳＩ1592、ＳＩ1594と重複し、ＳＩ1543、ＳＩ1592、ＳＩ1594よりも

新しく、ＳＫ1560よりも古い。

ＳＩ1542出土遺物（第17図、図版24）

須恵器（１・２）：１は台付坏で、底部に菊花状の調整痕が認められ、切り離しは不明である。２は糸切り無調整の坏である。

赤褐色土器（３～５）：いずれも坏の体部破片で、判読不能の墨書がある。

ＳＩ1543竪穴住居跡（第16図）

調査区南側のＳＩ1542床面で一部が昨年度検出されていた。平面形は東西4.6ｍ×南北5.3ｍの方形を呈し、西壁はほぼ真北を向いている。カマドは検出されない。四辺に幅14㎝～26㎝、深さ10㎝～20㎝の周溝が検出された。北西隅に柱掘り方が検出された。ＳＩ1542、ＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＫ1560、ＳＩ1592、ＳＩ1594と重複し、ＳＩ1542より古く、ＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＫ1560、ＳＩ1592、ＳＩ1594よりも新しい。

ＳＩ1543出土遺物（第17図、図版24）

赤褐色土器（６～８）：６は糸切り無調整の坏である。７・８は糸切り無調整の坏の底部破片で、判読不能の墨書がある。

緑釉陶器（９）：削り出しの高台を持つ埦である。底部及び体部内外面に施釉され釉は淡い緑色を呈する。

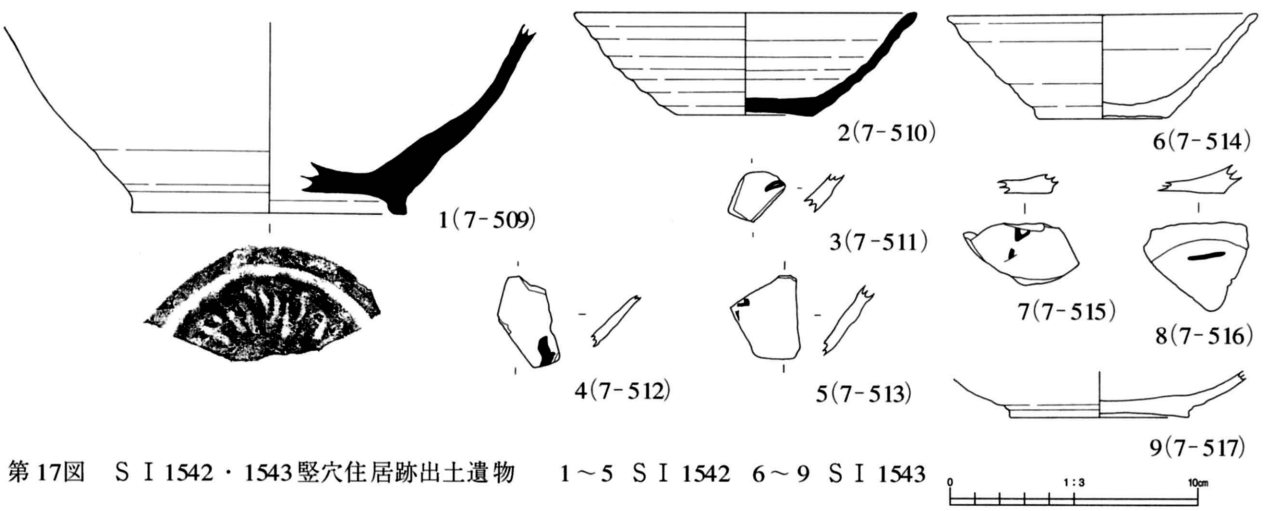

第17図　ＳＩ1542・1543竪穴住居跡出土遺物　１～５ ＳＩ1542　６～９ ＳＩ1543

ＳＩ1592竪穴住居跡（第18･19図、図版14）

調査区西側の遺物包含層面で検出された。平面形は東西4.5ｍ×南北８ｍの長方形を呈し、西壁は北で約５度東に振れる。カマドはＳＢ1583廂部分の掘り方によって一部削平されているが、東壁中央南寄りに土混じりの粘土で構築され、現状では煙道部は幅22㎝、長さ40㎝の溝状となって遺存している。北辺及び東辺、西辺の北側に幅10㎝～24㎝、深さ６㎝～８㎝の周溝が検出された。また南辺を除く壁直下に柱掘り方が検出された。住居壁高は35㎝を計る。ＳＢ1583、ＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＩ1542、ＳＩ1543、ＳＩ1593、ＳＩ1594と重複し、ＳＢ1583、ＳＩ1542、ＳＩ1543よりも古く、ＳＢ1596、ＳＢ1588、ＳＩ1593、ＳＩ1594よりも新しい。

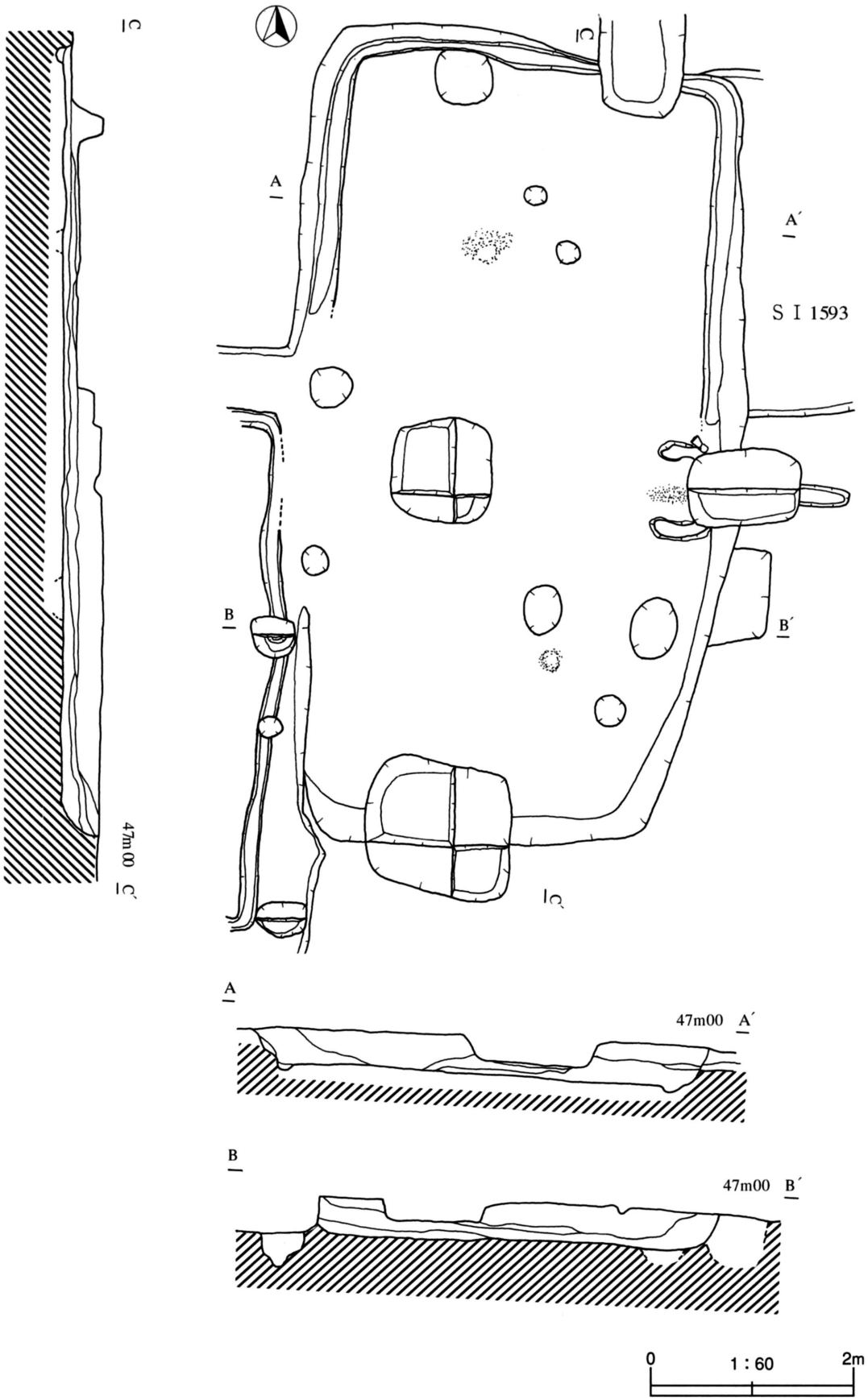

第18図　S I 1592竪穴住居跡

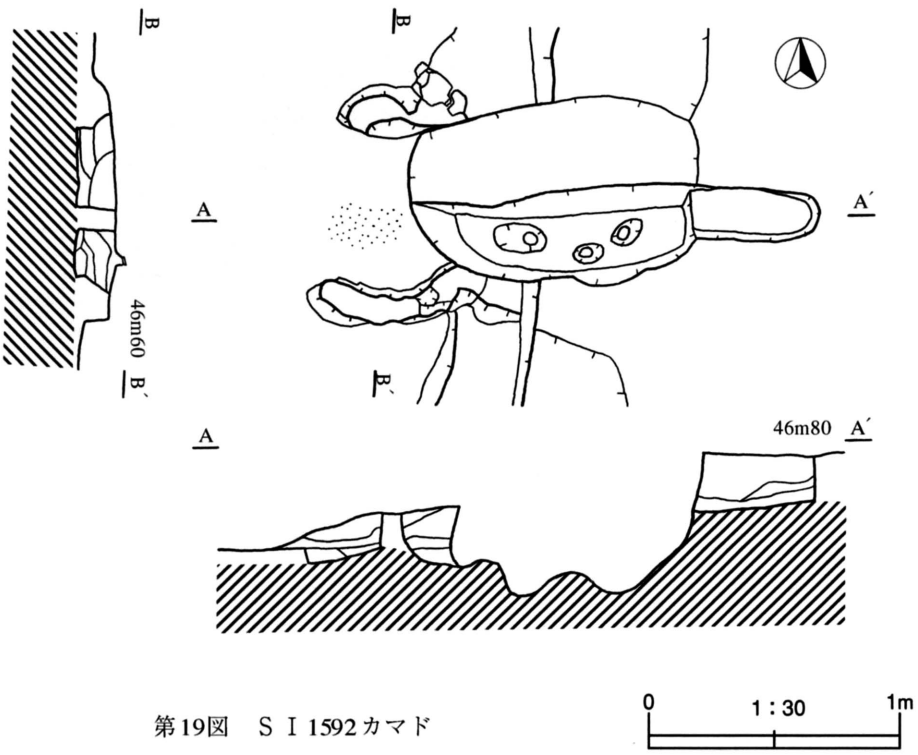

第19図　ＳＩ1592カマド

ＳＩ1592出土遺物（第20図、図版24・25）

須恵器（１～３）：１、２はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。３は糸切り無調整の坏である。底部に「×ヵ」のヘラ記号がある。

赤褐色土器（４～６）：４は糸切りで体部下端にケズリ調整を施すと考えられる坏の底部破片である。５は糸切り無調整の坏の底部破片である。４は底部に判読不能の墨書が、５は底部に「弩」の墨書がある。６は平底の小型甕で、底部に丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。体部内外面にロクロ利用のカキ目調整を施す。二次加熱を受けている。

フイゴ羽口（７）：フイゴ羽口の先端部で、基部は欠損している。

石製品（８）：安山岩製の紡錘車で欠損している。

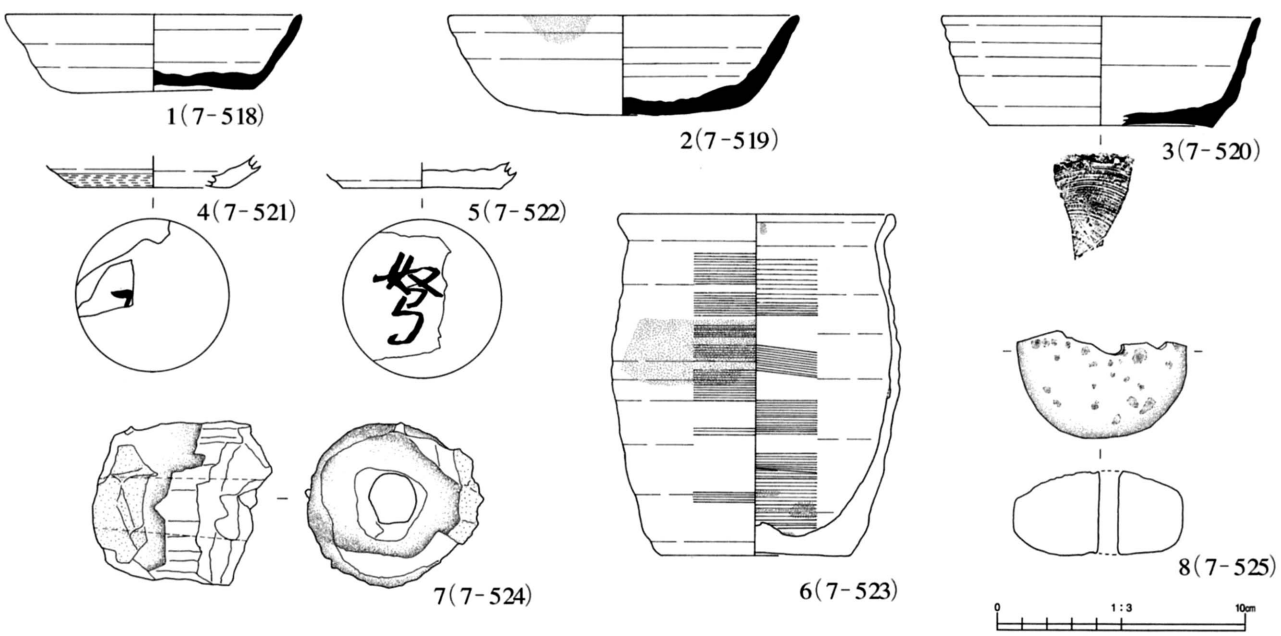

第20図　ＳＩ1592竪穴住居跡出土遺物

ＳＩ1593 竪穴住居跡（第21図、図版14）

調査区中央南側の遺物包含層面で検出された。平面形は東西3.0ｍ以上×南北3.4ｍの方形を呈すると考えられ、東壁は北で約９度西に振れる。カマド、柱掘り方とも検出されない。ＳＢ1588、ＳＩ1592と重複し、ＳＩ1592よりも古く、ＳＢ1588よりも新しい。

ＳＩ1593 出土遺物（第22図、図版25）

赤褐色土器（１）：糸切り無調整の皿である。

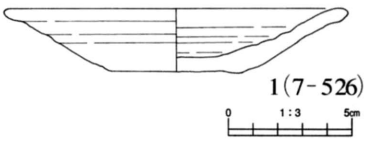

第22図　ＳＩ1593竪穴住居跡出土遺物

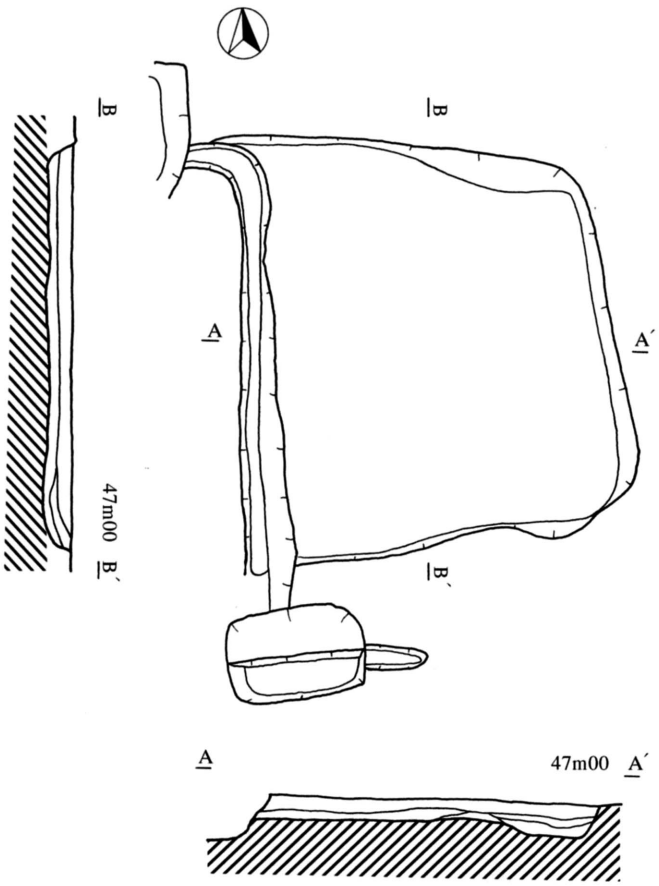

第21図　ＳＩ1593竪穴住居跡　0　1：60　2m

ＳＩ1594竪穴住居跡（第23図、図版15）

調査区西側ＳＩ1592床面で検出された。平面形は東西4.5ｍ×南北5.5ｍの長方形を呈し、西壁は北で約５度東に振れる。カマドは検出されない。四辺に幅10cm～28cm、深さ８cm～10cmの周溝が検出された。南辺に土坑を伴う。住居壁高は40cmを計る。ＳＢ1583、ＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＩ1592と重複し、ＳＢ1583、ＳＩ1592よりも古く、ＳＢ1586、ＳＢ1588よりも新しい。

ＳＩ1594 出土遺物（第24図、図版25）

須恵器（１）：床面直上出土で、ヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。

ＳＩ1595竪穴住居跡（第25･26図、図版15･16）

調査区北側の地山腐植土層面で検出された。平面形は東西 6.8ｍ×南北8.5ｍの長方形を呈し、西壁は北で約３度西に振れる。カマドは検出されない。四辺に幅30cm～44cm、深さ10cm～15cmの周溝が検出され、底部に径10cm～20cm前後の小さな柱痕跡が多数検出された。また、西辺の周溝中央南寄りに幅15cm～20cm、深さ３cm～５cmの東西方向の溝が二条検出された。住居壁高は48cmを計る。南側の床面には堅く赤く焼けた面が確認された。ＳＢ1582、ＳＢ1589、ＳＫ1617、ＳＩ1596、ＳＩ1597と重複し、ＳＩ1596、ＳＩ1597よりも新しく、ＳＢ1582、ＳＢ1589、ＳＫ1617よりも古い。

ＳＩ1595 出土遺物（第27･28図、図版25･26）

須恵器（１～15）：１・２はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。３は糸切り無調整、５は糸切り後、底部及び体部下端にケズリ調整を施す坏である。４・６はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。７～11は、ヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。４は体部に「大□」の墨書が、５

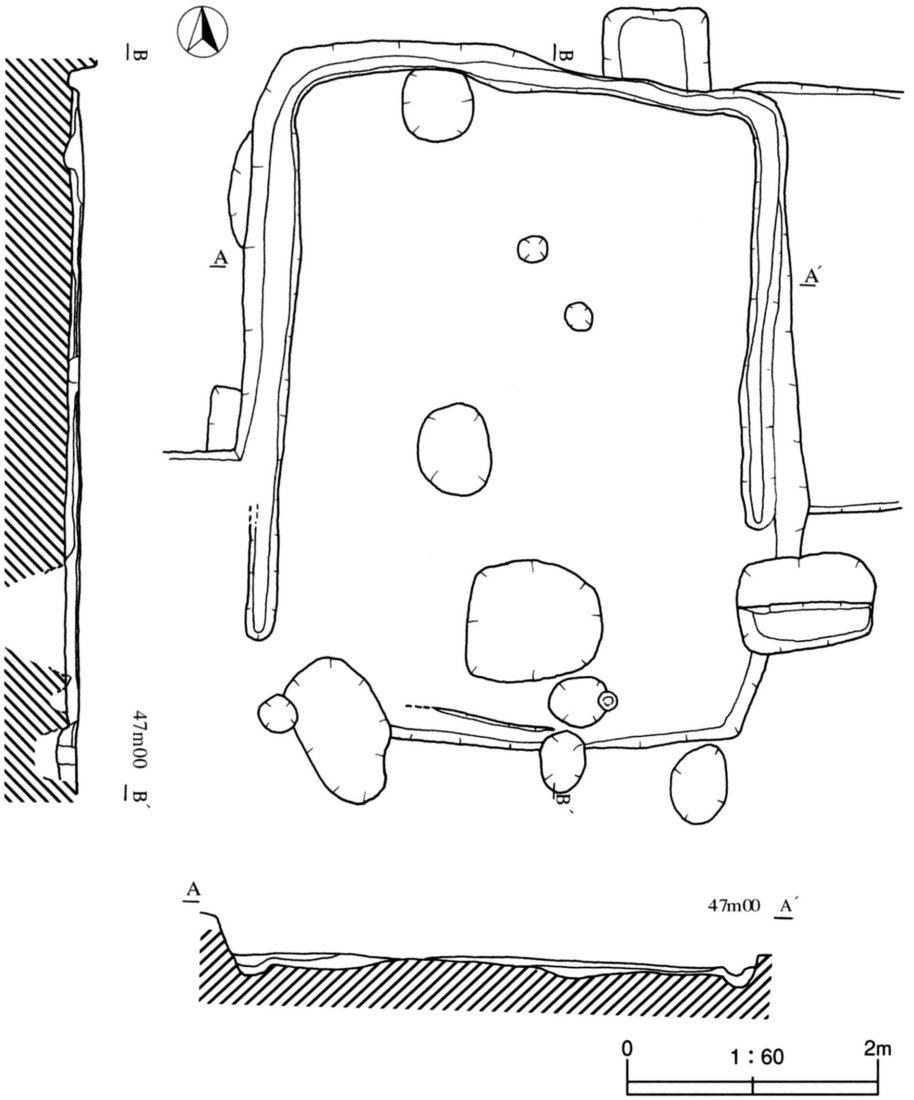

第23図　ＳＩ1594竪穴住居跡

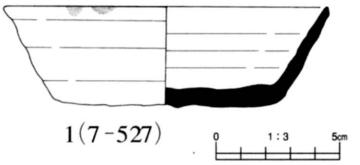

第24図　ＳＩ1594
竪穴住居跡出土遺物

には底部に「官」の墨書が、6は底部に判読不能の墨書が、10は底部に「巾」の墨書がある。11は底部に「×」のヘラ記号がある。12は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、ヘラ切り後、天井部に軽い撫で調整を施す。天井部内面は硯に転用している。13は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後ケズリ調整を施すため切り離し不明である。14はリング状のツマミのつく蓋で天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明である。また、ツマミ取り付け後、ツマミ周縁に撫で調整を施す。内面は硯に転用している。15は双耳鉢の耳部分と考えられる。

赤褐色土器(16)：長胴甕の体部上半から口縁部である。内外面にロクロ利用のカキ目調整を施す。

鉄製品(17)：鋤の刃先である。

ＳＩ1596竪穴住居跡(第25･26図、図版15)

調査区北側の地山腐植土層面ＳＩ1595の西側で検出された。東辺はＳＩ1595により壊されているが、平面形は一辺8.5ｍの方形を呈し、西壁は北で約4度西に振れる。カマドは検出されない。東辺を除く三辺に幅28㎝～40㎝、深さ20㎝～25㎝の周溝が検出された。ＳＩ1595で検出された小さな柱痕跡はほとんど検出されない。北西及び南西に長軸1.0ｍ～1.1ｍ、短軸96㎝～100㎝、深さ1.2ｍ～1.3ｍの柱痕跡が伴う。住居壁高は30㎝を計る。ＳＢ1582、ＳＢ1589、ＳＩ1595、ＳＩ1597、ＳＫ1620と重複し、ＳＩ1597よりも新しく、ＳＢ1582、ＳＢ1589、ＳＩ1595、ＳＫ1620よりも古い。

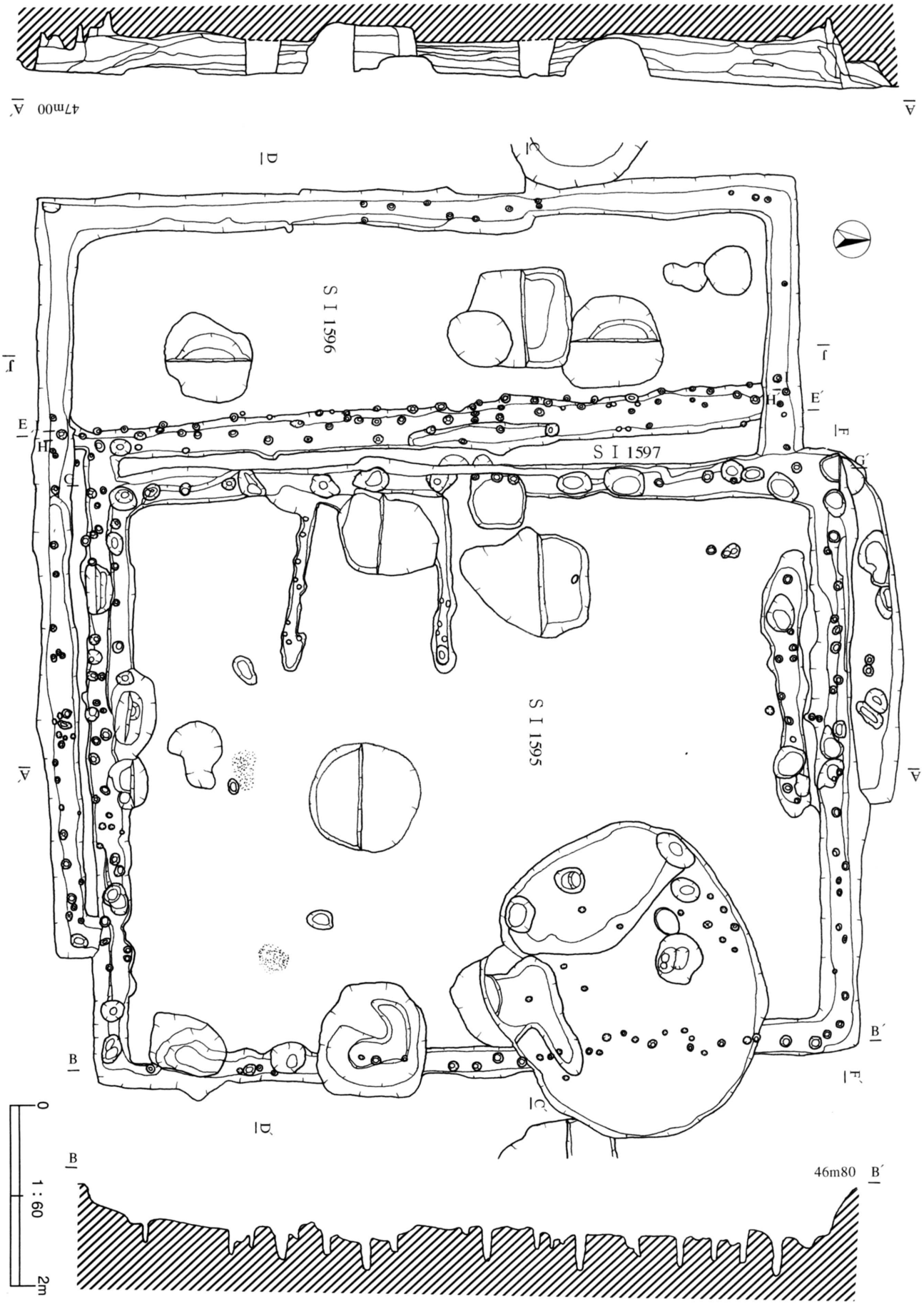

第25図　ＳＩ1595～ＳＩ1597竪穴住居跡

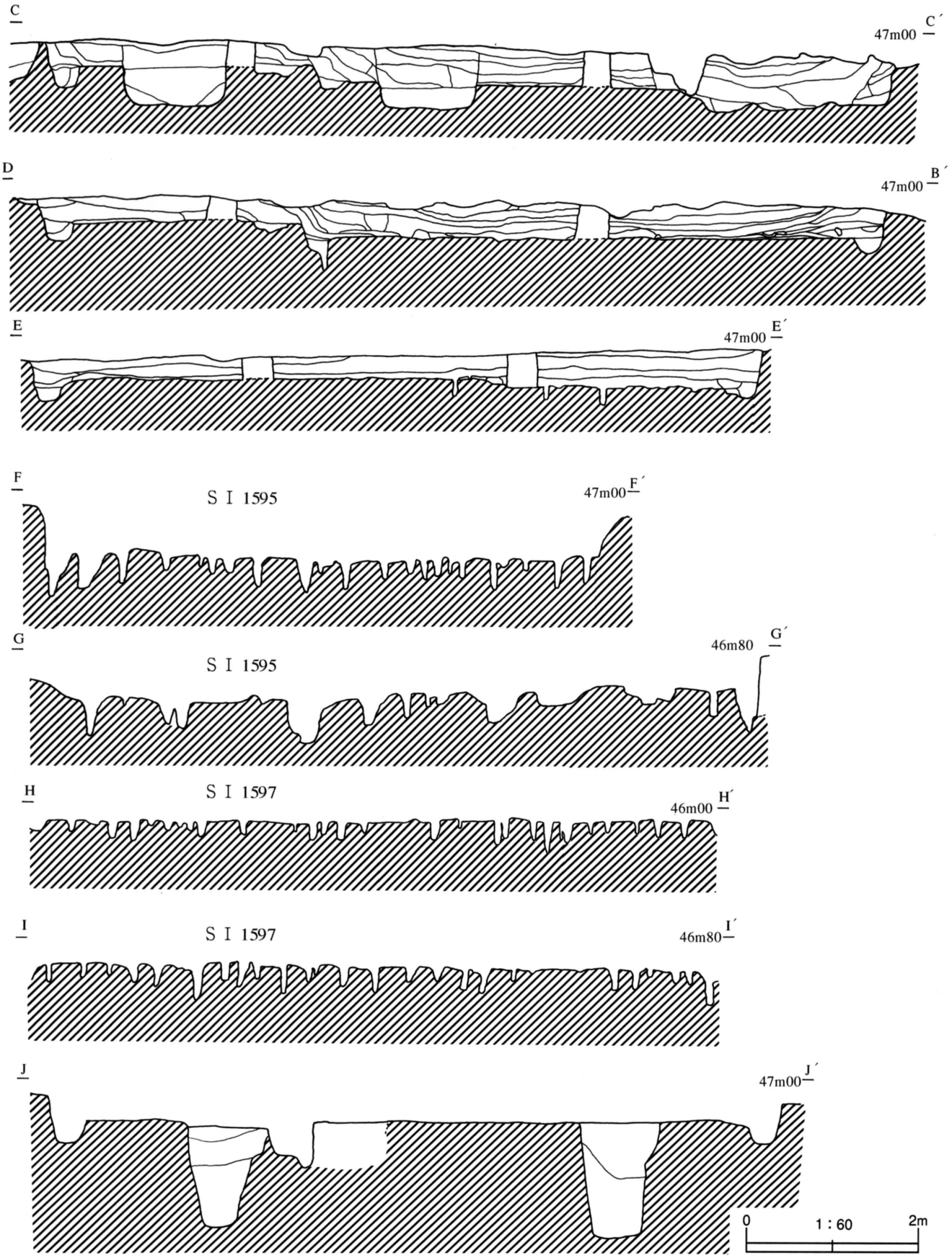

第26図　S I 1595～1597竪穴住居跡土層断面図・エレベーション図

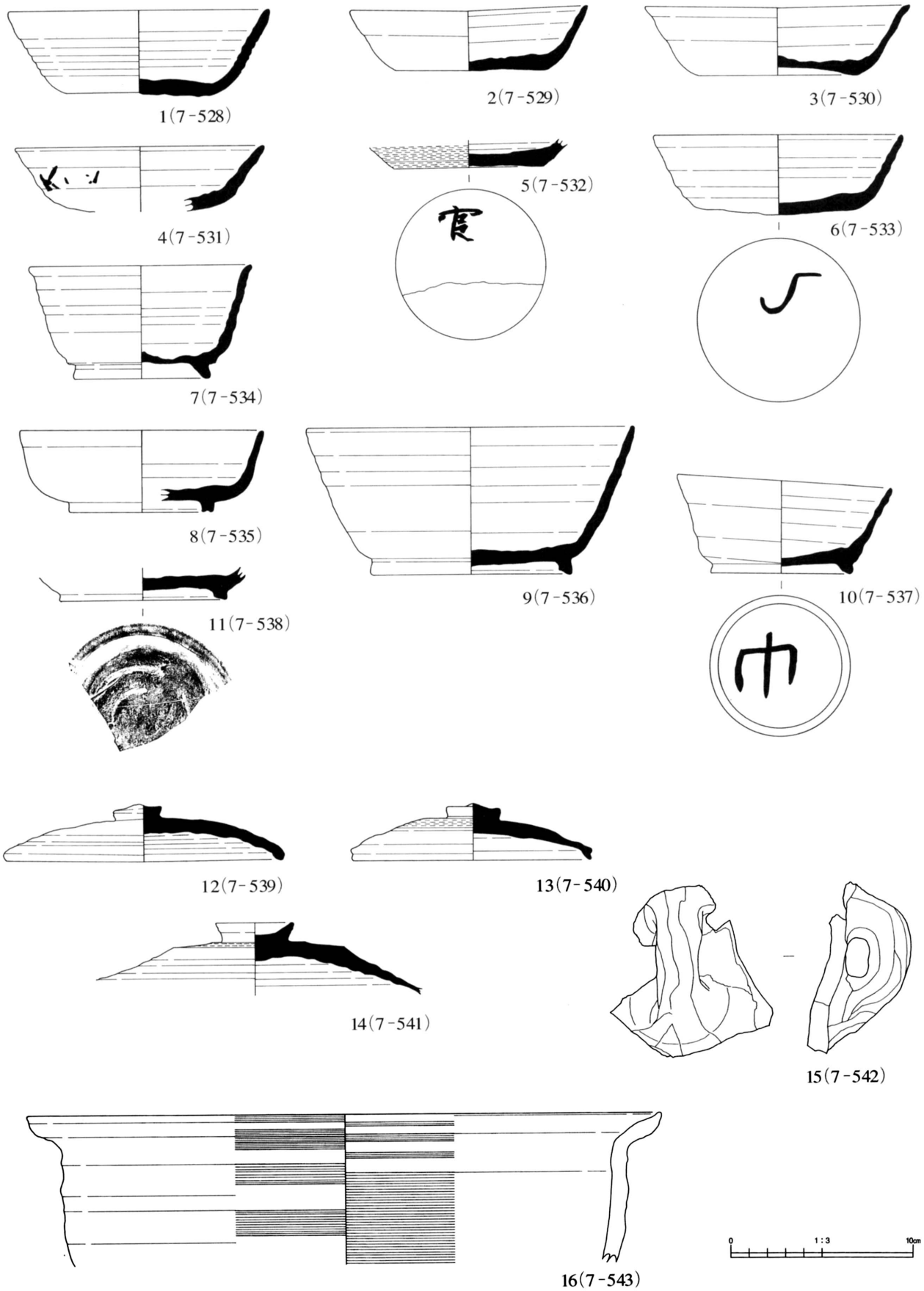

第27図　ＳＩ1595竪穴住居跡出土遺物①

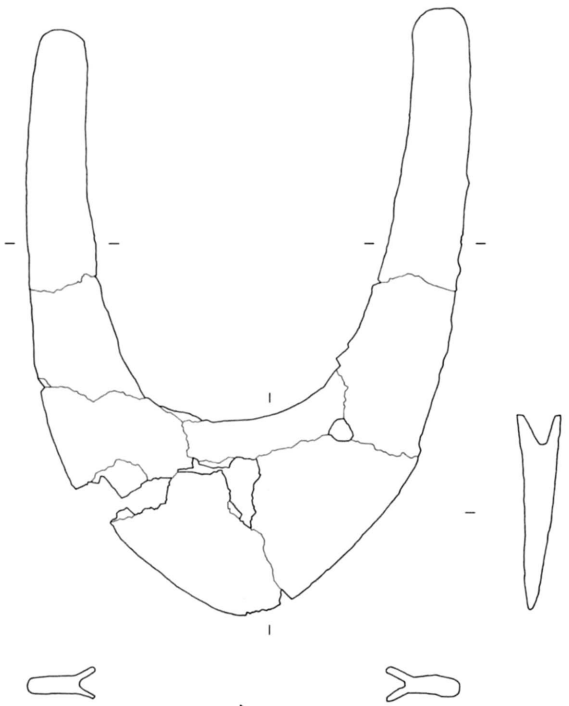

第28図　ＳＩ1595竪穴住居跡出土遺物②

17(7-544)

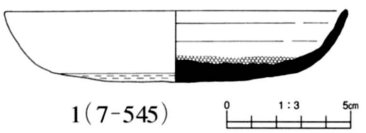

1(7-545)

第29図　ＳＩ1596竪穴住居跡出土遺物

ＳＩ1596出土遺物(第29図、図版26)

須恵器(１)：ヘラ切り後、ケズリ調整を施す坏である。内面は硯に転用している。

ＳＩ1597竪穴住居跡(第25･26図、図版15･16)

調査区北部のＳＩ1596床面より検出された。平面形はＳＩ1595により壊されているため不明であるが、現状では東西5.5ｍ以上×南北8.0ｍの方形を呈すると考えられ、西壁は北で約４度西に振れる。北辺及び東辺を除く二辺に、幅25㎝～48㎝、深さ10㎝の周溝が検出され、底部に径10㎝前後の小さな柱痕跡が多数検出された。ＳＢ1582、ＳＢ1589、ＳＩ1595、ＳＩ1596と重複し、いずれよりも古い。

ＳＤ1553溝跡(第３図)

調査区西側の地山腐植土層面、地山粘土面で検出された。幅40㎝～60㎝、深さ10㎝～43㎝で、北から3.0ｍのところで北西方向に2.8ｍ走り、さらに東方向に3.2ｍ以上、南東方向に5.5ｍの二股に分かれている溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は西側において北で約５度西に振れ、東側において約９度南へ振れ、さらに南東側において約20度南へ振れる。溝底部には鋤先状の工具痕が確認される。ＳＫ1559、ＳＩ1541と重複し、ＳＩ1541よりも古く、ＳＫ1559と同時期と考えられる。

ＳＤ1598溝跡(第３図、図版16)

調査区南東部の遺物包含層面で検出された。幅30㎝～50㎝、深さ14㎝～22㎝、長さ８ｍの南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約５度東に振れる。ＳＢ1585、ＳＫ1607、ＳＫ1608、ＳＤ1601と重複し、ＳＢ1585、ＳＫ1607よりも新しく、ＳＤ1601よりも古い。

ＳＤ1598出土遺物

灰釉陶器：埋土から灰釉陶器の小破片が出土しているが、図示し得なかった。

ＳＤ1599溝跡(第３図、図版13)

調査区南東部の遺物包含層面で検出された。幅30㎝～50㎝、深さ20㎝～26㎝、長さ５ｍの南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向はほぼ真北を向く。

ＳＤ1599出土遺物(第30図)

灰釉陶器(１)：埦の口縁部から体部上部にかけての破片である。内面に刷毛塗りにより施釉されて

いる。

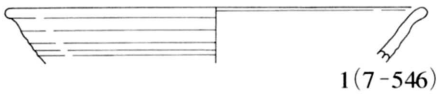

第30図　ＳＤ1599溝跡出土遺物

ＳＤ1600 溝跡（第３図、図版16）

調査区南東部の遺物包含層面で検出された。幅38 cm～48 cm、深さ36 cm～50 cm、長さ5.5 mの南北方向の溝跡である。溝の方向はほぼ真北を向く。ＳＢ1583、ＳＤ1601と重複し、ＳＢ1583よりも新しく、ＳＤ1601よりも古い。

ＳＤ1601 溝跡（第３図、図版17）

調査区南東部の遺物包含層面及び地山腐植土層面で検出された。幅24 cm～42 cm、深さ30 cm～38 cm、長さ9.7 m以上の東西方向の溝跡である。溝の方向は東で約２度南へ振れる。ＳＢ1583、ＳＢ1585、ＳＤ1598、ＳＡ1590と重複し、ＳＤ1598、ＳＡ1590よりも新しく、ＳＢ1583、ＳＢ1585よりも古い。

ＳＤ1602 溝跡（第３図、図版16）

調査区東部の地山腐植土層面で検出された。幅24 cm～44 cm、深さ12 cm～15 cm、長さ4.5 mの南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約４度東へ振れる。ＳＢ1584と重複し、これより新しい。

ＳＤ1602 出土遺物（第31図、図版26）

赤褐色土器（１）：糸切り無調整の坏である。

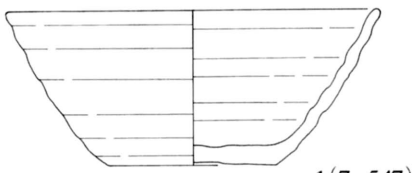

第31図　ＳＤ1602溝跡出土遺物

ＳＤ1603 溝跡（第３図）

調査区中央部の地山粘土層面で検出された。幅30 cm～50 cm、深さ９cm～15 cm、長さ1.5 m以上の南北方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向は北で約９度西へ振れる。ＳＩ1595と重複し、これより古い。

ＳＤ1604 溝跡（第３図）

調査区南部の遺物包含層面で検出された。幅27 cm～32 cm、深さ15 cm～18 cm、長さ2.7 mの東西方向の溝跡である。全体に削平により浅くなっている。溝の方向はほぼ東西を向く。

ＳＫ1559 土坑（第32図、図版17・18）

調査区北西部の地山腐植土層面及び昨年度検出されているＳＫ1555の底面を掘り下げて検出された土取り穴である。土取り穴の掘り込みは、径４m～10 mの円形または楕円形及び一辺4.5 mの方形の規模の土取り穴が連続したもので、底面は約70 cm～１mの高低差で凹凸がある。土取り穴の範囲は東西約11 m、南北約13 m以上、深さは地山腐植土層面から2.4 mとなっている。土取り穴壁面及び底面からは全域に工具の幅約20 cmの鋤の痕跡が残っている。

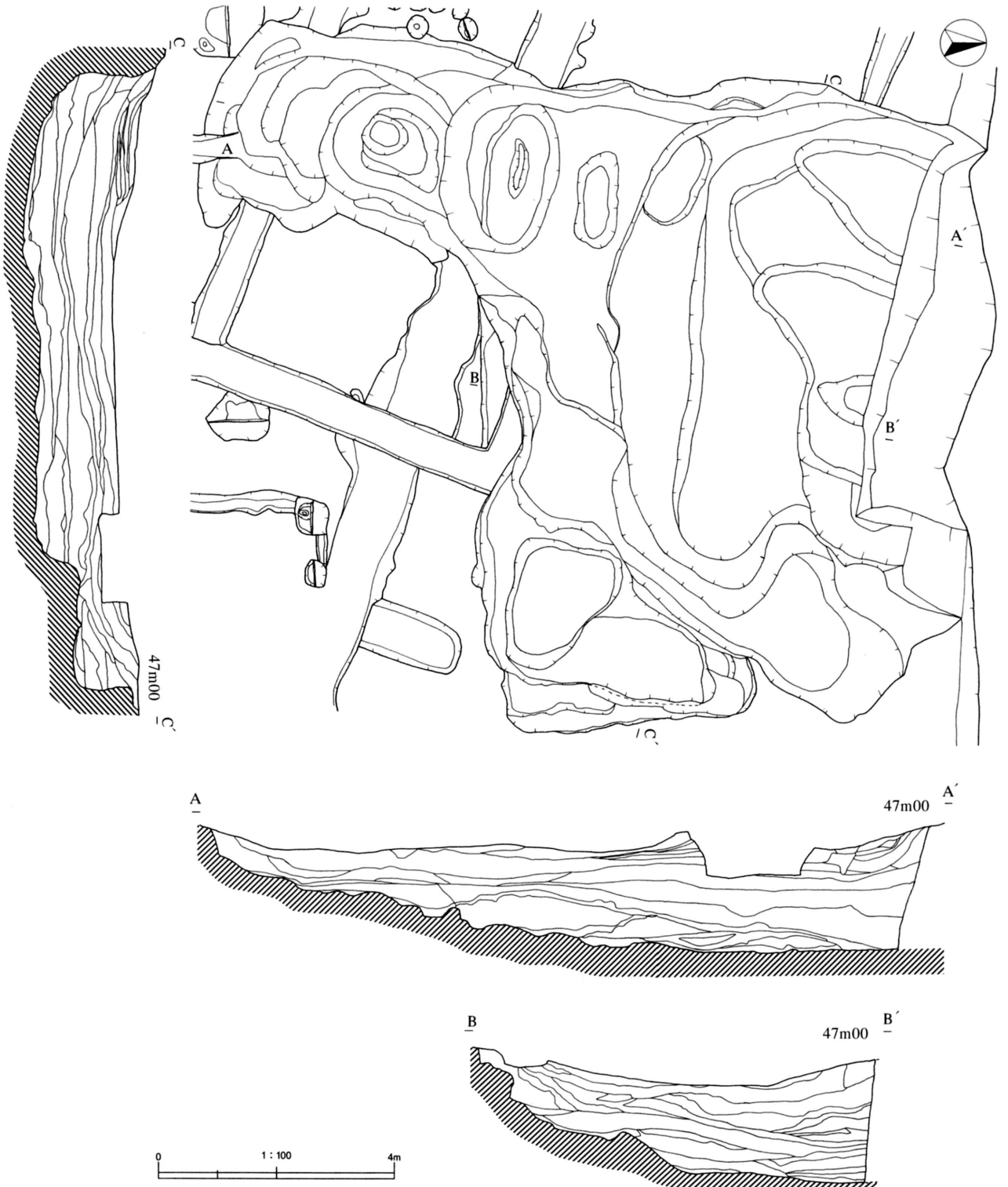

第32図　ＳＫ1559土坑

ＳＫ1559出土遺物（第33～35図、図版26～29）

1～20は第72次調査で出土したもので、埋土上層の出土である。

須恵器（1～6）：1はヘラ切り無調整の坏である。2はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。3はヘラ切り後、底部から体部下端にかけてケズリ調整を施す坏である。4は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。5は坏の底部、6は坏の口縁部の破片である。3は底部に「中」、4、5は底部に6は体部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（7～18）：7～12、14～17は糸切り無調整の坏である。13は糸切りで底部から体部下端にかけてケズリ調整を施す坏である。18は底部の破片である。13は底部に「厨酒坏」、14、17は底部に「厨」、16は底部に「良（うしとら）」、15、18は底部に判読不能の墨書がある。

フイゴ羽口(19)：フイゴ羽口先端部であり基部は欠損している。

鉄製品(20)：比較的大型の鉄鏃である。

21～60は第75次調査で出土したもので、埋土上層～中層の出土遺物である。

須恵器(21～42)：21、23～28はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。22、30はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。29は糸切り無調整の坏である。29は底部に判読不能の、30は底部に「千」の墨書がある。22は内面を硯に転用している。31～35はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。34は底部に「×」のヘラ記号、35は底部に「田川」の墨書がある。34は底部外面を硯に転用している。36は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付皿である。37は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明である。天井部内面は硯に転用している。38は小ぶりな扁平のツマミのつく蓋で、ヘラ切り後、ケズリ調整を施す。内面は硯に転用している。39はリング状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明である。天井部内面は硯に転用している。40は天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため切り離し不明の蓋である。ツマミはつかないと考えられる。内面は硯に転用している。41は盤で、底部にケズリ調整を施すため切り離し不明である。内面は硯に転用している。42は三段構成の長頸瓶で、頸部は欠損している。底部はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す。

土師器(43)：平底の小型甕と考えられる。体部下半は欠損している。口縁部から頸部にかけて内外面にロクロ利用のカキ目調整を施す。外面体部下端には手持ちケズリ調整を施し、底部外面には木葉痕が認められる。内面体部上半には木口状の工具による撫で調整を施す。底部内面に工具により強い撫で付けを行う。

赤褐色土器(44～50)：44～46は糸切り無調整の坏である。44、45は内外面に煤状の炭化物が付着する。47は糸切りで底部から体部下半にかけてケズリ調整を施す坏である。外面体部下半に判読不能の墨書がある。48は坏の口縁部から体部下端にかけての破片と考えられ、外面体部下半に「厨」の墨書がある。49は静止糸切りで底部から体部下半にかけてケズリ調整を施す坏である。底部に判読不能の墨書がある。50は糸切りの坏の底部破片で、判読不能の墨書がある。

緑釉陶器(51)：椀底部から体部上半にかけての破片である。底部内面に沈線が1条廻る。内外面に刷毛塗りで施釉されている。

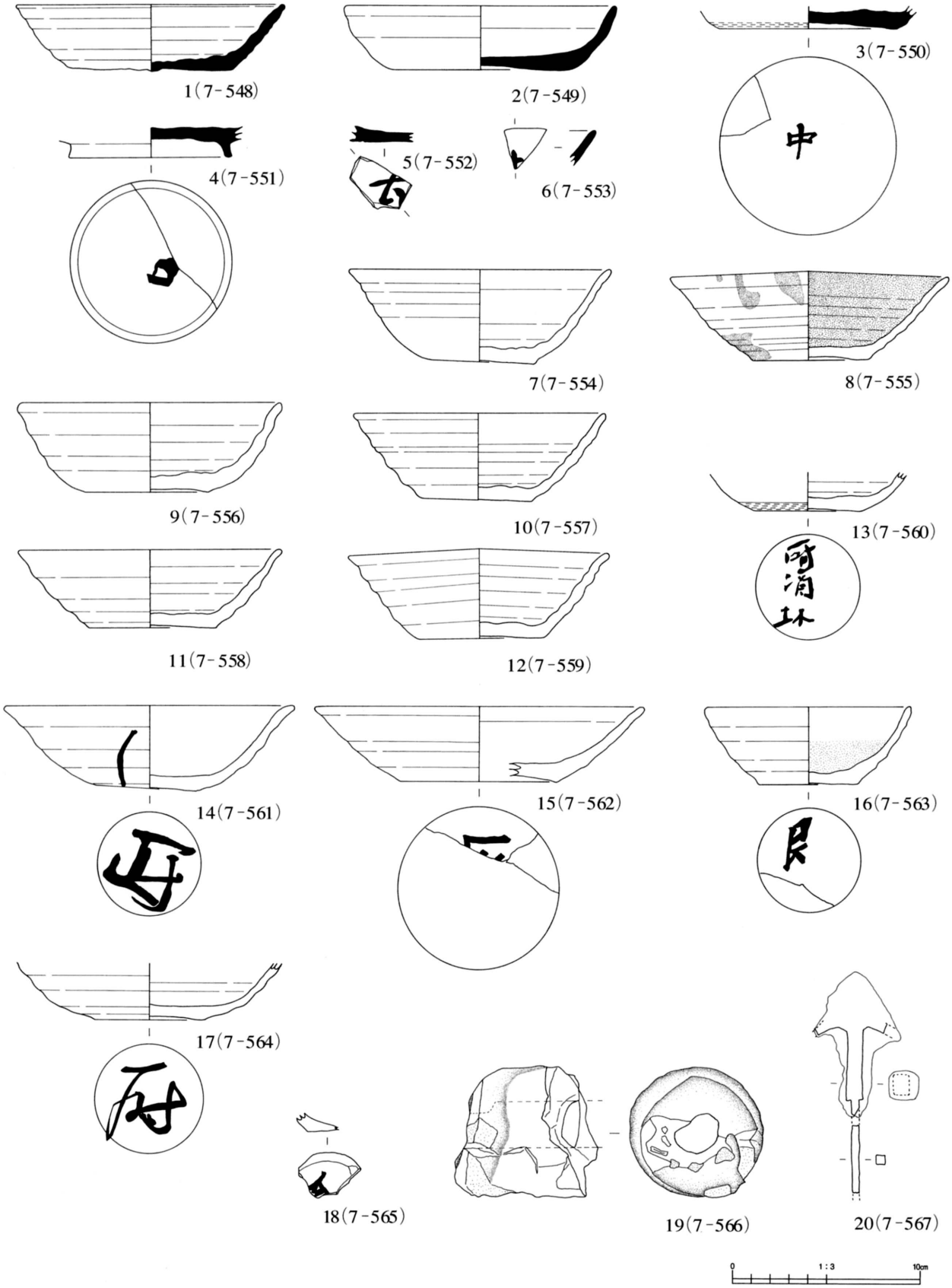

第33図　ＳＫ1559土坑出土遺物①

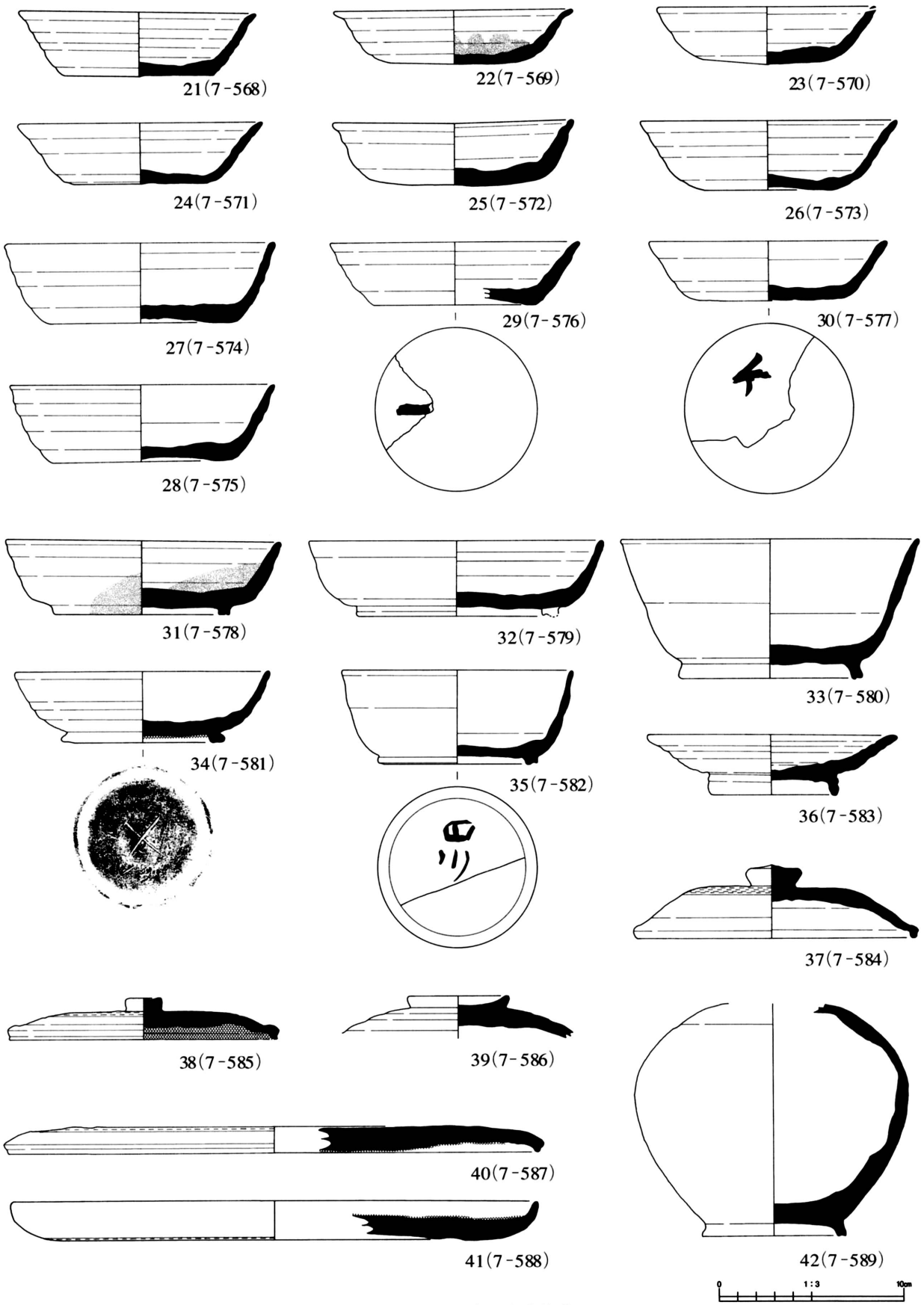

第34図　ＳＫ1559土坑出土遺物②

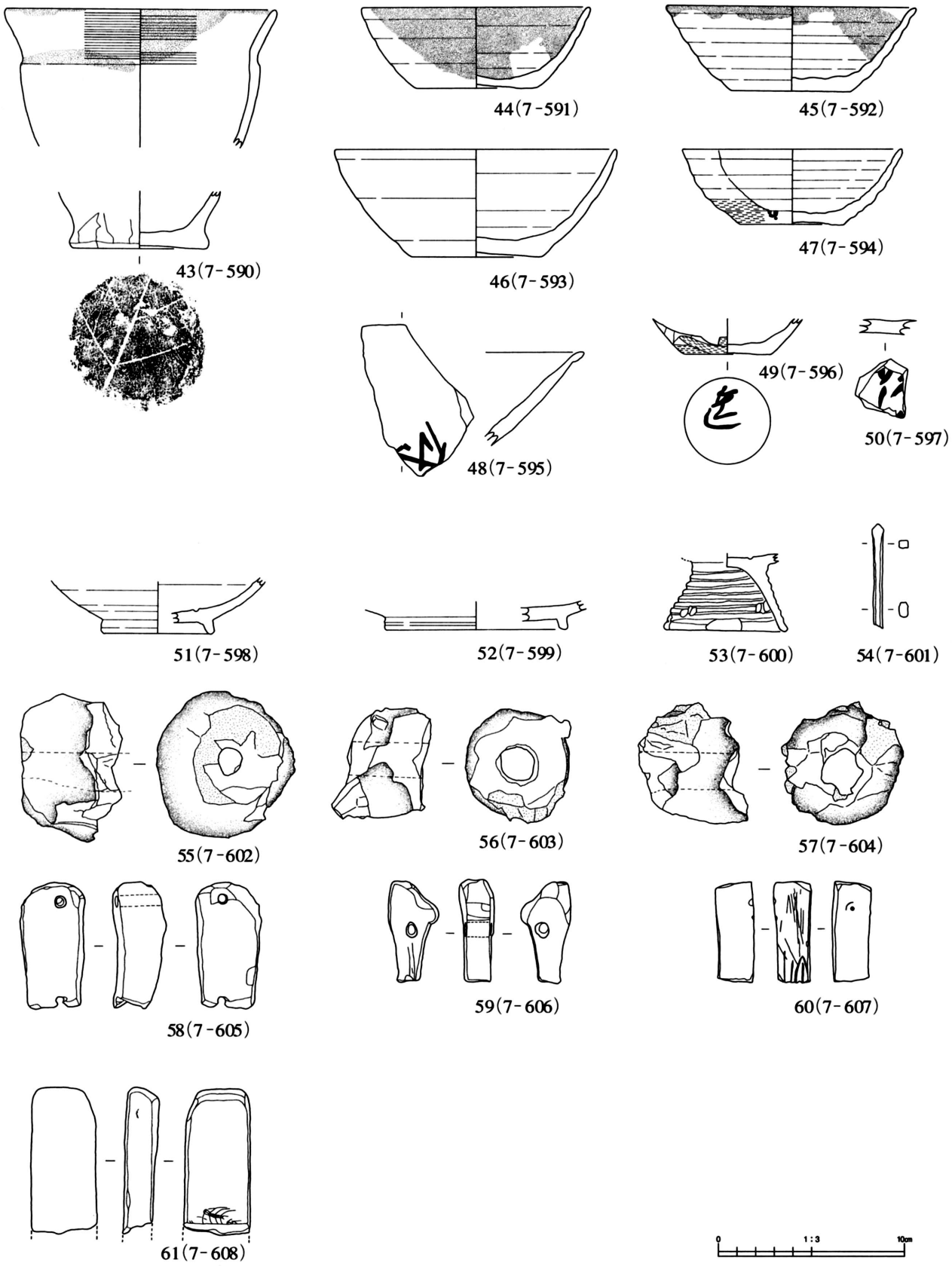

第35図　ＳＫ1559土坑出土遺物③

灰釉陶器(52)：台付埦の底部から体部の破片である。内面に刷毛塗りで施釉されている。

弥生土器(53)：高坏の底部から脚部の破片である。底部内面はミガキ調整を施し、中央部に1条の沈線による円文が施文される。脚部は外面は数条の沈線による変形工字文が施文され、小さい貼瘤が見られる。内面はミガキ調整を施す。

鉄製品(54)：鉄鏃で下部は欠損している。

フイゴ羽口(55～57)：いずれもフイゴ羽口先端部であり、基部は欠損している。

石製品(58～61)：58、59は提砥石で、4面を使用している。58は上部と下部に穴が穿たれている。60は4面使用の砥石で、穴を穿とうとした痕跡が認められる。61は2面使用の砥石で、一方が欠損している。石質は58～60は凝灰岩、61は泥岩である。

ＳＫ1560土坑(第36図、図版19)

調査区南部の暗褐色土層面を除去して検出された。長径5ｍ×短径4.9ｍ、深さ1.9ｍの円形の土坑である。土坑壁面及び底面には工具の幅約20㎝の鋤の痕跡が残っている。ＳＩ1542、ＳＩ1543と重複しこれらよりも新しい。

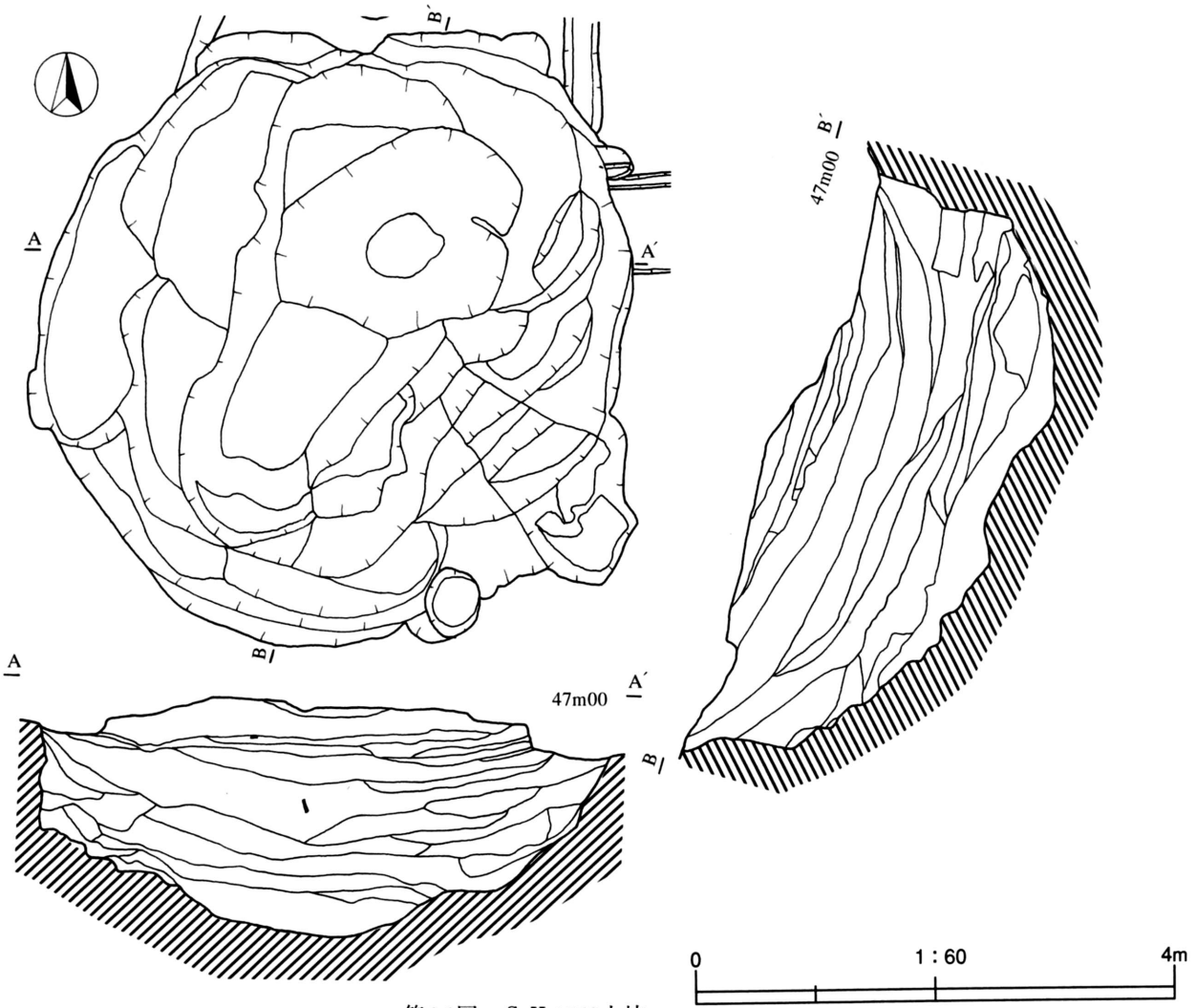

第36図　ＳＫ1560土坑

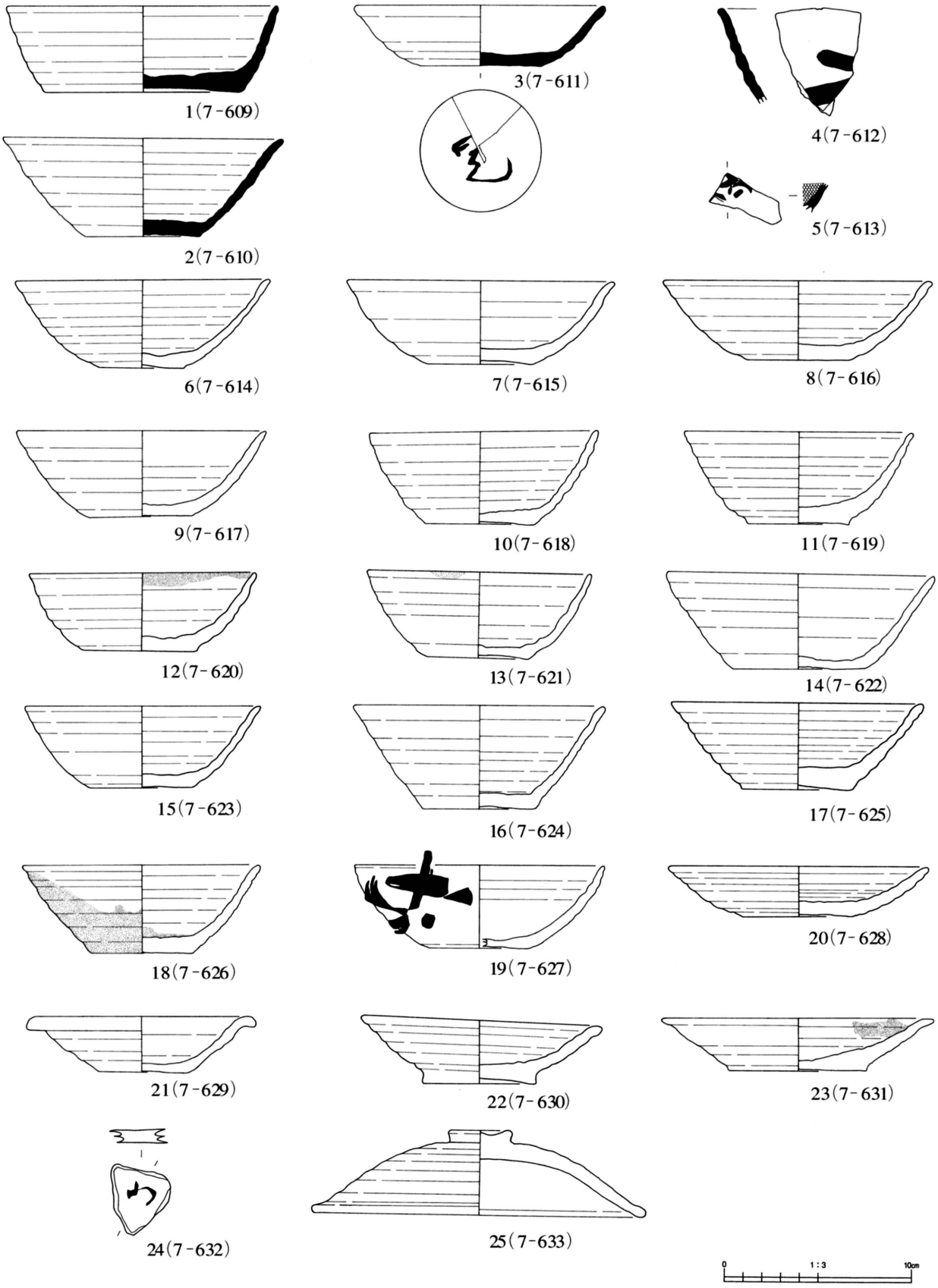

第37図　ＳＫ1560土坑出土遺物

ＳＫ1560 出土遺物（第37図、図版29・30）

須恵器（１～５）：１はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。２は糸切り無調整の坏である。３はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。４は坏の口縁部から体部にかけて、５は体部の破片である。３は底部に「定」、４、５は体部に判読不能の墨書がある。５は内面が硯に転用されている。

赤褐色土器（６～25）：６～19は糸切り無調整の坏である。19は体部に判読不能の墨書がある。20～23は糸切り無調整の皿である。24は糸切り無調整の坏の底部破片で、判読不能の墨書がある。25は蓋で、天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。

ＳＫ1605 土坑（第38図、図版20）

調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径2.6ｍ×短径2.2ｍ、深さ32㎝の歪んだ楕円形の土坑である。

ＳＫ1606 土坑（第38図、図版20）

調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径３ｍ×短径2.5ｍ、深さ30㎝の楕円形の土坑である。ＳＢ1582と重複し、これより古い。

ＳＫ1607 土坑（第39図）

調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径1.3ｍ×短径１ｍ、深さ30㎝の楕円形の土坑である。ＳＢ1585、ＳＤ1598と重複し、ＳＢ1585よりも新しく、ＳＤ1598よりも古い。

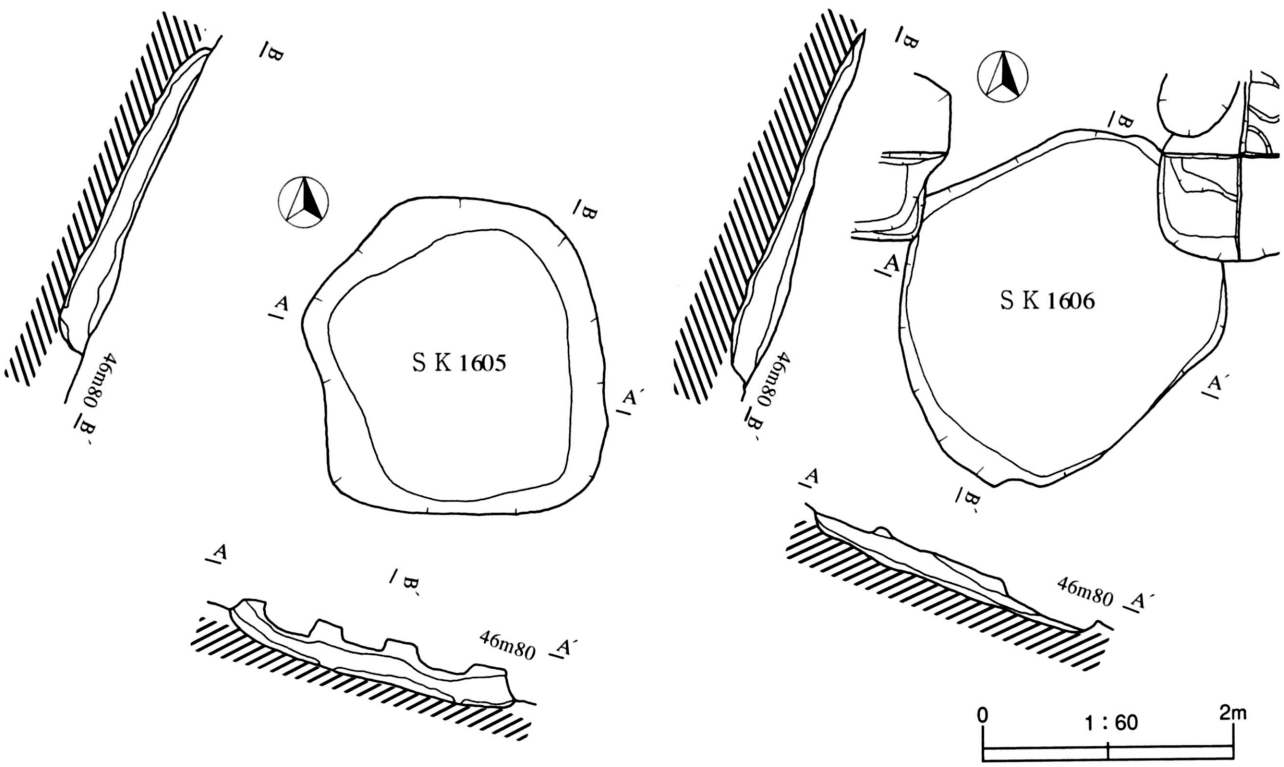

第38図　ＳＫ1605・1606土坑

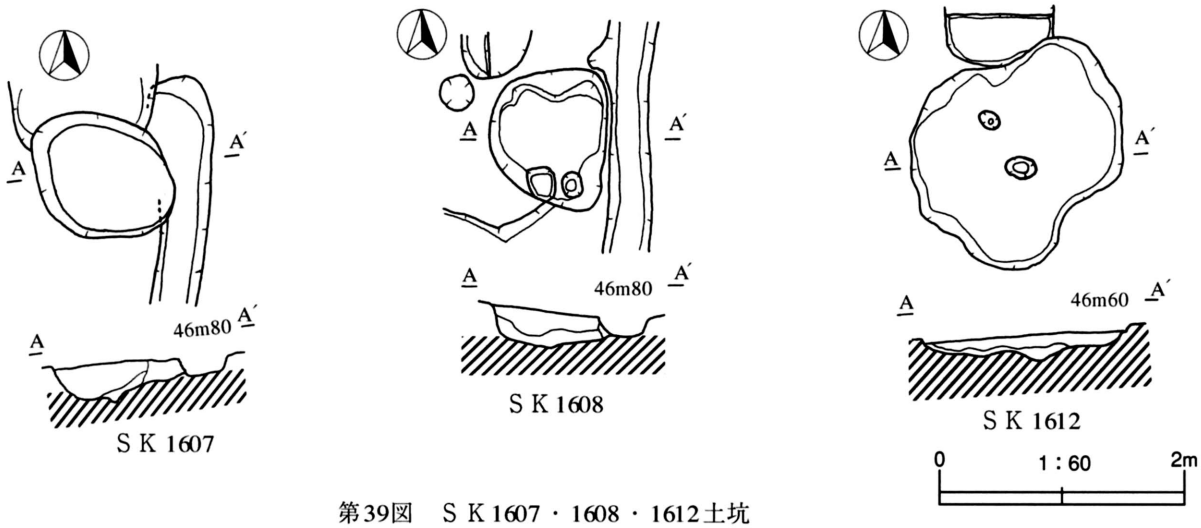

第39図　ＳＫ1607・1608・1612土坑

ＳＫ1608土坑（第39図）

調査区東部の遺物包含層面で検出された。長径1.1ｍ×短径１ｍ、深さ30㎝の楕円形の土坑である。

ＳＫ1609土坑

調査区東部のＳＢ1585掘り方上面で検出された。長径1.5ｍ×短径0.7ｍ、深さ40㎝の楕円形の土坑で、埋土には多量の焼土を含んでいる。

ＳＫ1610土坑

調査区東部のＳＢ1585掘り方上面で検出された。長径85㎝×短径60㎝、深さ60㎝の楕円形の土坑で、埋土には多量の焼土を含んでいる。

ＳＫ1611土坑（第40図、図版21）

調査区南部の地山粘土層面で検出された。長径3.1ｍ×短径2.3ｍ、深さ50㎝の楕円形の土坑である。埋土最下層の第４層にぶい黄褐色土・暗褐色土・褐色土混合層から漆紙文書が出土している。

ＳＫ1611出土遺物（第41図、図版30･31）

須恵器（１～４）：１はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。２・３はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。４は坏の口縁部から体部上半にかけての破片で、「官ヵ」の墨書がある。

赤褐色土器（５・６）：５は糸切り無調整の坏である。６は小型甕の口縁部から体部上半にかけての破片である。

ＳＫ1612土坑（第39図）

調査区西部で検出されたＳＩ1541貼床面下で検出された。長径1.9ｍ×短径1.5ｍ、深さ15㎝の歪んだ楕円形の土坑である。ＳＩ1541、ＳＢ1586と重複し、ＳＩ1541よりも古く、ＳＢ1586よりも新しい。

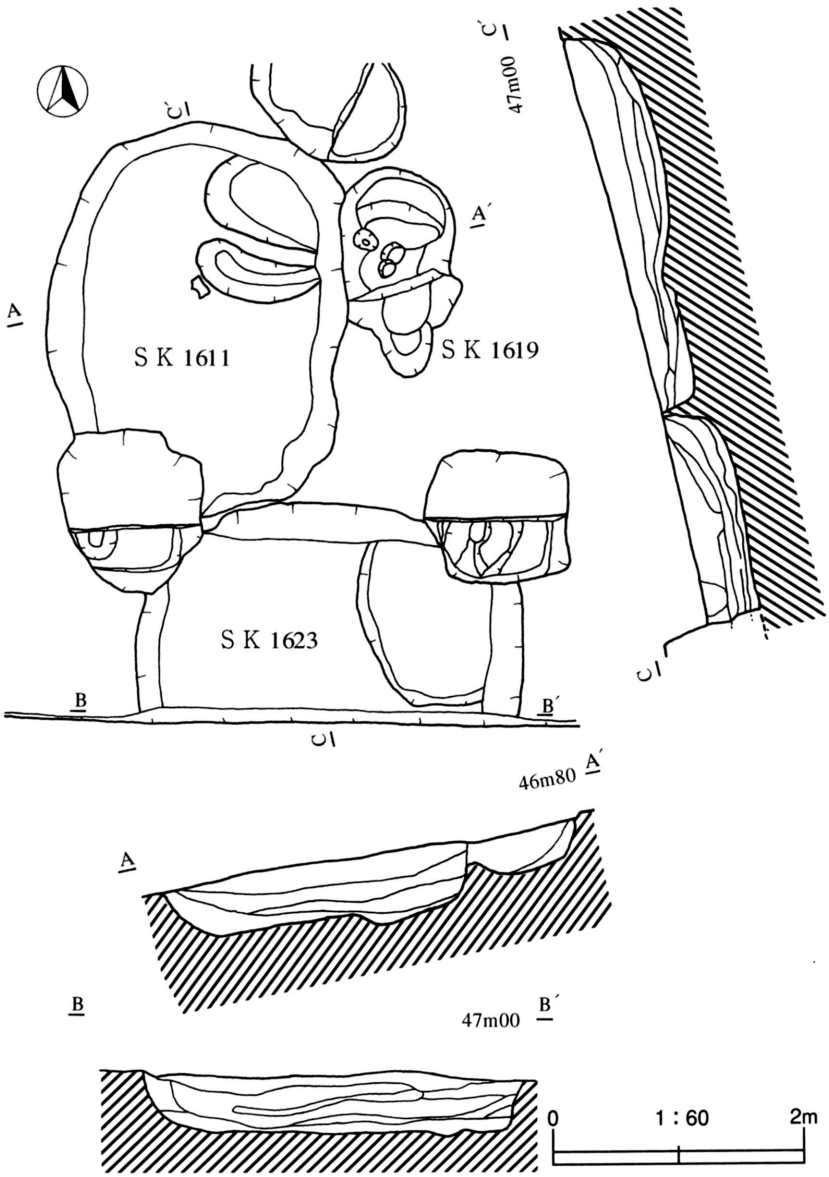

第40図　ＳＫ1611・1619・1622土坑

ＳＫ1613土坑（第３図）

調査区北東部の地山腐植土層面で検出された。全容については東側部分に重複する他の遺構のプランが不明であり、また調査区外であることから調査は次年度以降行うこととした。

ＳＫ1613出土遺物（第42図、図版31）

赤褐色土器（１～７）：１～５は糸切り無調整の坏である。４は底部に「丸子」、５は底部に「厨」の墨書がある。６は糸切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。７は蓋でツマミ部分が欠損している。天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため、切り離し不明である。

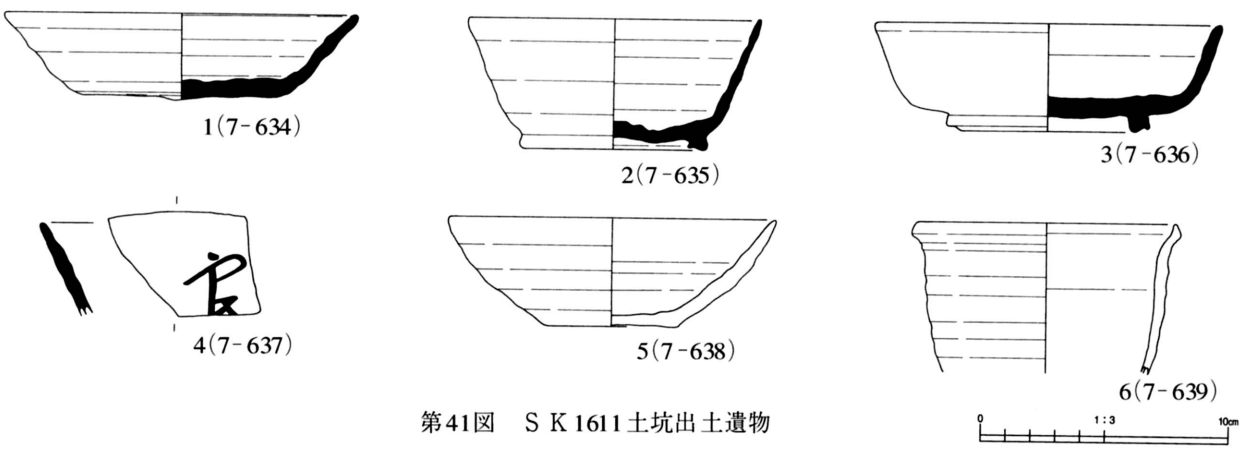

第41図　ＳＫ1611土坑出土遺物

ＳＫ1614土坑（第43図、図版22）

調査区南部の遺物包含層面で検出された。長径2.1ｍ×短径2.1ｍ、深さ35㎝の不整形の土坑である。ＳＢ1583と重複し、これよりも古い。

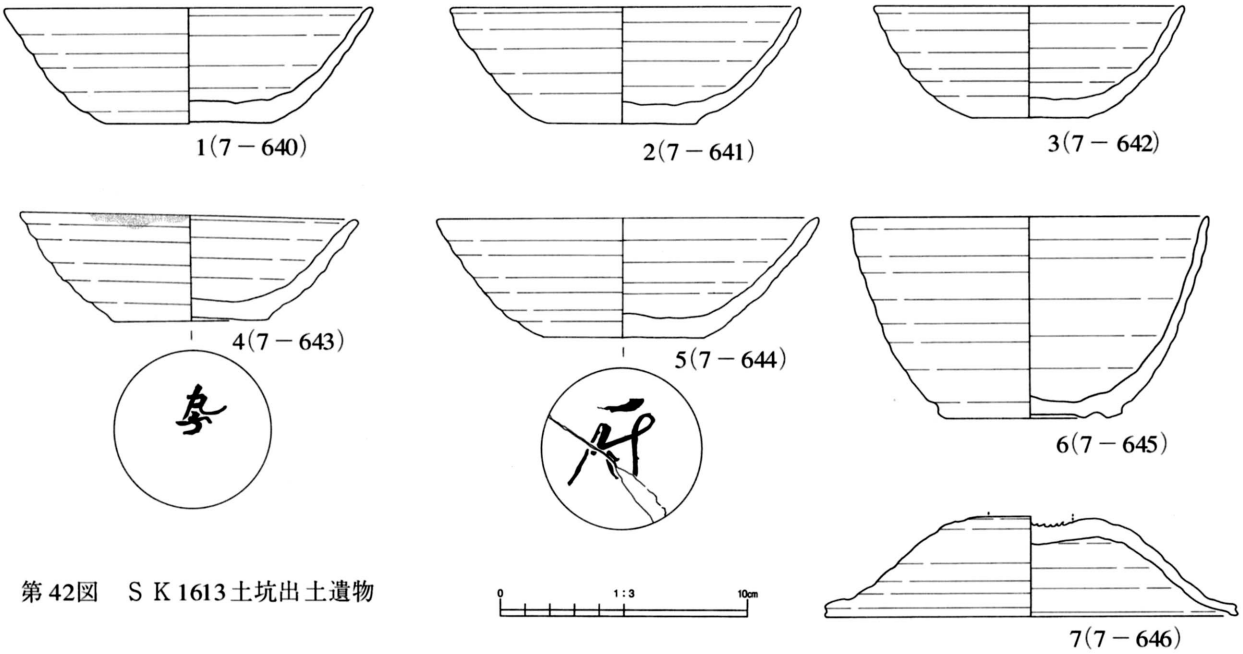

第42図　ＳＫ1613土坑出土遺物

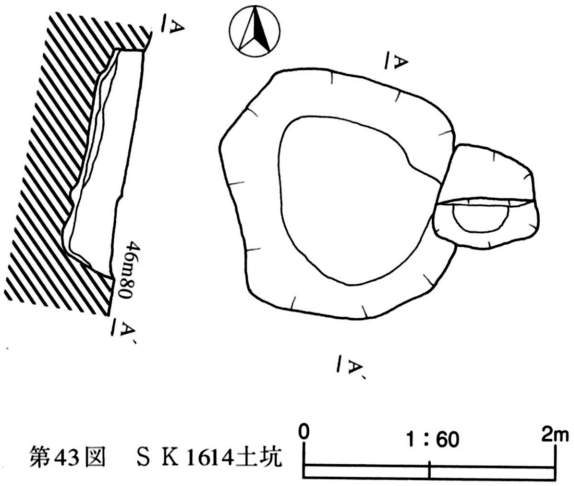

第43図　ＳＫ1614土坑

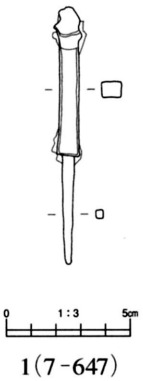

第44図
ＳＫ1614土坑
出土遺物

ＳＫ1614出土遺物（第44図、図版31）

鉄製品(1)：鉄鏃である。

ＳＫ1615土坑（第45図、図版22）

調査区中央部の地山粘土層面で検出された。長径3.6ｍ×短径1.8ｍ、深さ34㎝の楕円形の土坑である。ＳＫ1616、ＳＢ1582と重複し、ＳＢ1582よりも古く、ＳＫ1616と同時期と考えられる。

ＳＫ1616土坑（第45図、図版22）

調査区中央部の地山粘土層面でＳＫ1615に隣接した形で検出された。3.1ｍ×1.8ｍ、深さ30㎝の隅丸方形の土坑である。ＳＢ1582と重複し、これよりも古い。

ＳＫ1616出土遺物（第46図、図版31）

須恵器（１・２）：１はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏である。底部内面に「×」のヘラ記号がある。２はヘラ切りで、台周縁に撫で調整を施す台付坏である。

鉄製品（３）：鉄鏃で下端が欠損している。

ＳＫ1617土坑（第47図、図版23）

調査区北部のＳＩ1595上面で検出された。長径3.7ｍ×短径3.1ｍ、深さ50㎝の楕円形の土坑である。東側底面には径10㎝前後の小さな柱痕跡が多数検出されたが、これはＳＩ1595の周溝底部の小柱痕跡と考えられる。

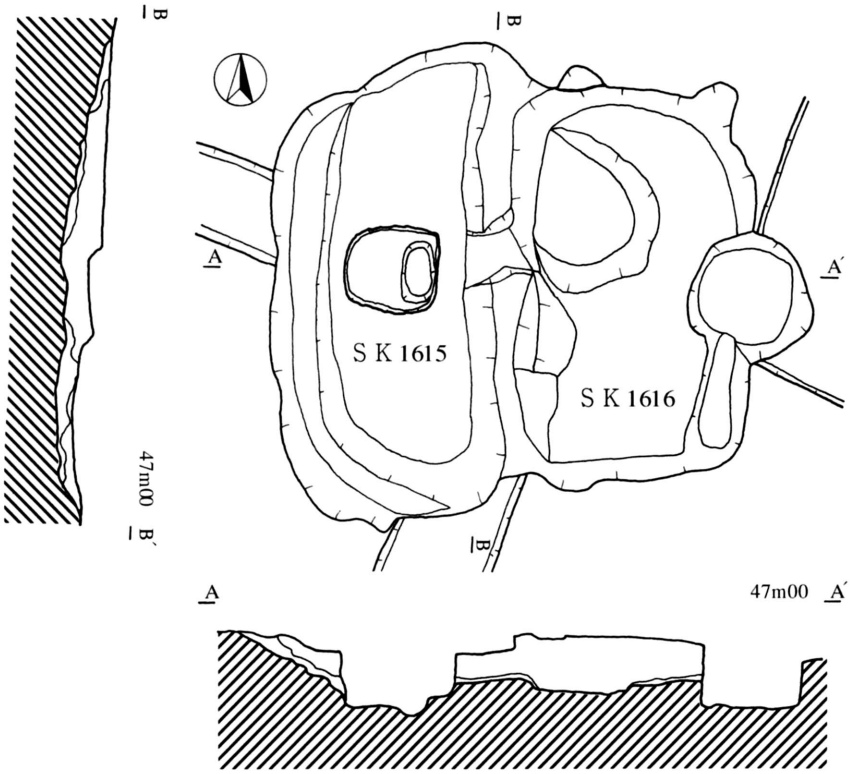

第45図　ＳＫ1615・1616土坑

0　1：60　2m

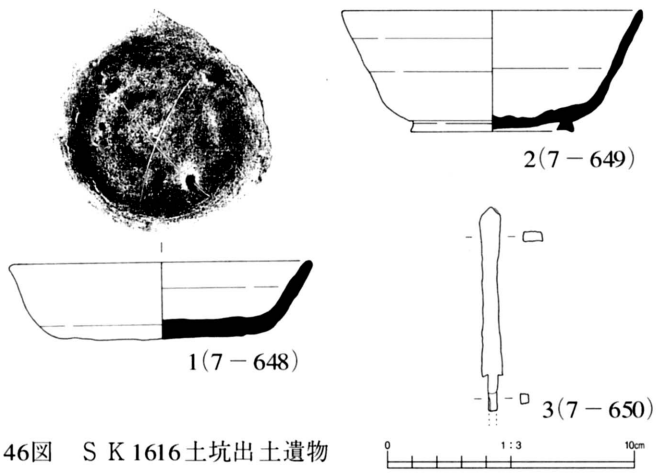

第46図　ＳＫ1616土坑出土遺物

ＳＫ1617出土遺物（第47図、図版32）

須恵器（１～４）：１は糸切り無調整の坏である。２はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏で、内外面に炭化物が多く付着している。３はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。４はヘラ切り後、軽い撫で調整を施す坏の底部破片で、底部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（５～９）：５は糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す坏である。６、７は糸切り無調整の坏である。７は底部に「九」の墨書がある。８は底部切り離し後、丁寧な撫で調整を施す坏である。９は糸切り無調整の皿である。

ＳＫ1618土坑（第49図）

調査区東部の地山粘土層面で検出された。直径70㎝、深さ20㎝の円形の土坑である。

ＳＫ1619土坑（第40図）

調査区南部の地山粘土層面で検出された。長径1.3ｍ×短径0.9ｍ、深さ30㎝の楕円形の土坑である。ＳＫ1611と重複し、これよりも古い。

ＳＫ1619出土遺物（第50図、図版32）

赤褐色土器（１・２）：１は糸切り無調整の坏で、焼きひずみが大きい。２は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す坏である。底部に「厨」の墨書がある。

ＳＫ1620土坑（第49図）

調査区北部の地山粘土層面で検出された。長径2.0ｍ×短径1.6ｍ、深さ45㎝の楕円形の土坑である。

ＳＩ1596、ＳＢ1535、ＳＢ1589と重複し、これらよりも新しい。

ＳＫ1621土坑（第47図）

調査区北部のＳＩ1596床面で検出された。ＳＫ1617によって削平され現状では長径1.0ｍ×短径0.4ｍ以上、深さ34㎝の楕円形の土坑である。ＳＩ1596、ＳＫ1617と重複し、これらよりも古い。

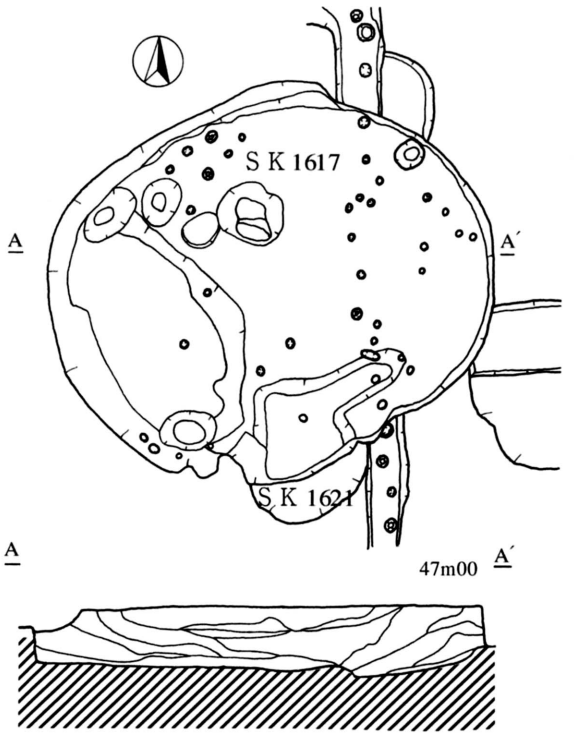

第47図　ＳＫ1617・1621土坑　0　1：60　2m

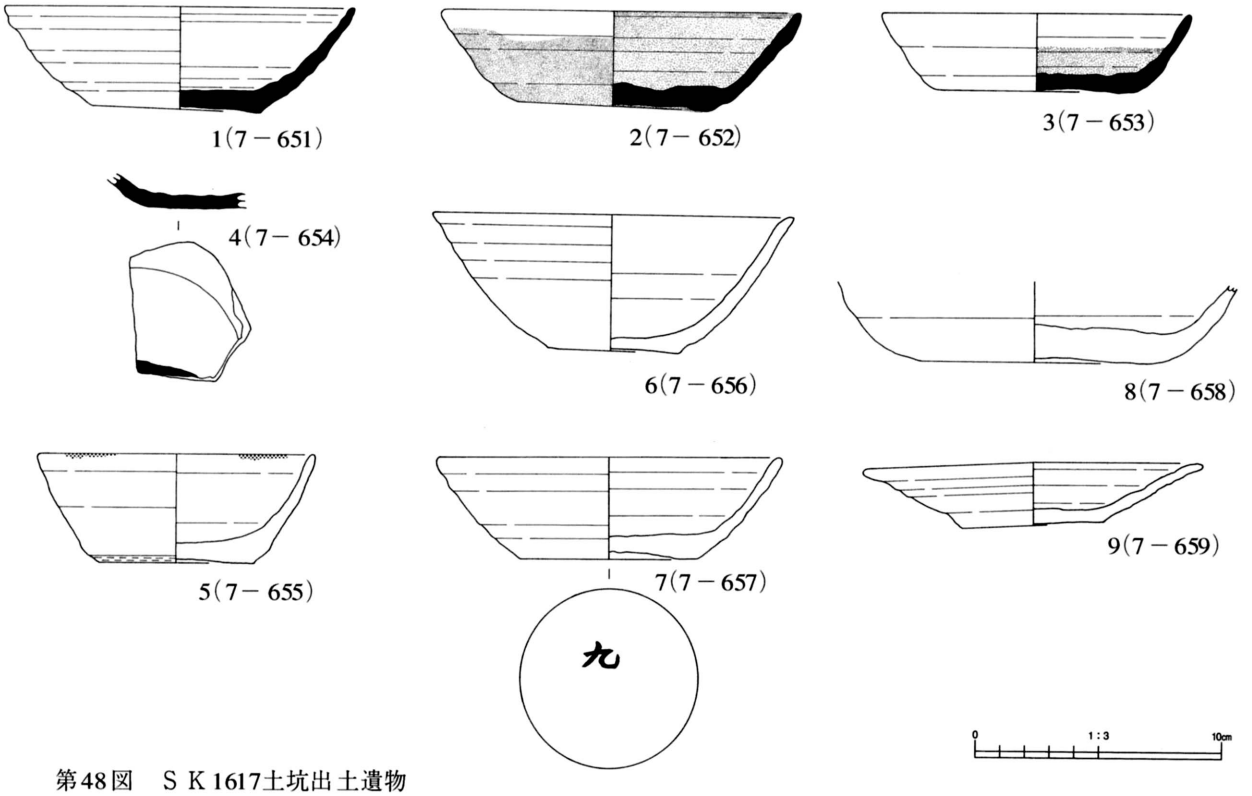

第48図　ＳＫ1617土坑出土遺物

ＳＫ1622土坑（第40図、図版23）

調査区南部の地山粘土層面で検出された。南側が調査区外のため不明であるが、現状では東西3.1ｍ×南北1.8ｍ、深さ47㎝の隅丸方形の土坑である。ＳＢ１1583と重複し、これよりも古い。

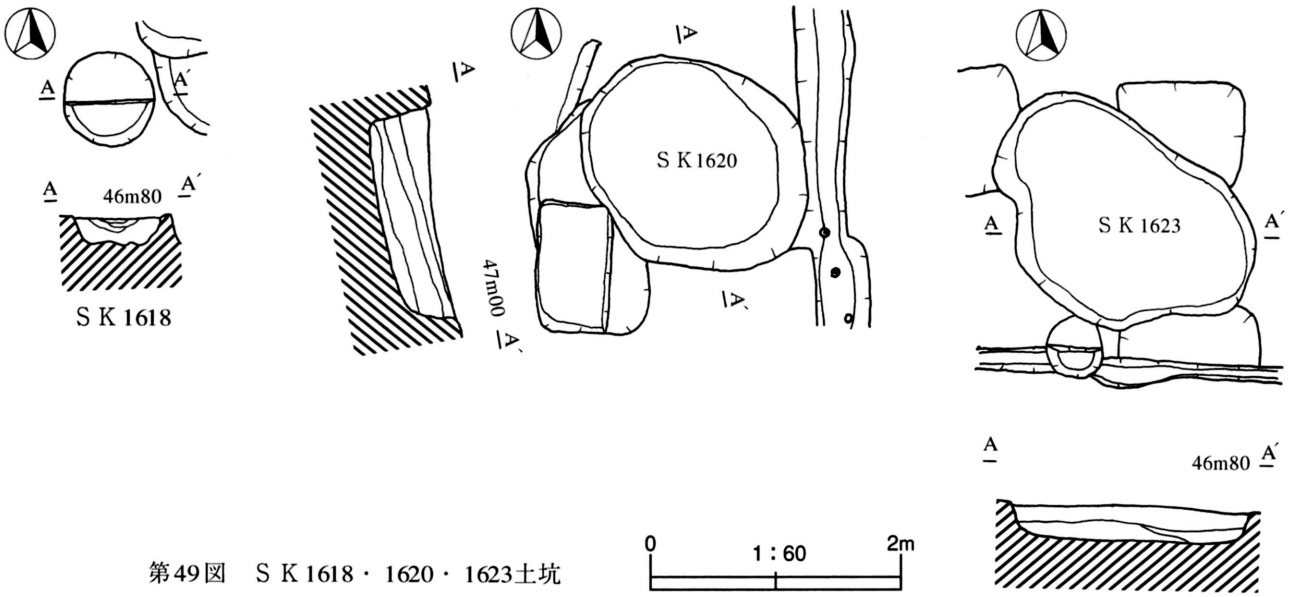

第49図　ＳＫ1618・1620・1623土坑

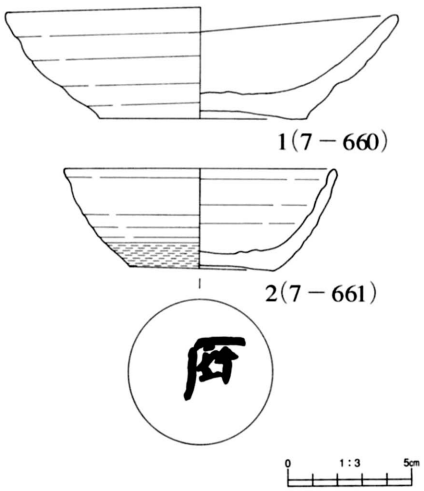

第50図　ＳＫ1619土坑出土遺物

ＳＫ1622出土遺物（第51図、図版32）

須恵器（１・２）：１はボタン状のツマミのつく蓋で、天井部ヘラ切り後、撫で調整を施す。外面に「阿□」の墨書がある。内面は硯に転用されている。２はボタン状のツマミのつく蓋で、天井部ヘラ切り後、軽い撫で調整を施す。

赤褐色土器（３）：糸切りで体部下端に縦方向の手持ちケズリ調整を施す小型甕である。内面は体部にロクロ利用のカキ目調整を施す。

ＳＫ1623土坑（第49図）

調査区南西部のＳＩ1543床面で検出された。長径2.3ｍ×短径1.6ｍ、深さ30㎝のやや歪んだ楕円形の土坑である。ＳＢ1586、ＳＢ1588、ＳＩ1543と重複し、ＳＢ1586、ＳＢ1588よりも新しく、ＳＩ1543よりも古い。

ＳＫ1624土坑（第３図）

調査区南部の遺物包含層面で検出された。長径２ｍ以上×短径1.1ｍ、深さ25㎝の楕円形の土坑である。ＳＢ1583、ＳＢ1588と重複し、これらよりも古い。

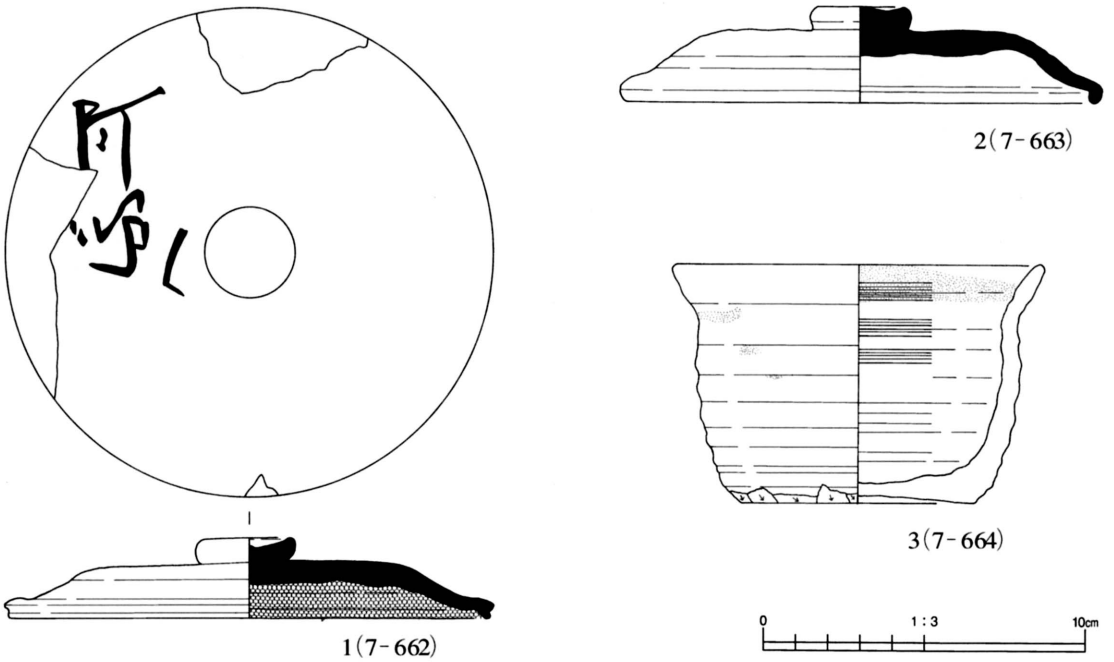

第51図　ＳＫ1622土坑出土遺物

3）基本層序及び各層出土遺物

基本層序

第75次調査では調査区の東西で土層堆積の状況が異なっているが、調査区全体として堆積時期の変遷をもとに基本層序として位置付けると以下のようになる。

第１層　表土・造成土：現表土と小学校造成時の造成土。

第２層　旧耕作土：小学校造成以前の畑地耕作土。

第３層　暗褐色土層：調査区南西側から中央南側にかけて堆積する。

第４層　黒褐色土・褐色土層：調査区北東側に堆積する。古代の遺物包含層。堆積時期により細分化される可能性がある。

地山粘土層：基盤である粘土層が地山となっている。

各層出土遺物

○表土・造成土・旧耕作土出土遺物（第52図、図版33）

須恵器（１～４）：１、３、４はヘラ切り後、撫で調整を施す坏。２はヘラ切り無調整の坏である。１は底部に「信」の墨書、体部に判読不能の墨書、２は底部に「厨」の墨書、３は底部に判読不能の

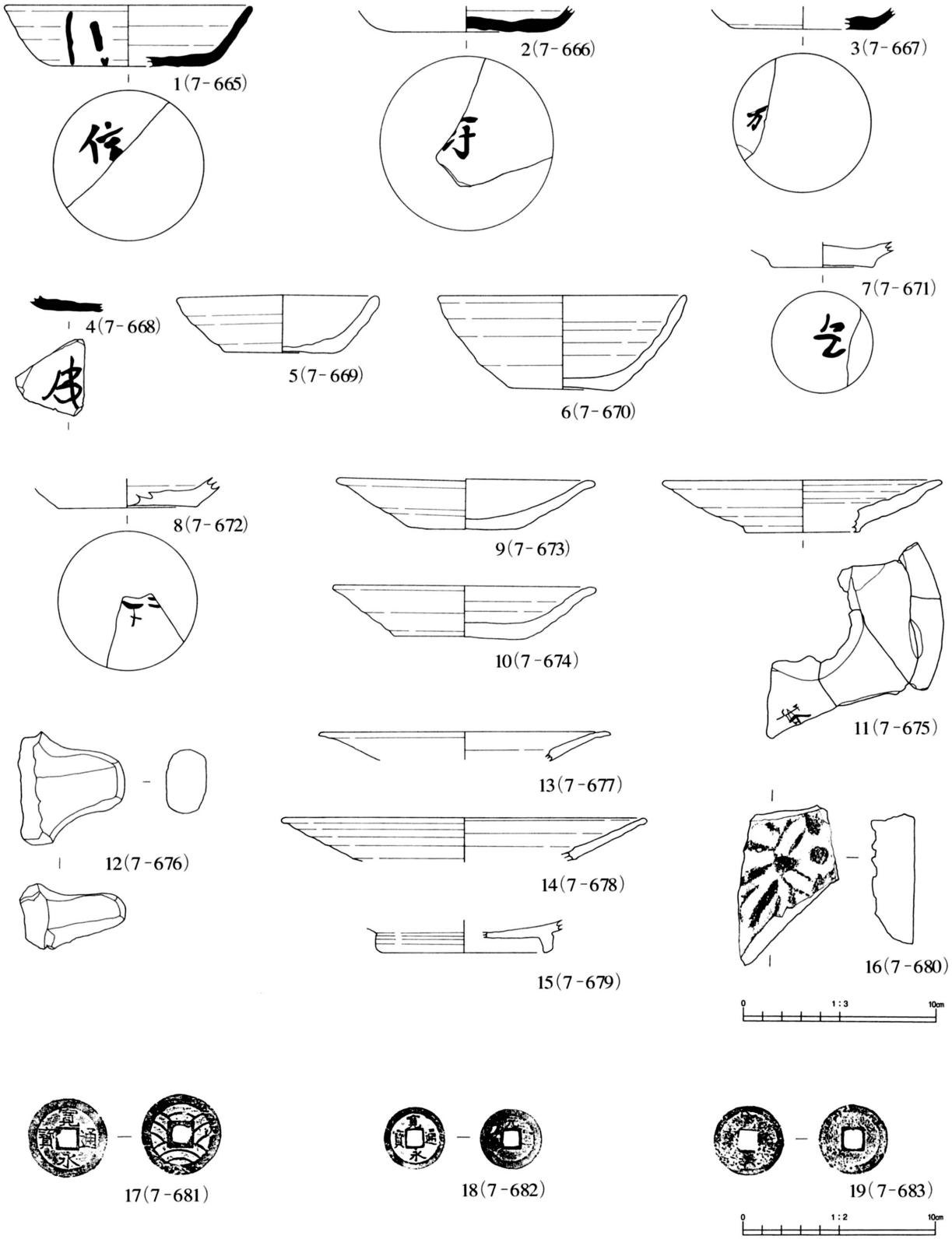

第52図　表土・造成土・旧耕作土出土遺物

墨書、4は底部に「戌」の墨書がある。

かわらけ(5)：糸切り無調整、ロクロ成形の小型皿である。

赤褐色土器(6～12)：6～8は糸切り無調整の坏である。7は底部に「乞」の墨書、8は底部に判読不能の墨書がある。9～11は糸切り無調整の皿である。11は体部に判読不能の墨書がある。12は甑の耳部分と考えられる。

緑釉陶器(13)：13は段皿口縁部の破片である。

灰釉陶器(14、15)：14は段皿口縁部の破片である。両面に刷毛塗りにより施釉されている。15は皿の底部破片と考えられ、14と同一個体の可能性がある。

瓦(16)：15葉細弁蓮華文軒丸瓦の破片である。

銭貨(17～19)：いずれも寛永通宝で、17は四文銭、18、19は新寛永と呼ばれるものである。

○第3層出土遺物(第53図、図版33)

赤褐色土器(1、2)：いずれも糸切り無調整の坏の底部破片で判読不能の墨書がある。

屋根型土器(3)：外面は天井部に横方向、側面に縦方向のタタキ目痕が認められる。内面は前面に布目痕が認められ、型により整形されたと考えられる。上部には欠損しているが、把手又は鈕と考えられる二ヶ所の突起痕が認められる。浅黄色を呈し、胎土は砂粒が多く混入する。焼成はやや不良で軟質である。

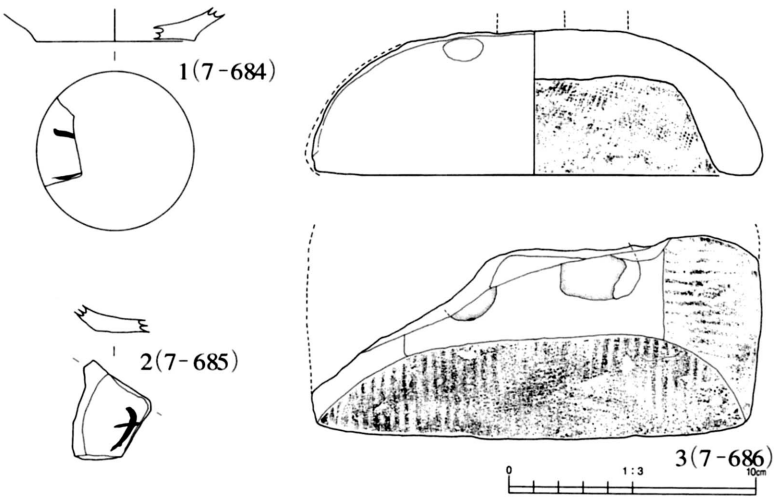

第53図　第3層暗褐色土層出土遺物

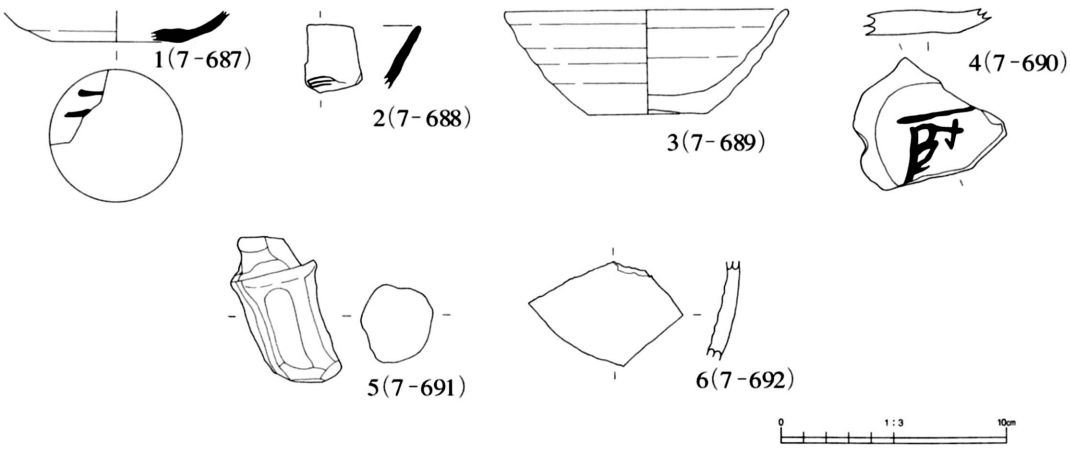

第54図　第4層黒褐色土・褐色土層出土遺物

○第4層出土遺物(第54図、図版34)

須恵器(1、2)：1はヘラ切り後、撫で調整を施す坏の底部から体部下端の破片。2は坏数の口縁部破片である。1は底部に2は体部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器(3～5)：3は糸切り無調整の坏である。4は糸切り無調整の坏の底部破片で、「厨ヵ」の墨書がある。5は脚付鍋の脚部である。

灰釉陶器(6)：瓶類の胴部破片と考えられる。外面に施釉されている。

Ⅲ　附　第72次・第74次発掘調査出土遺物（未報告分）

平成10年度に実施した第72次・第74次調査出土遺物の補足報告である。概報では紙数の制約から報告できなかったものであるが、墨書土器をはじめ貴重な遺物が認められることから、補足して報告するものである。

ＳＩ1541出土遺物(第55図)

須恵器（１）：１はヘラ切り無調整の坏である。底部に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（２～５）：いずれも糸切り無調整の坏である。いずれも底部に判読不能の墨書がある。

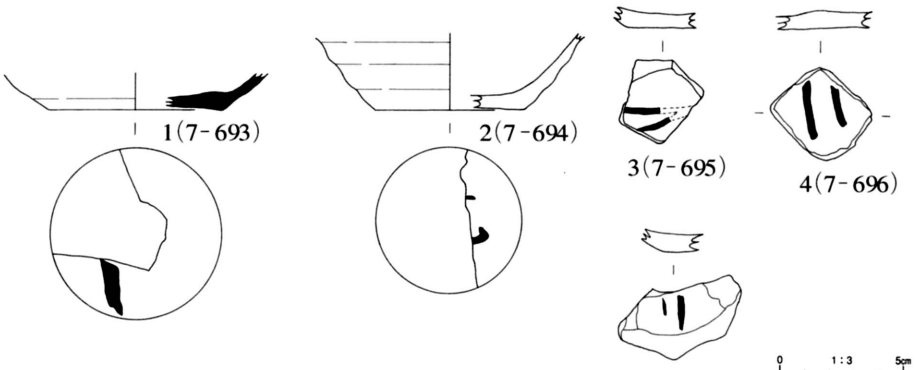

第55図　ＳＩ1541竪穴住居跡出土遺物

ＳＫ1555第１層出土遺物(第56図､図版34)

赤褐色土器（１・２）：いずれも糸切り無調整の坏である。２は内面に漆膜が付着する。

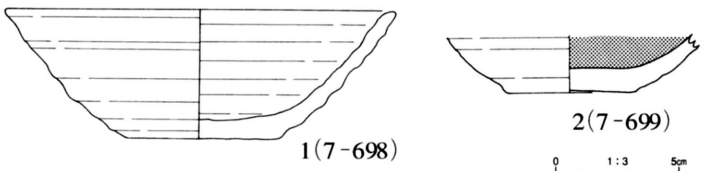

第56図　ＳＫ1555土坑第１層出土遺物

ＳＫ1555第２層炭化物層出土遺物(第57図、図版34)

赤褐色土器（１～３）：いずれも糸切り無調整の坏である。３は底部外面に「×」のヘラ記号がある。

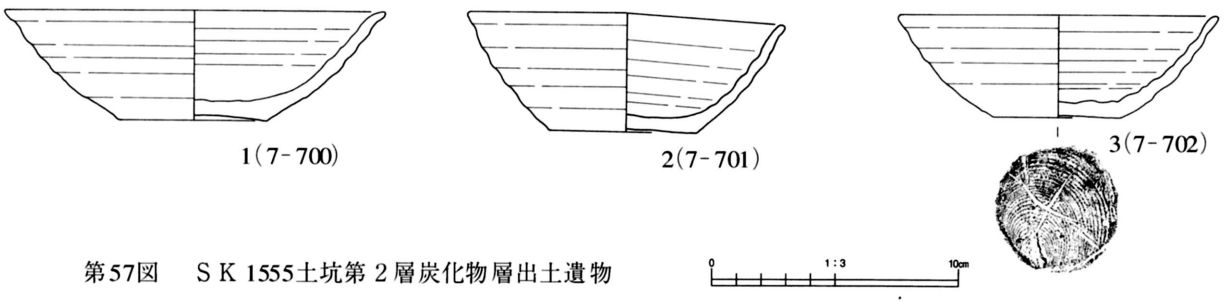

第57図　ＳＫ1555土坑第２層炭化物層出土遺物

ＳＫ1555第１層・第２層・第３層炭化物層出土遺物(第58図、図版34)

瓦（１）：隅木覆瓦の破片と考えられる。同一個体と考えられる破片が十数点、第１層から第３層で出土しているが、木口面側の部分は出土しておらず、全体の形状、大きさは不明である。外面上部は比較的丁寧な撫で調整を施すが、撫でが軽い箇所では工具を押しつけたと考えられる痕跡が認められる。末端部と側面は面取りを行った後、撫で調整を施す。側面の下部は丸みをおびている。内面はケズリ調整を施した後、強い撫で付けを行う。側面から２cm～５cmの位置に釘を打ったと考えられる径

1 cmの穴が穿たれているが、左右対称の位置にはなっていない。

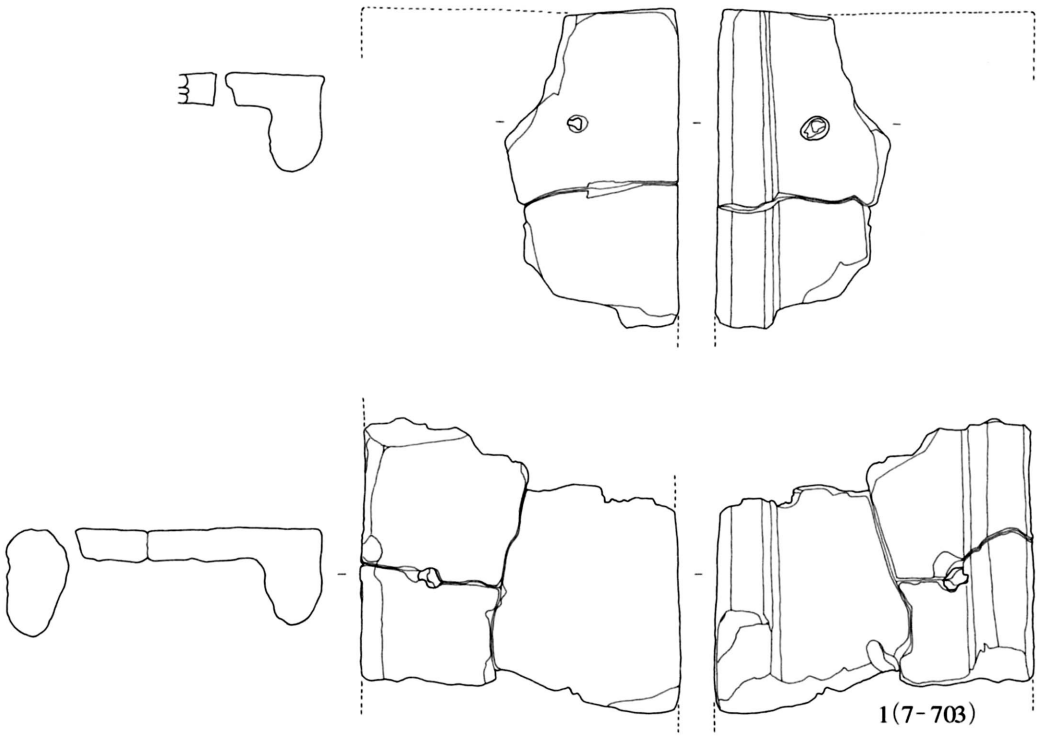

第58図　ＳＫ1555土坑第１層・第２層・第３層炭化物層出土遺物

ＳＫ1555第４層炭化物層出土遺物（第59･60図、図版35～37）

須恵器（１～９）：１・２はヘラ切り後、撫で調整を施す坏である。２は内面を硯に転用している。３、４は糸切り無調整の坏である。４は底部外面に煤状炭化物がみられ、体部外面に墨痕が認められる。内面は硯に転用している。５は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部外面を硯に転用している。６はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部外面に煤状炭化物が付着している。７は擬宝珠状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、ケズリ調整を施すため、切り離し不明である。天井部外面に判読不能の墨書があり、内面は硯に転用している。８、９は長頸瓶で、頸部は破損している。体部外面は回転利用のケズリ調整及び縦方向の手持ちケズリ調整を施す。

土師器（10～14）：10は糸切り無調整の椀である。外面口縁部と内面口縁部から体部にかけて横方向、内面底部に放射状のミガキ調整を施す。11は糸切りで台周縁及び底部に木口状工具で撫で調整を施す台付椀である。内面は体部下半から底部にかけて縦方向のミガキ調整を施した後、口縁部から底部にかけて横方向、内面底部に同心円状のミガキ調整を施す。内外面に漆が付着する。12は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付椀である。内面底部に放射状のミガキ調整を施す。外面底部に判読不能の墨書がある。13は椀の口縁部から体部にかけての破片である。内面口縁部に横方向、体部に縦方向及び斜方向のミガキ調整を施す。体部外面に「□厨」の墨書がある。14は甕の体部破片であり、外面に縦方向のケズリ調整を施す。内面には煤状炭化物が付着する。外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（15～37）：15～24は糸切り無調整の坏である。18、19、21、23、24は底部に判読不能の墨書、20は底部に「土」の墨書、22は底部に「上」の墨書がある。25、26は糸切りで体部下端に

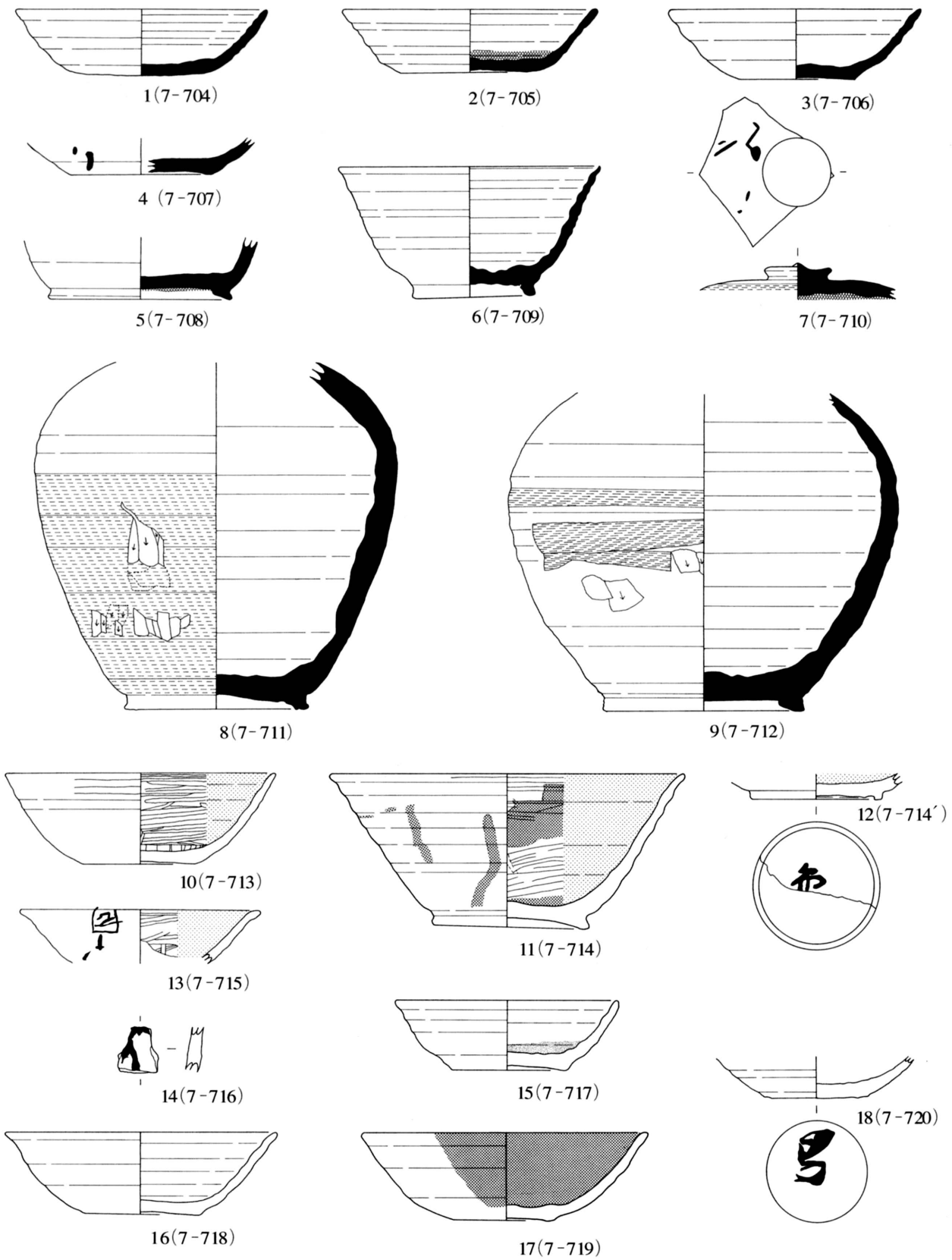

第59図　ＳＫ1555土坑第４層炭化物層出土遺物①

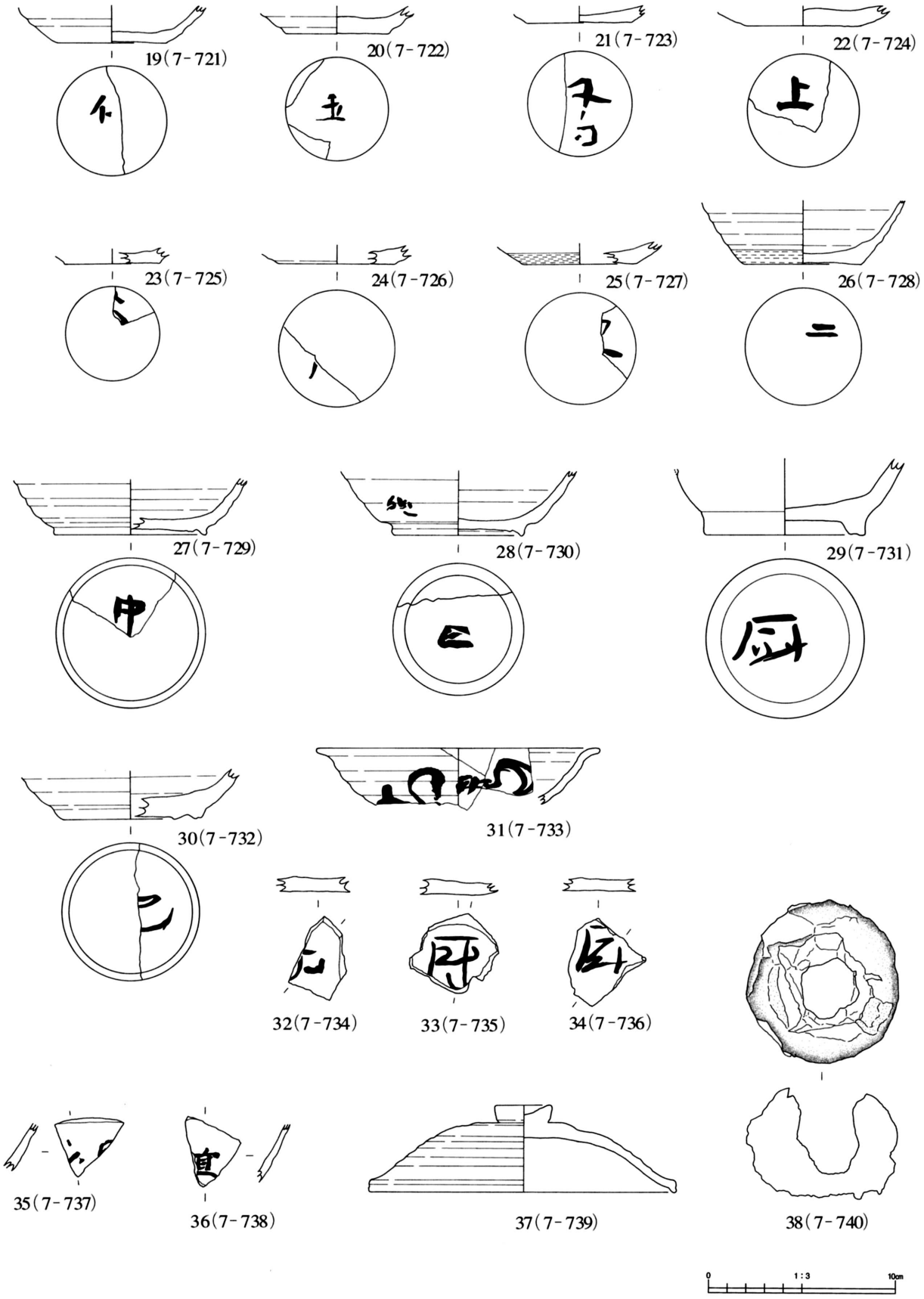

第60図　ＳＫ1555土坑第４層炭化物層出土遺物②

ケズリ調整を施す坏である。25は底部に判読不能の墨書、26は底部に「二」の墨書がある。27～30は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。27は底部に「中」の墨書、28は底部に「日」の墨書、体部に判読不能の墨書、29は底部に「厨」の墨書、30は底部に判読不能の墨書がある。31は坏の口縁部から体部下半にかけての破片で体部外面に「弓弓」の墨書がある。32～34は糸切りの坏の底部破片で32は判読不能の墨書、33、34は「厨」の墨書がある。35、36は坏体部の破片で35は内面に判読不能の墨書、36は外面に「直」の墨書がある。37はリング状のツマミのつく蓋で、天井部切り離し後、丁寧な撫で調整を施すため切り離し不明である。

不明土製品(38)：フイゴ羽口の可能性があるが、フイゴ羽口の送風部にあたる箇所は穴が貫通しておらず、用途は不明である。

ＳＫ1556出土遺物（第61図、図版37）

須恵器(１)：外面体部にロクロ利用のカキ目調整を施した後、体部下半から下端にかけてケズリ調整を施す小壷である。体部下半に「＊」のヘラ記号がある。

赤褐色土器(２～４)：２は糸切り無調整の坏である。３、４は糸切り無調整の坏の底部破片である。３は「×ヵ」のヘラ記号、４は判読不能の墨書がある。

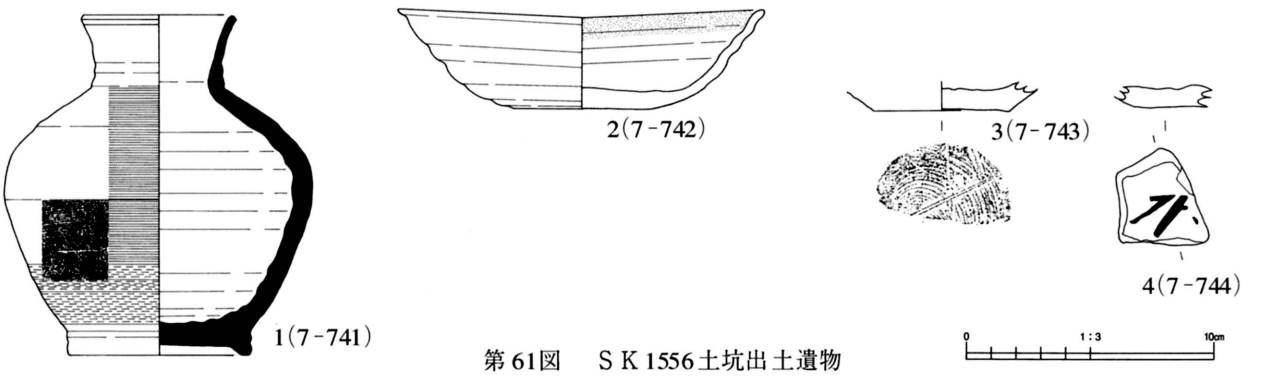

第61図　ＳＫ1556土坑出土遺物

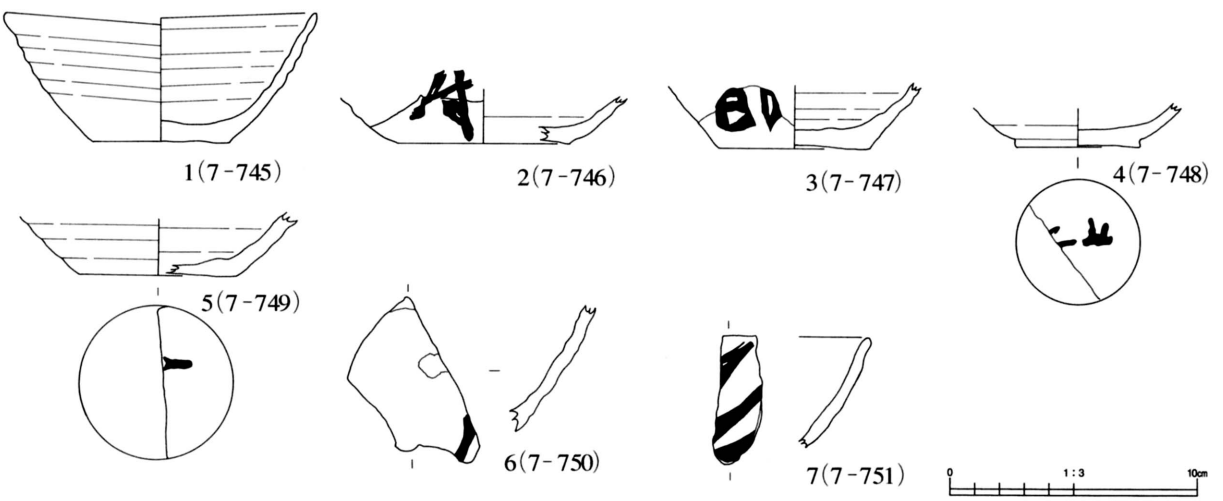

第62図　第74次調査出土遺物

第74次調査出土遺物（第62図、図版37）

1は表土出土、2はSK1581土坑埋土出土、3～7は第3層黒褐色土層出土である。

赤褐色土器（1～7）：1～5は糸切り無調整の坏である。2は体部に「厨」の墨書、3は体部、4、5は底部に判読不能の墨書がある。6、7は坏の体部破片で判読不能の墨書がある。

Ⅳ　ま　と　め

第75次調査検出遺構の年代と変遷について

第75次調査は、城内中心施設である政庁の南東側に隣接する区域にあたり、調査地西辺は政庁区画施設の南西隅より東へ約65ｍ離れた位置となっている。この区域は、従来から未調査域が存在し、その実態が明確でなかった政庁から外郭東門へ至る間の区域であり、大畑地区中央部から南部における遺構の広がりや利用状況の把握を目的として、昨年度に引き続き実施した。調査の結果、掘立柱建物跡９棟、柱列３列、竪穴住居跡６軒、土坑20基、溝跡７条、土取り穴２基等多数の遺構を確認し、居住域や建物群といった形で周辺の利用状況を知ることができた。

検出遺構については、各遺構の出土遺物や重複関係、建物方位、及び住居壁の方位などから年代や変遷の把握が可能である。

以下、各遺構の出土の年代比定資料や各遺構重複関係の検討を行い、方位関係などをふまえて調査地全体の利用状況の変遷などについて検討を加えてみたい。

１）各遺構の年代について

調査区北西側のＳＫ1559埋土中層からリング状のツマミや扁平なツマミをもつ蓋が出土している。これは、秋田城跡出土土器の基準資料である第54次調査ＳＧ1031土取り穴埋土出土土器に類似し、８世紀第３四半期から第４四半期に位置付けられる（註１）。したがって、ＳＫ1559は８世紀後半には廃絶され、その後９世紀中葉頃まで窪地として残り、廃棄場として残存していたと考えられる。

一方、ＳＫ1559の東側で検出されたＳＩ1596・1597よりも重複関係で新しいＳＩ1595からは、須恵器坏類では法量がやや大きく、ヘラ切り、ナデ調整あるいは無調整のものや、糸切り後にケズリ調整を施すものが出土している。さらに蓋類ではリング状や擬宝珠状のツマミのものが出土している。また、赤褐色土器甕類では、長胴甕の口縁部が上方へややつまみだされる特徴をもつ。これらは、第54次調査ＳＧ1031の17層から44層、上・下層スクモ層出土の土器に類似し、８世紀第４四半期に位置付けられている（註２）。このことからＳＩ1595はこの時期に廃絶していることが考えられる。これより古いＳＩ1596、ＳＩ1597はやや位置をずらして建てられていることから考慮して、８世紀中葉に位置付けられると考えられる。ＳＩ1596からは底部全面にヘラ削り調整を施した、器高が低く、法量のやや小振りな須恵器坏が出土している。これらは第54次調査ＳＧ1031覆土から出土している土器類に類似していることから、８世紀第２四半期に位置付けられると考えられる（註３）。

８世紀第３四半期に位置付けられるＳＩ1595と重複し、これよりも新しいＳＫ1617埋土からは赤褐色土器坏Ｂや底径比の小さい坏Ａが出土しており（註４）、これらは９世紀第２四半期から第３四半期にかけて位置付けられている、第54次調査のＳＧ1031の11層から10層にかけての土器様相に類似している（註５）。このことからＳＫ1617は９世紀第２四半期以降９世紀第３四半期までの年代に位置付けられ、９世紀第３四半期頃には廃絶していたと考えられる。

調査区南側のＳＫ1622埋土より扁平なツマミを持つ須恵器蓋や、平底で底部切り離しが糸切りの体部下端に手持ち削り調整を施す赤褐色土器小型甕が出土している。これらはＳＩ1595出土土器と類似しているが、小型甕の口縁部が単純な「く」の字状を呈していることから、ＳＩ1595よりやや遡ることも考えられる(註6)。

調査区西側のＳＩ1592埋土より９世紀第２四半期頃に位置付けられる赤褐色土器坏Ｂ・坏Ａが、またヘラ切りあるいは糸切り無調整の須恵器坏が出土している。一方カマド周辺から体部外面にハケ目調整を施し、口縁部が単純な「く」の字を呈する赤褐色土器小型甕や赤褐色土器坏Ｂ等が出土している。これらは、９世紀第２四半期から第３四半期に位置付けられる第54次調査ＳＧ1031の11層から７層にかけての土器様相と類似している(註7)。また、ＳＩ1542と重複しこれよりも古いことから９世紀第２四半期以降に廃絶していることが考えられる。これらのことから、ＳＩ1592は９世紀中葉の年代に位置付けられる。９世紀中葉に位置付けられるＳＩ1592と重複し、これよりも古いＳＩ1594からは口径が13㎝前後のヘラ切りナデ調整で、逆台形を呈する須恵器坏が出土しており、これは９世紀第２四半期頃に位置付けられ(註8)、ＳＩ1594はこの時期に廃絶したと考えられる。

調査区南西側のＳＫ1622の北側で検出されたＳＫ1611からは、土器類と共伴して漆紙文書が出土し、この廃棄年代が重要となっている。出土土器類としては、赤褐色土器は底径比の縮小した坏Ａや口縁端部が短く上方につまみ出した小型甕などが出土している。これらは９世紀第４四半期以降の出現が指摘されており(註9)、特に赤褐色土器坏Ａについては器型及び法量などから、第54次調査ＳＧ1031の７層出土土器に類似している。このことから、９世紀第４四半期を中心とする年代に位置付けられると考えられる。ＳＫ1611よりも古いＳＫ1619からは、体部下端にケズリ調整を施す赤褐色土器坏Ｂとともに、法量の大きな椀状を呈する坏Ａが出土している。この坏Ａは前述のＳＧ1031第10層出土土器に類似していることから９世紀第３四半期以降に位置付けられる(註10)。

一方、ＳＫ1622よりも新しいＳＢ1583については柱掘り方埋土より、脚のついた赤褐色土器鉢形土器や底径比の小さい坏が出土しており、これらは前述したＳＧ1031の７層出土土器に類似していることから９世紀第４四半期以降、10世紀初頭を中心とする年代に位置付けられると考えられる。

調査区北側で検出されたＳＩ1595より新しいＳＢ1582については、柱掘り方埋土より緑釉陶器輪花椀の破片、及び底径比のやや小さい赤褐色土器Ａが出土しており、９世紀第３四半期頃に位置付けられる(註11)。

ＳＢ1586については、ＳＩ1541と重複し、これより古いことから９世紀前半以前に位置付けられる。一方、ＳＢ1586よりも古いＳＢ1588については８世紀後半に位置付けられると考えられる。

以上のような出土遺物からの各遺構の年代的位置付けと、各遺構の建物方位や住居跡の方向との関係を検討した結果、調査区全体において共通する時期的なまとまりと変化の傾向が把握された。

まず今次調査地検出遺構の建物方位及び住居壁の方向は、南北方向が北で西に約１度から６度振れるタイプ、北で東に約５度振れるタイプ、さらに東に約４度から西に４度まで振れるタイプの３タイプに大別される。

第１のタイプは、ＳＩ1597、ＳＩ1596、ＳＢ1588、ＳＩ1595、ＳＢ1535などが該当し、第２のタ

イプには、ＳＩ1594、ＳＩ1592などが該当し、第３のタイプにはＳＢ1582、ＳＢ1583、ＳＢ1587、ＳＢ1585などが該当する。第１タイプの遺構の年代は、８世紀から９世紀第１四半期頃までのものが該当する。第２タイプの遺構の年代は、９世紀第２四半期のものが該当する。第３タイプの遺構の年代は、９世紀第３四半期以降のものが該当する。

このことから、昨年に引き続き実施された政庁域南東側隣接地域である今次調査地でも建物跡や竪穴住居跡の方位に規制が存在していたことと、９世紀前半の第１四半期から第２四半期にかけて、さらに第２四半期から第３四半期にかけてのある時期に、プラン設定の基となる方位の規則性があったことが第72次調査に続き立証された(註12)。この方位の規則性に基づけば、出土遺物や重複関係からの年代的位置付けが困難である遺構についても年代的位置付けが可能になると考えられた。特に、区画施設としての意味を持つＳＡ1590柱列については、柱列の方向が北で約１度東に振れており、ＳＢ1584とその方位が同じであることから調査区東側に展開すると考えられる施設を対象とし、年代的にも９世紀後半の第４四半期以降の年代に位置付けられると考えられる。

以上のような調査地検出遺構の重複関係及び年代的位置付けに基づく変遷を整理すると以下のようになる。

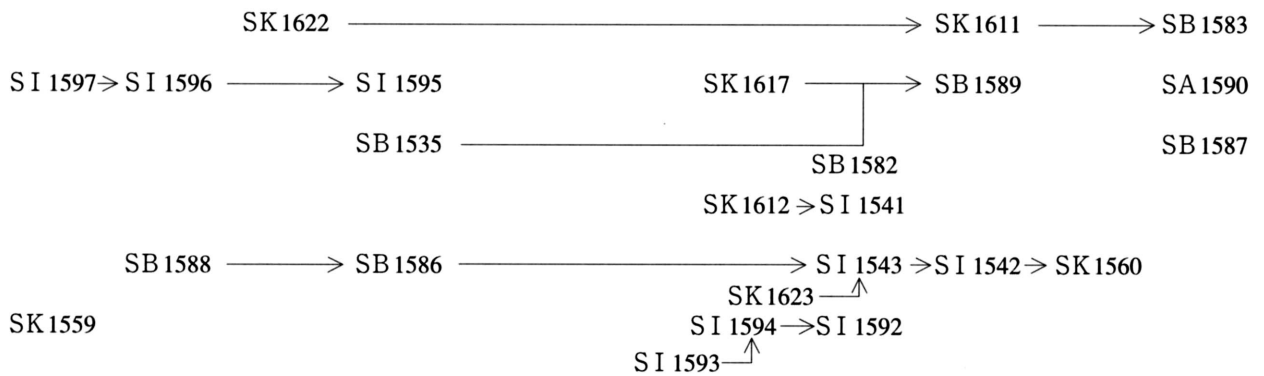

２）調査地の利用状況の変遷について

遺構の年代的位置付けや変遷に基づき、調査地全体の利用状況をまとめると以下のようになる。

まず調査区東側は８世紀中葉から後半にかけて、ＳＩ1597、ＳＩ1596などが造られ、居住域として利用され、西側との間にＳＫ1559が大きな窪地として存在していた。また、この南には西廂をもつＳＢ1588が存在していた。ＳＩ1596からＳＩ1595への建て替えを境にして、第72次調査地と同様に、床面に鍛治炉を伴うと考えられる竪穴状工房が造られる。鍛治工房は８世紀後半に廃棄され政庁域に近い西側がその中心域となり、生産施設の区域として利用された東側の工房跡地は整地された。

そして、この周辺にＳＢ1535やＳＢ1586などの建物がＳＫ1559土取り穴を囲むような形で設置され、建物群の一面として利用された。９世紀に入り、９世紀第２四半期頃になると、ＳＢ1531、ＳＢ1533などのような規則的配置に基づく掘立柱建物群の一画として利用された。

９世紀第２四半期後半から、９世紀第３四半期にかけては、掘立柱建物群が廃絶され、ふたたびＳ

Ｉ1541、ＳＩ1593、ＳＩ1594、ＳＩ1592などの居住域とＳＢ1582のような掘立柱建物群が造られ、これらの廃絶後に利用状況が変化する。ＳＢ1582と相対する建物群については、調査区外に存在すると考えられる。ＳＫ1559が徐々に埋まり、ＳＫ1555とした窪地となって存在し、遺物の廃棄が行われている。このＳＫ1555には、多数の漆紙とともに多数の漆付着土器が出土していることから、この時期に存在した住居等が漆関係の工房とも考えられるが、調査区外に遺構の存在が予想され、今次調査では裏付けはできなかった。そして、９世紀後半以降になると、ふたたびＳＢ1589、ＳＢ1583、ＳＢ1585のような規則的配置に基づく掘立柱建物群の一画として利用される。

以上のように、今次調査地全体及び隣接する第72次調査地の利用状況を重ね合わせて述べてみたが、まだ不明な点が多く課題が残る状況に変わりはない。今回の調査では、南側や東側に存在すると考えられる規則的な配置に基づく建物群を構成する可能性が高い遺構が未検出であり、この地域全体の建物配置やその時期などの把握はできなかったが、平安時代における実務官衙の実能を知るうえで重要な地域と考えられることから、今後この周辺の調査を進めて解明していく必要がある。

註１　「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会　1997年度秋田大会蝦夷・律令国家・日本海　シンポジウムⅡ』1997年

註２　ａ『秋田城跡平成元年度発掘調査概報』秋田市教育委員会　1990年

ｂ『秋田城跡平成２年度発掘調査概法』秋田市教育委員会　1991年

ｃ　小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）－第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして－」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

ｄ　伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会　1998年

註３　註１に同じ

註４　赤褐色土器の呼称と坏Ａ・Ｂの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止糸切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケヅリ調整を施すものを坏Ｂ、無調整のものを坏Ａとしている。

註５　註２ａｂｃｄに同じ

註６　註２ａｂｃｄに同じ

註７　註２ａｂｃｄに同じ

註８　註１に同じ

註９　註１に同じ

註10　註２ａｂｃｄに同じ

註11　愛知県陶磁資料館主任学芸員井上喜久男氏にご教示いただいた。

註12　『秋田城跡平成10年度発掘調査概報』まとめ　秋田市教育委員会　1999年

Ⅴ　秋田城跡環境整備事業

平成11年度の整備（鵜ノ木地区第１次18ヶ年計画）

平成11年度の整備は、鵜ノ木地区中央(４)の整備として、建物跡の平面表示及び柱列の表示等を行った。

１）建物跡の表示

本年度の整備地は、南側が急傾斜地の指定を受けるほど後世の土取りにより改変が加えられたところであり、今回表示することとした建物跡もその南側が削平により失われていた。そこで今回建物跡の表示を行うにあたっては、いつもは舗装等の縁切りとして使用している地先境界ブロックを、身舎及び軒の出表示のための舗装厚分だけ下げ、その上にも表示のための舗装を行うことにより、建物はまだあったがこの先は削平により壊されているという表現をすることにした。

舗装材については従来通り、軒の出は上層から硅砂樹脂加工（４号・エポキシ樹脂・ｔ＝0.01ｍ)、モルタル金ゴテ仕上げ（１：３・ｔ＝0.05ｍ)、Ｃ－４０路盤（ｔ＝0.10ｍ）とし、身舎部分は、上層から自然石樹脂加工（φ３㎜・エキポシ樹脂・ｔ＝0.01ｍ)、透水性アスファルト（ｔ＝0.05ｍ）Ｃ－４０路盤（ｔ＝0.10ｍ）を使用した。（第１～３図・図版２）

２）その他の整備

秋田城跡の環境整備においては、“原風景の復元”にも力を入れており、花粉分析等に基づいた往時の植生復元も行っている。今回整備を行ったところでは、花粉分析でも検出された黒松（幹周１ｍ以上）が多く自生していたが、平均60㎝という盛土による二段根の発生や通気不足、排水不良が充分に考えられること、移植についても幹周が１ｍを越えるようなものは、長い準備期間が必要であり、掘り取り等による遺構に対する影響も大きいと考えられることから、黒曜石（φ４～25㎜）を高温で焼成し発泡させたものをφ＝４ｍ、ｔ＝0.15で敷き均し、幹周には筒状にした同製品を巻き付け、二段根の発生や通気不足、排水不良を防止することとした。（第４図・図版３）

工事の概要は次のとおりである。

実施地区	鵜　ノ　木　地　区
実施面積　2,050㎡	総事業費　20,000千円

工　　種	種　別	細　　目	数　量	金額(千円)	備　　考
敷地造成工	土　工		1式	4,512	切・盛土（山砂、赤土）
園路広場工	法覆工		〃	76	法面整形・人工芝（38㎡）
	排水工		〃	73	300型U型側溝（12m）
遺跡表示工	表示工		1式	4,484	建物跡表示（1棟）
					柱列表示（10本）
					表示用石柱（1基）
修景施設工	植栽工	上木保護工	1式	718	焼成黒曜石（φ4～25㎜）
		上木植栽工	〃	283	黒松
		下木植栽工	〃	390	ドウダンツツジ・サツキ（大盃）
		生　垣　工	〃	846	マサキ3本／1m（70m）
	芝　工	種子吹付	1,640㎡	261	白クローバー・ベントグラスハイランド・ケンタッキーブルーグラス
直接工事費計				11,643	

図版1　平成11年度環境整備地全景

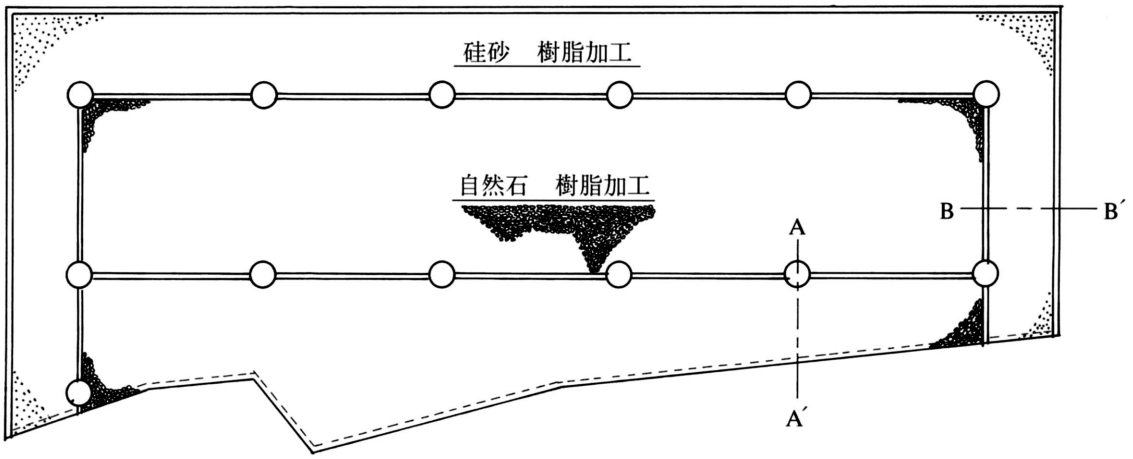

第１図　建物跡表示平面図　　S＝1：150

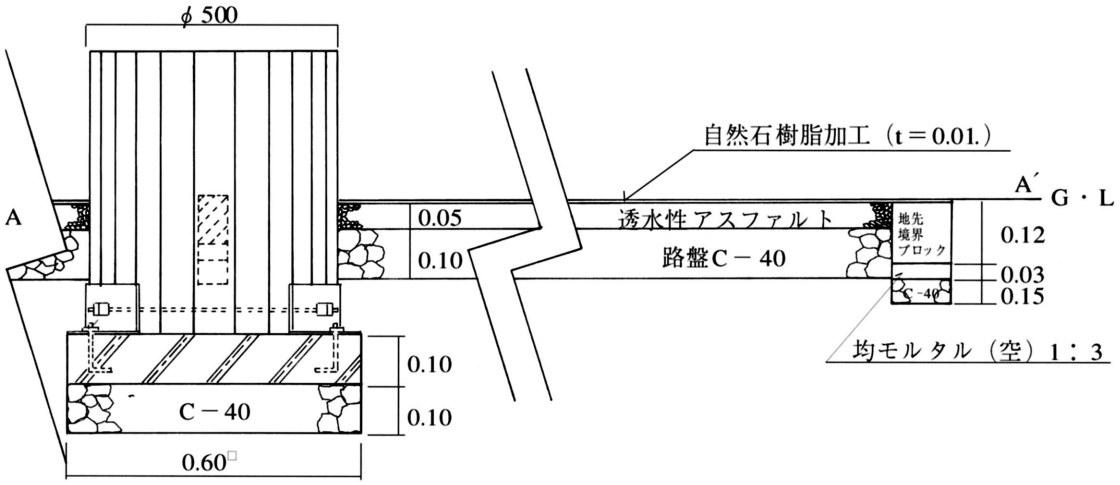

第２図　A－A´ 断面図　　S＝1：10

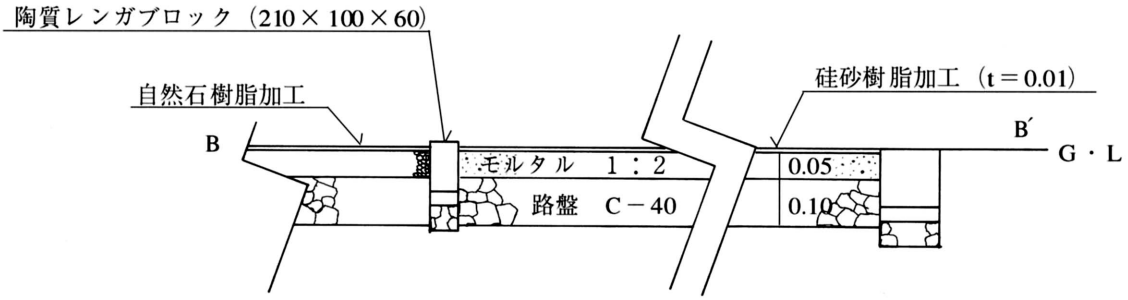

第３図　B－B´ 断面図　　S＝1：10

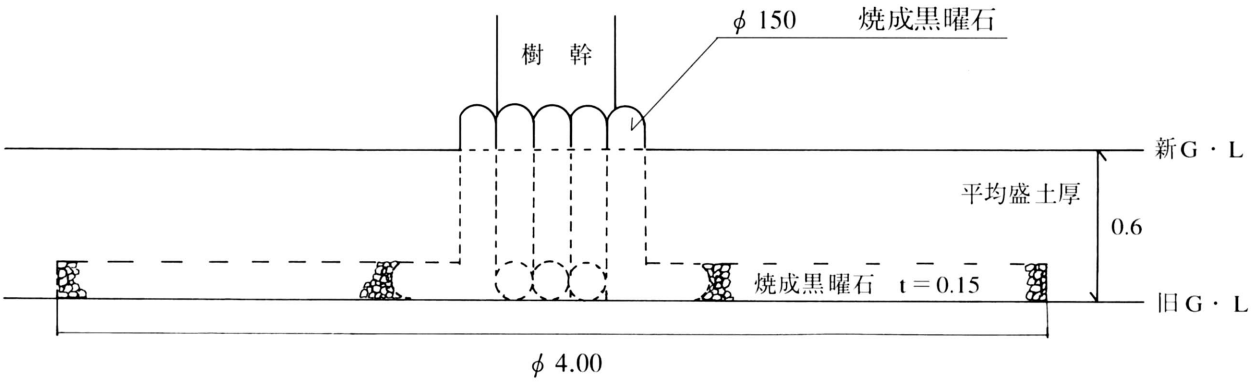

第４図　上木保護工標準断面図　　S＝1：20

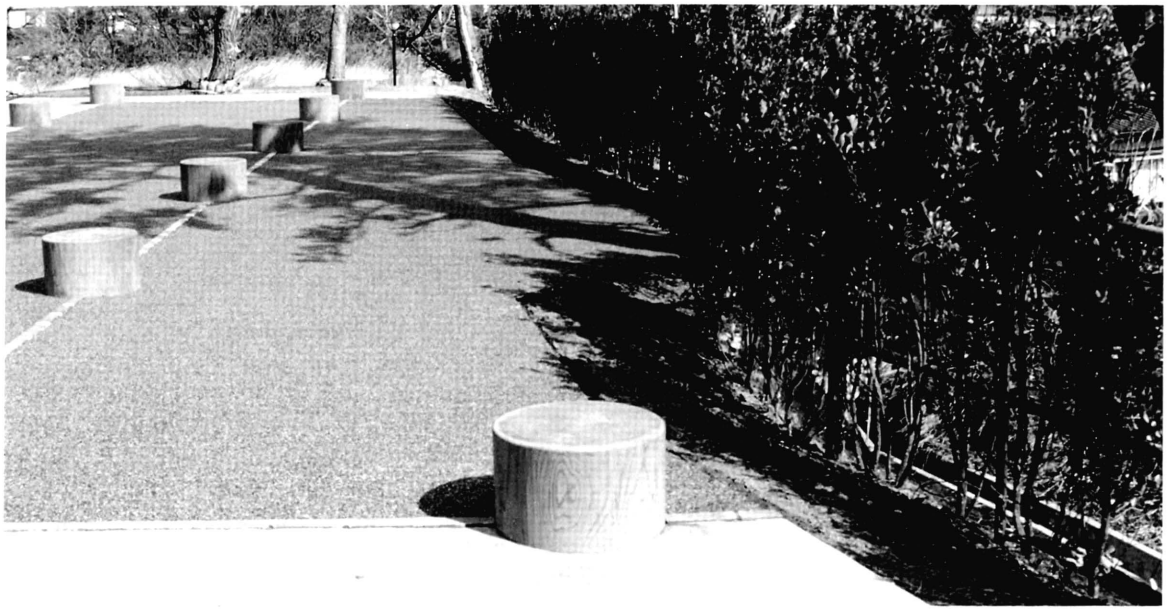

図版２　建物跡平面表示

図版３　上木保護工

図版1　第75次調査航空写真（上：西）

第75次調査　遺構全景(最上層面検出状況)（北から）

第75次調査　遺構全景(最上層面検出状況)（北西から）

第75次調査　遺構全景（重複関係上位検出遺構）（北から）

第75次調査　遺構全景（重複関係上位検出遺構）（北西から）

第75次調査　遺構全景（重複関係下位検出遺構）（北から）

第75次調査　遺構全景（重複関係下位検出遺構）（北西から）

ＳＢ1582掘立柱建物跡（西から）

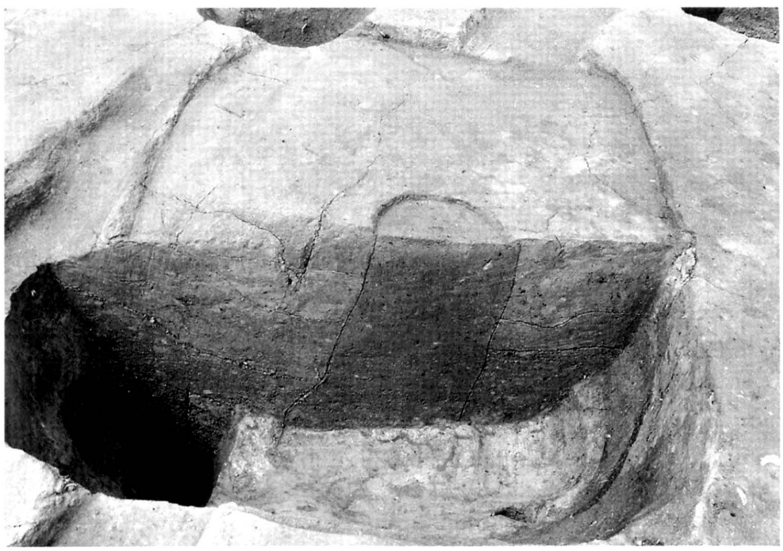

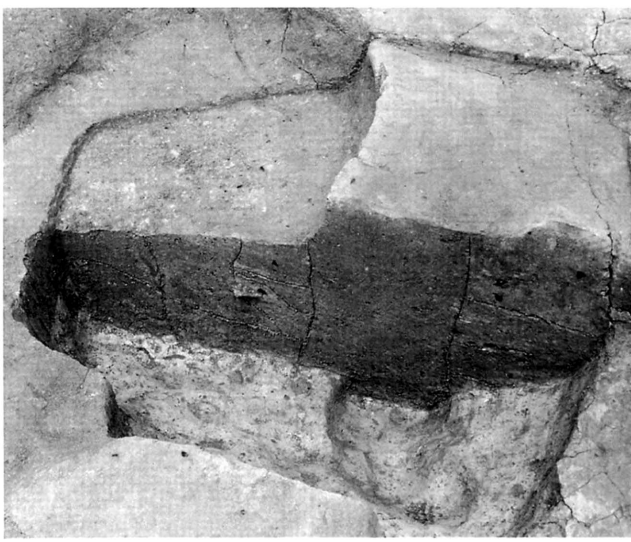

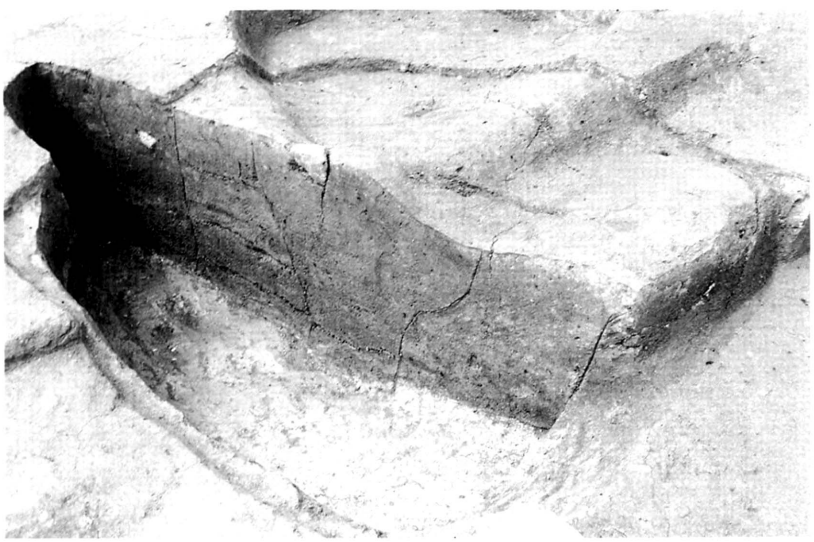

ＳＢ1582掘立柱建物跡柱掘り方断面

図版５

ＳＢ1583掘立柱建物跡（西から）

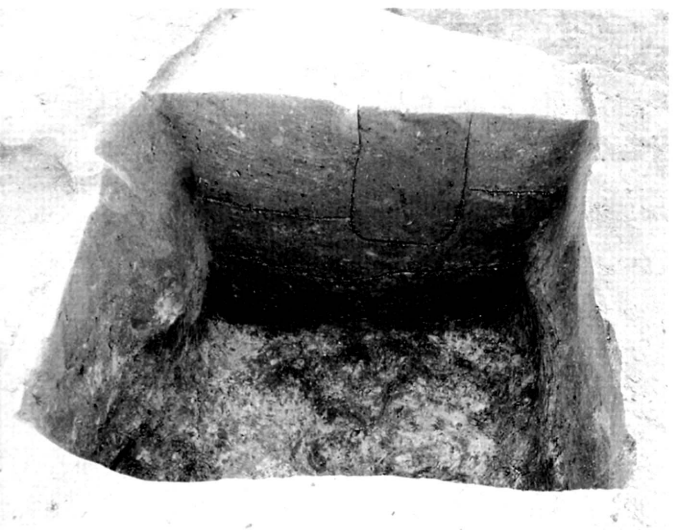

ＳＢ1583掘立柱建物跡
柱掘り方断面

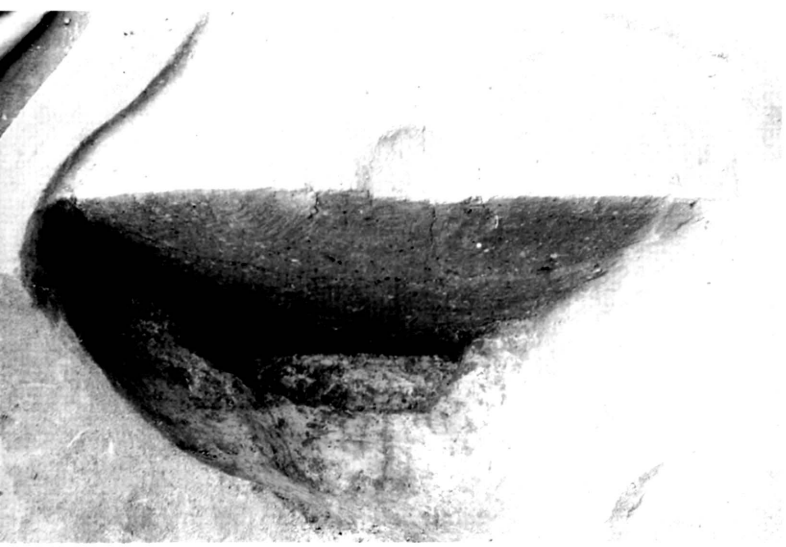

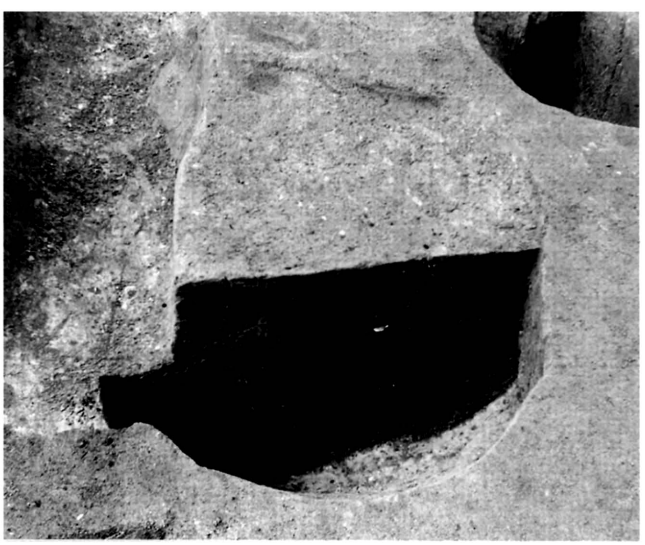

図版６

ＳＢ1535掘立柱建物跡（北東から）

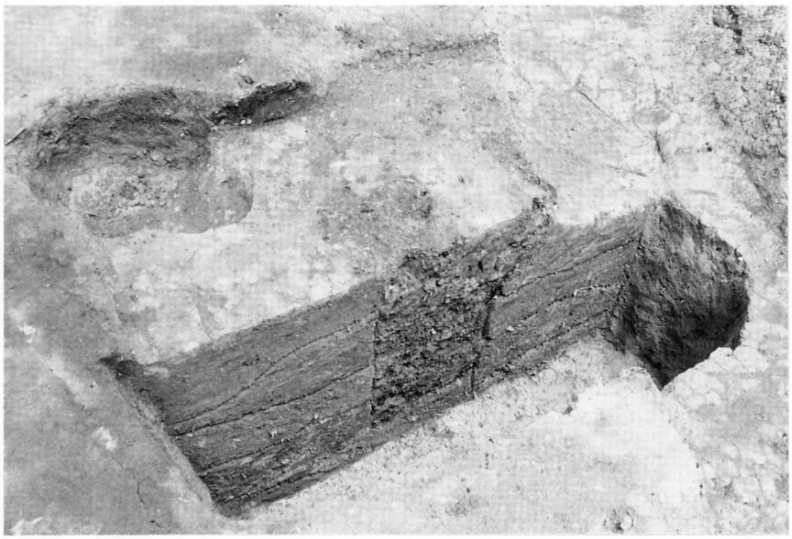

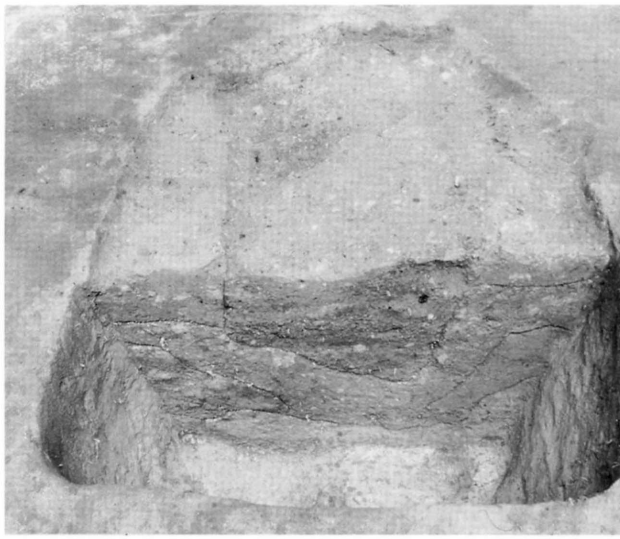

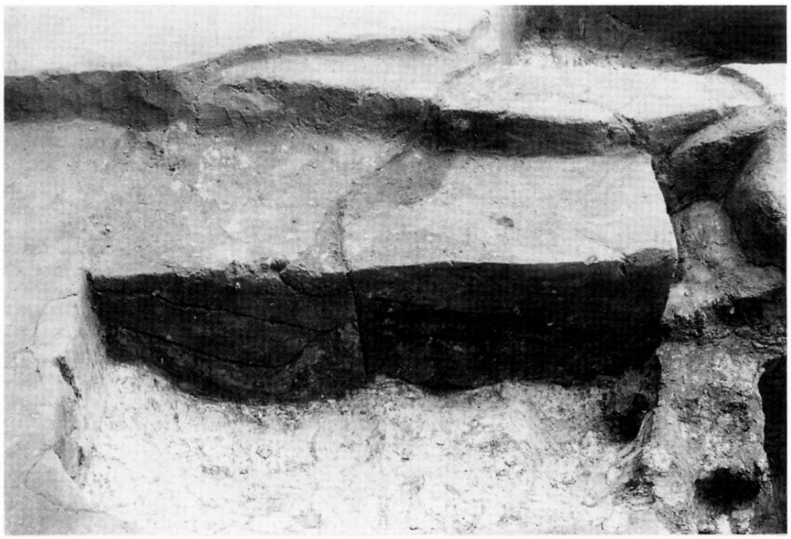

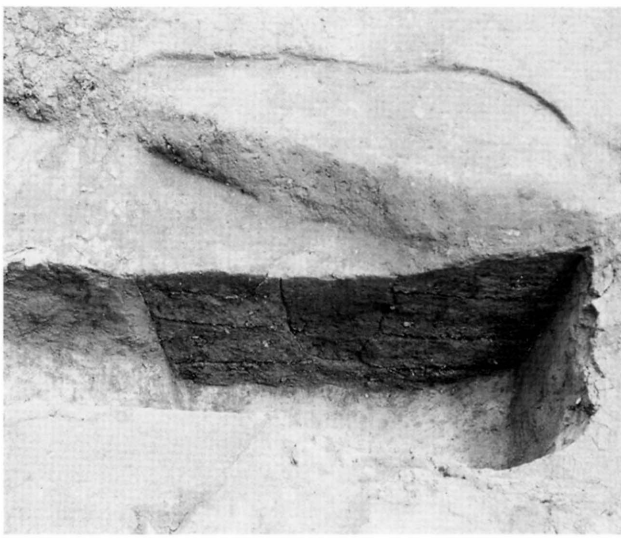

ＳＢ1535掘立柱建物跡柱掘り方断面

図版７

ＳＢ1584掘立柱建物跡（東から）

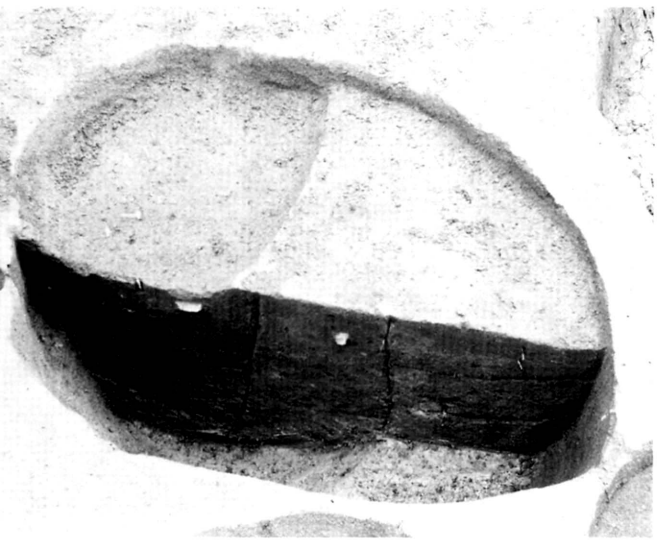

ＳＢ1584掘立柱建物跡
柱掘り方断面

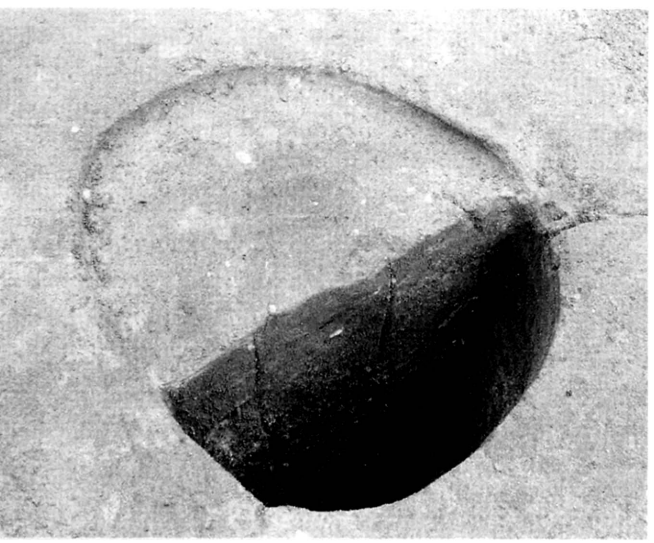

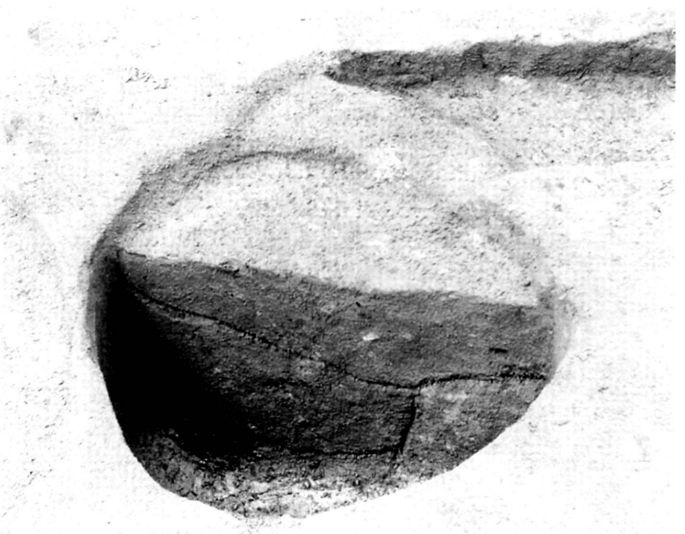

図版８

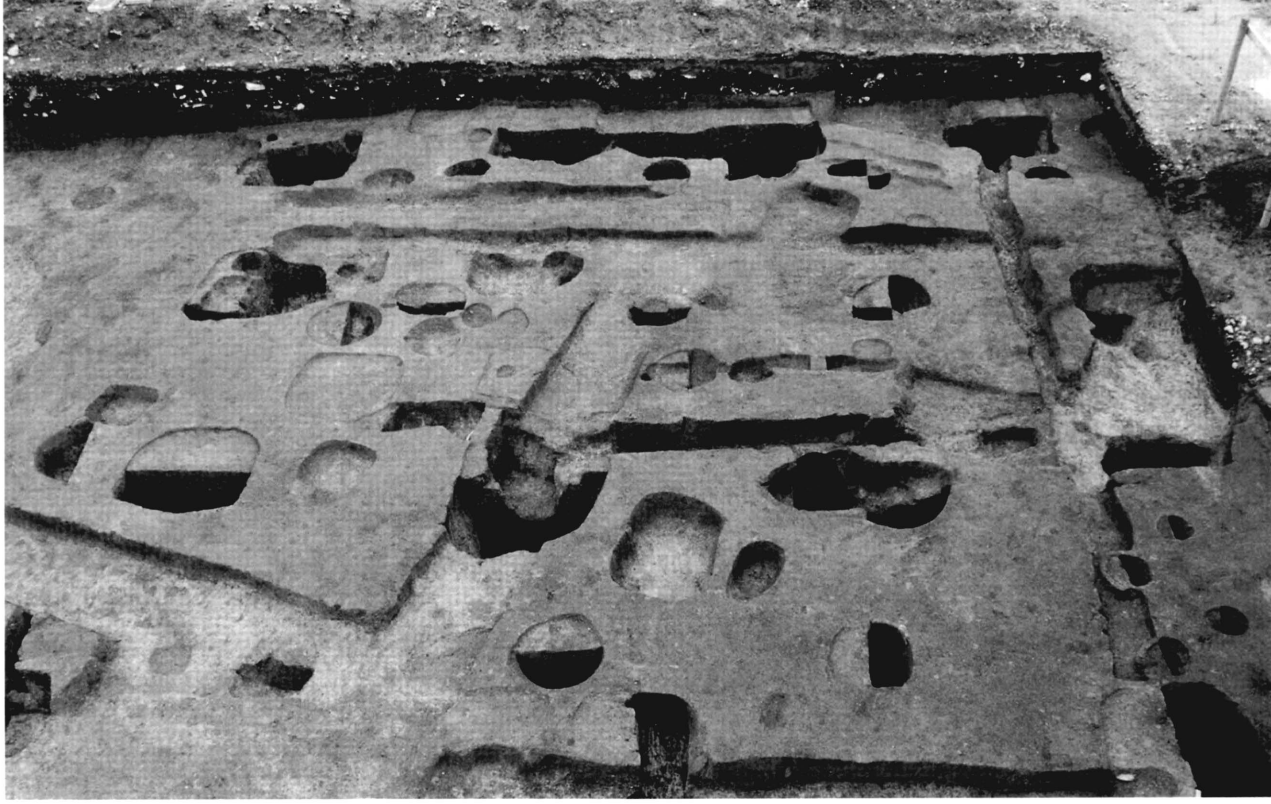

ＳＢ1585掘立柱建物跡（西から）

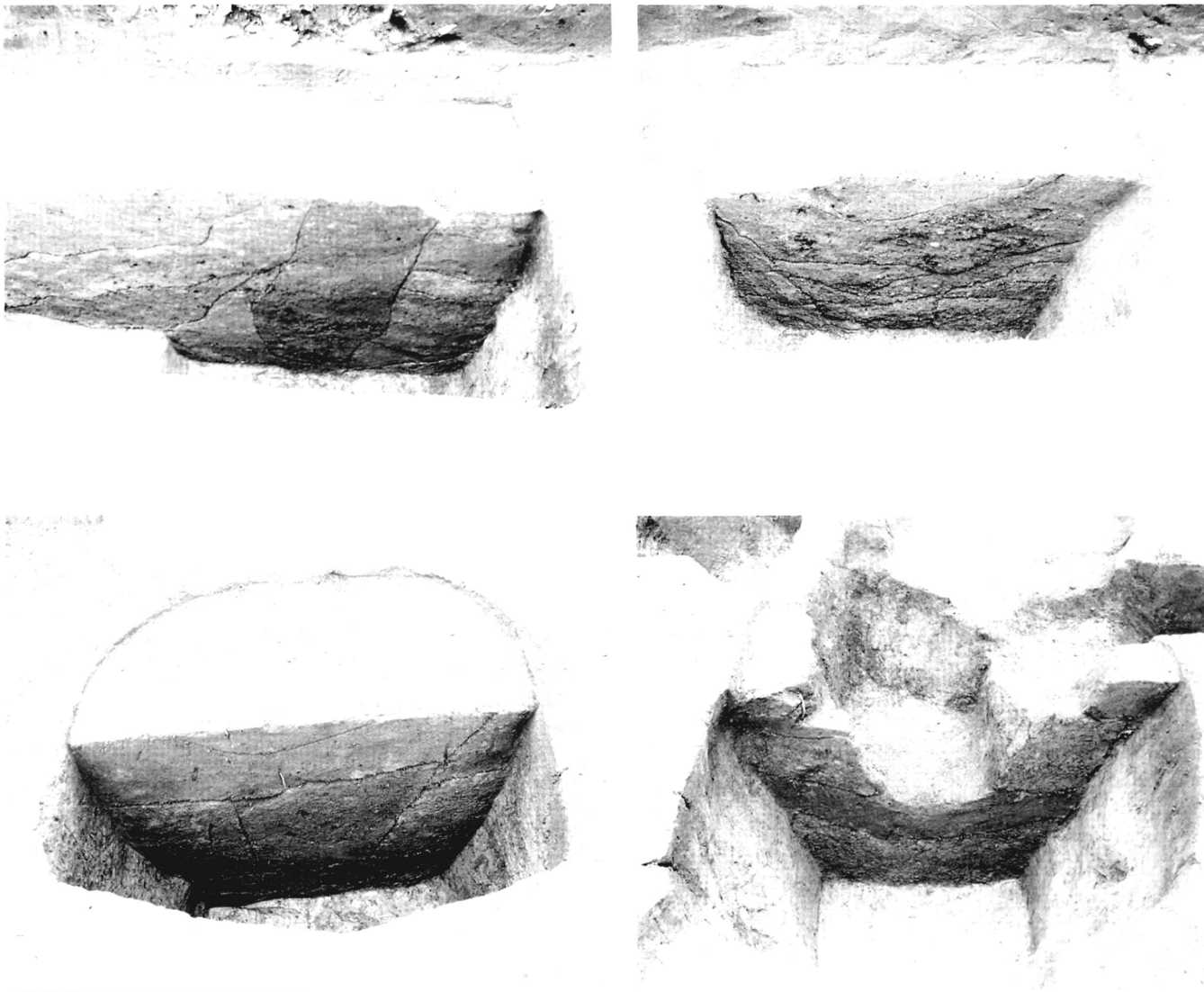

ＳＢ1585掘立柱建物跡柱掘り方断面

図版９

ＳＢ1586掘立柱建物跡（西から）

ＳＢ1586掘立柱建物跡柱掘り方断面

図版10

ＳＢ1588掘立柱建物跡（西から）

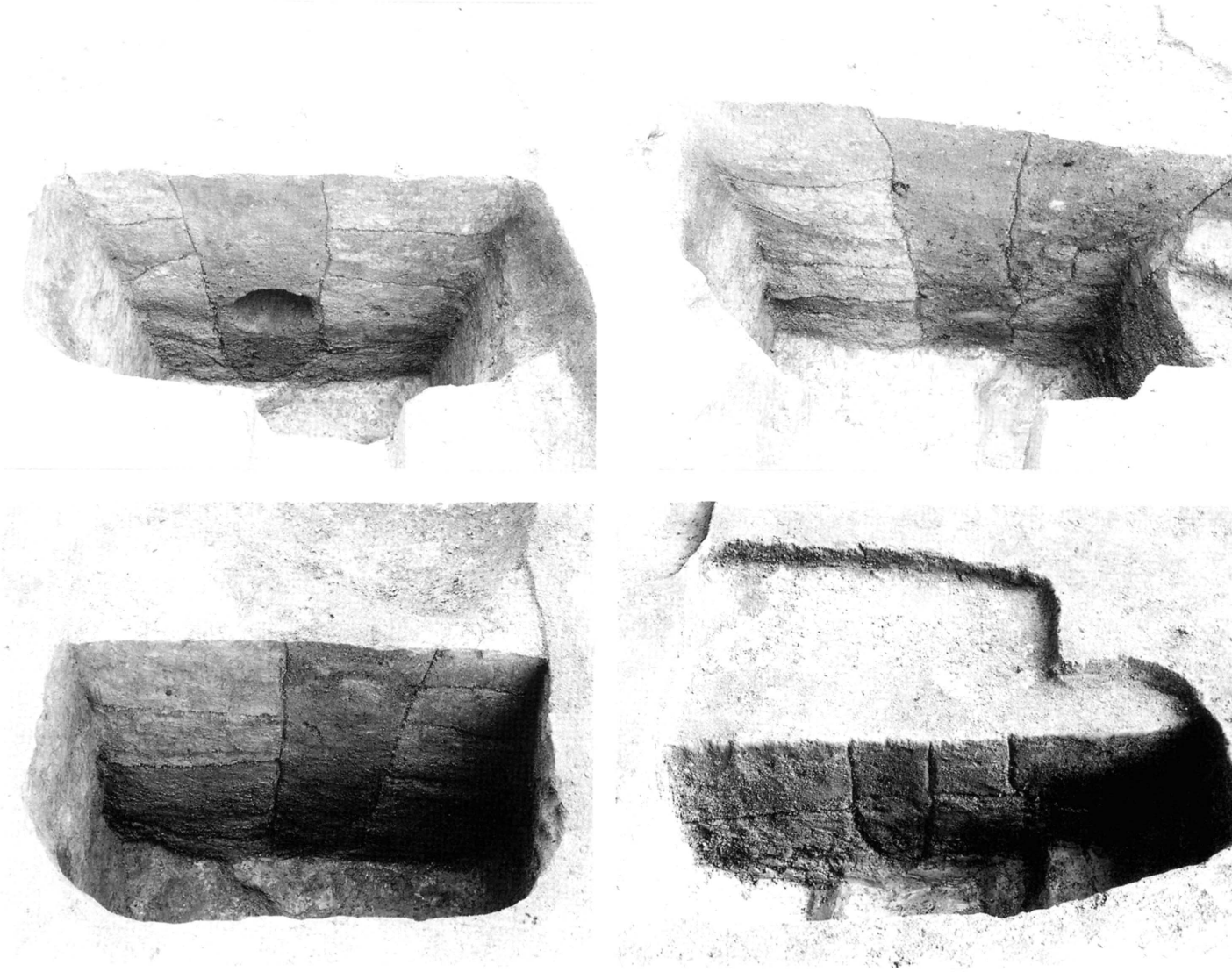

ＳＢ1588掘立柱建物跡柱掘り方断面

図版 11

ＳＢ1587・1589掘立柱建物跡（東から）

ＳＢ1589掘立柱建物跡柱掘り方断面

図版12

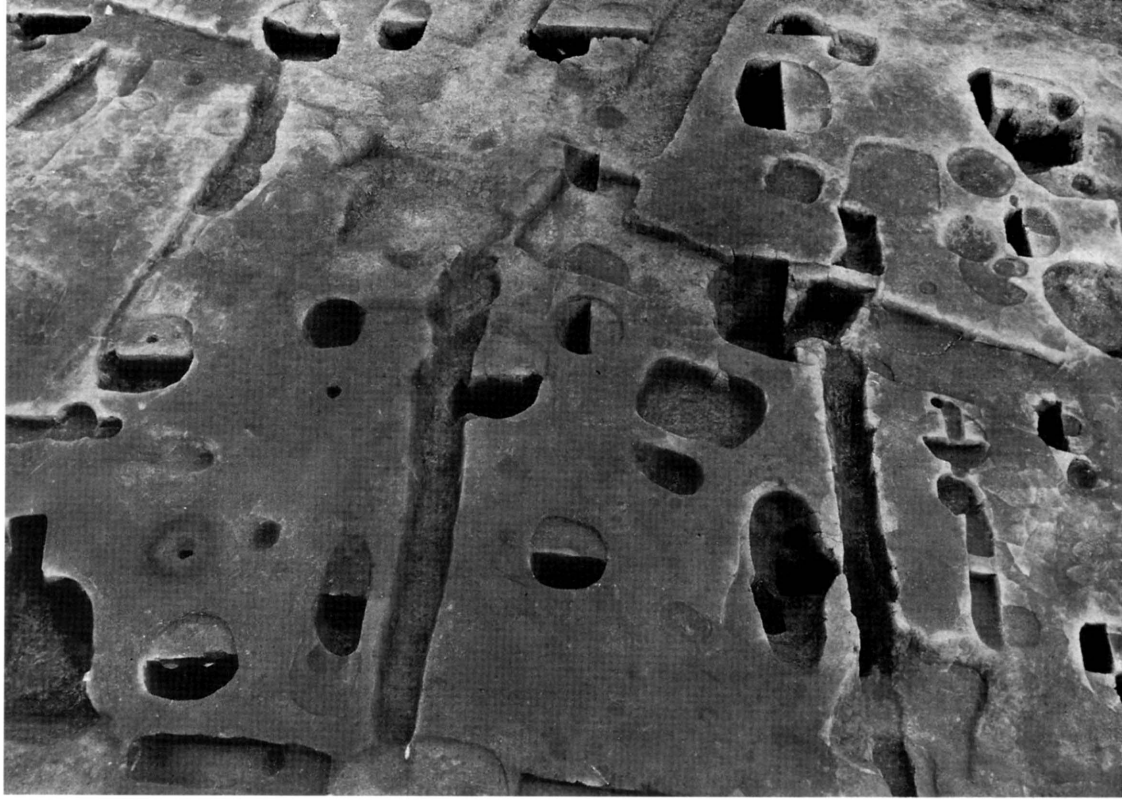

SA 1590 柱列・ＳＤ 1599溝跡（南から）

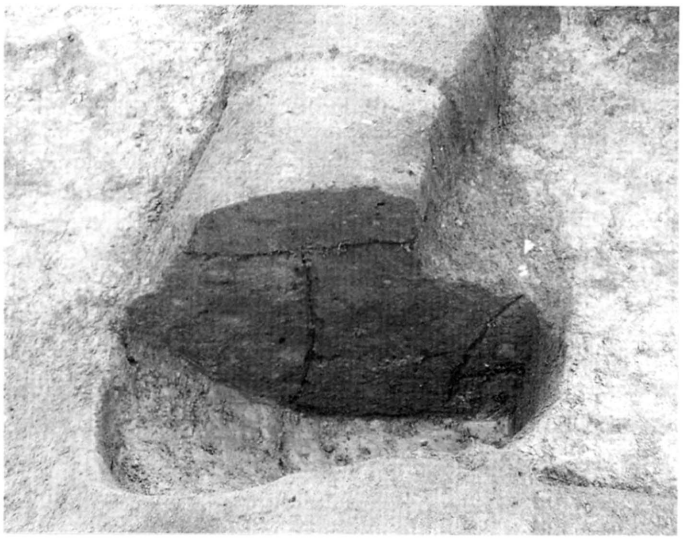

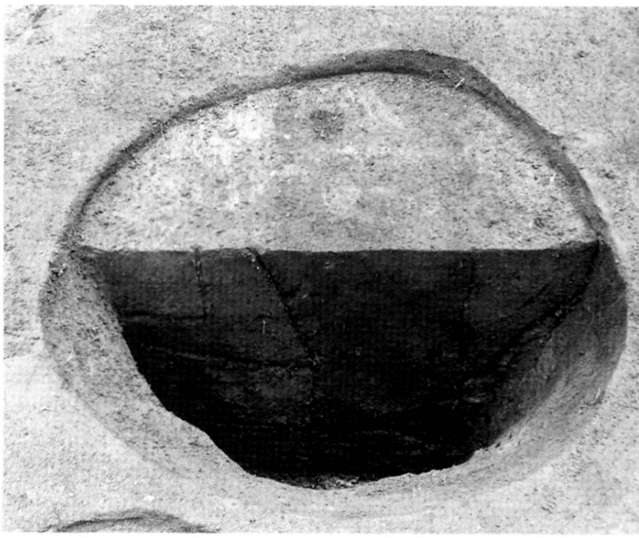

ＳＡ 1590柱列柱掘り方断面

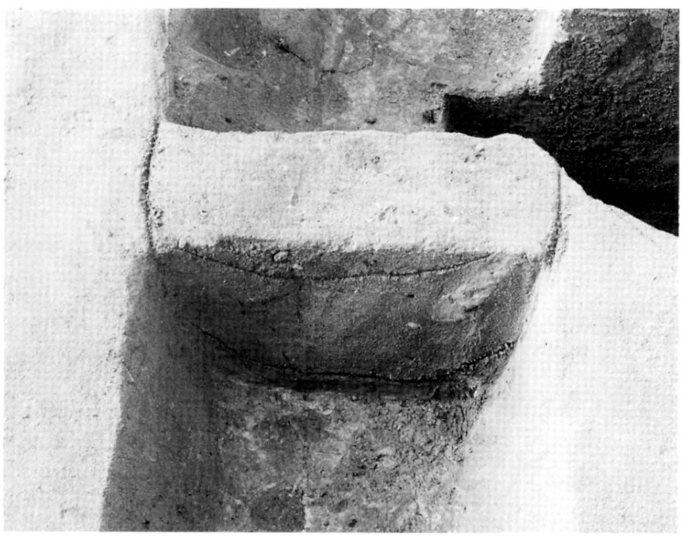

ＳＤ 1599溝跡北側断面（南から）

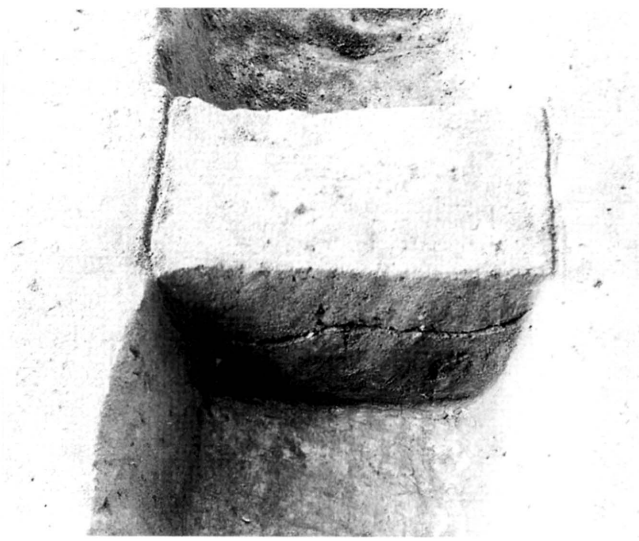

ＳＤ 1599溝跡南側断面（南から）

図版 13

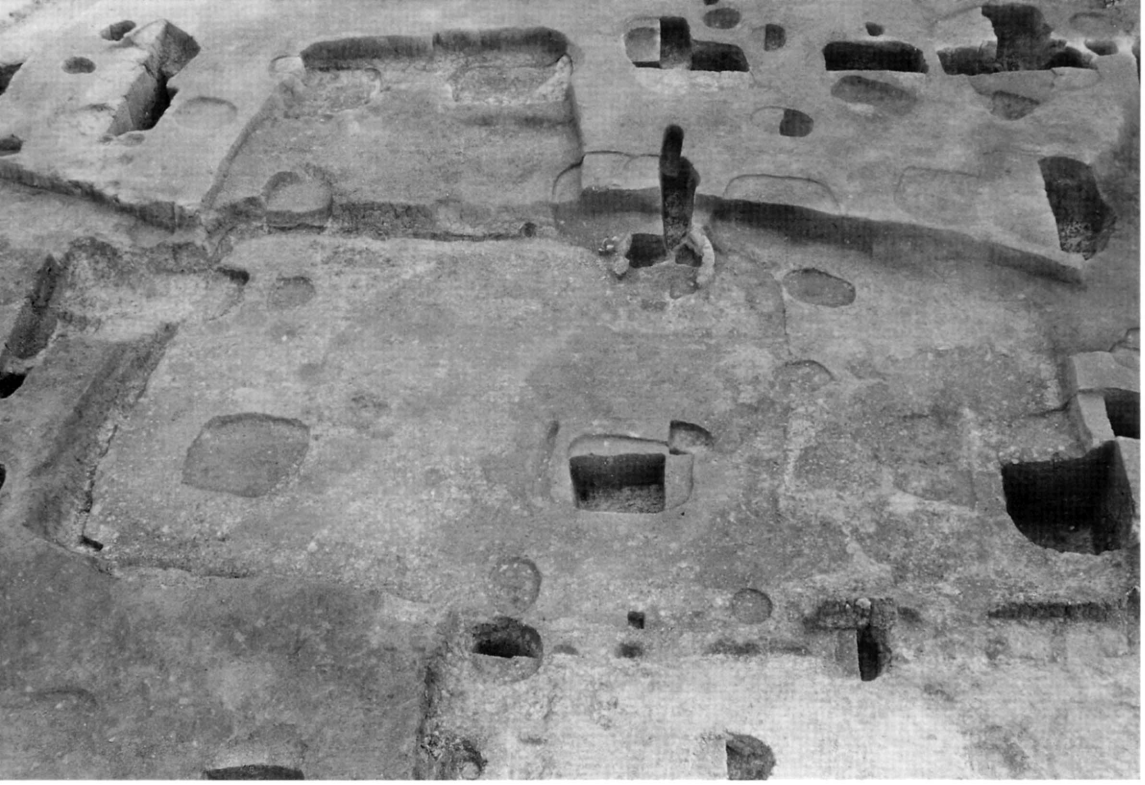

ＳＩ1592竪穴住居跡
（西から）

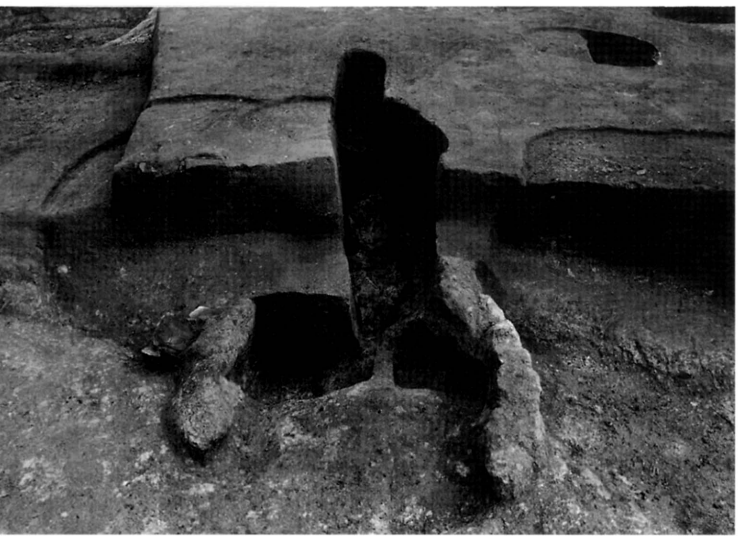

ＳＩ1592竪穴住居跡
カマド（西から）

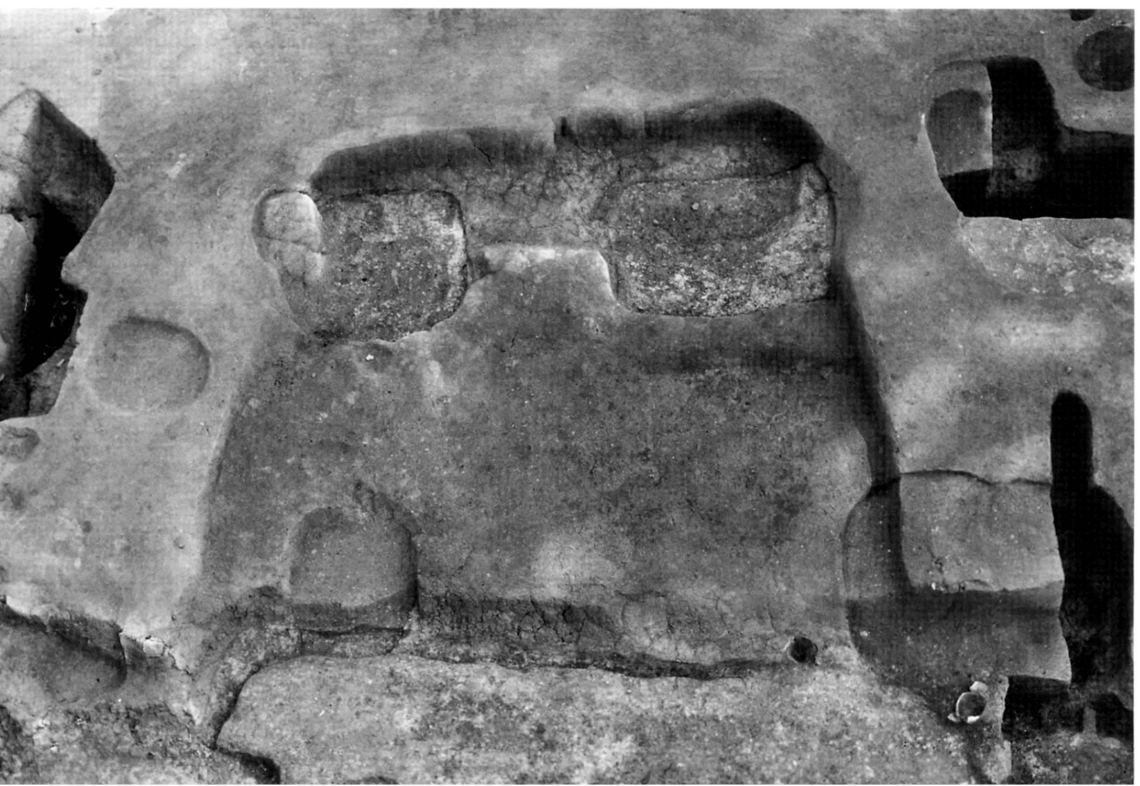

ＳＩ1593竪穴住居跡
（西から）

図版 14

ＳＩ1594
竪穴住居跡
（南から）

ＳＩ1595～ＳＩ1597
竪穴住居跡
（南から）

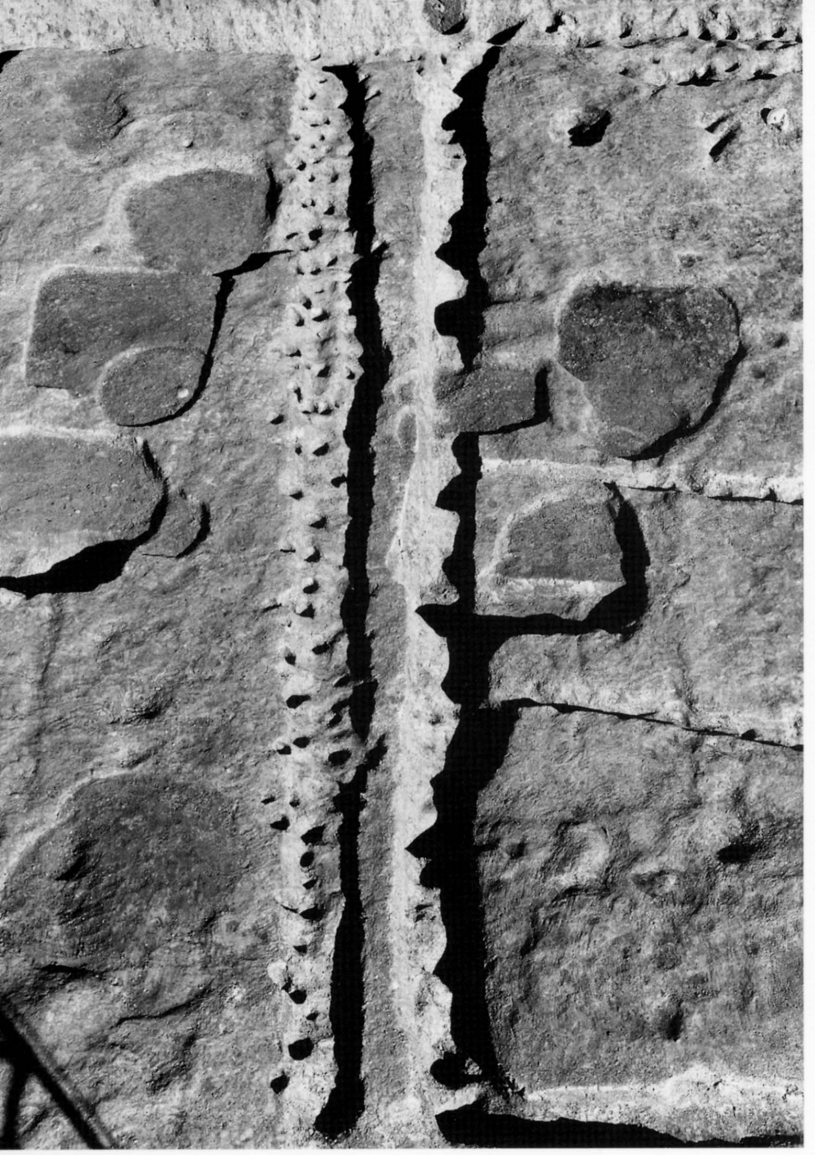

ＳＩ1595・ＳＩ1597竪穴住居跡
西壁周溝
（南から）

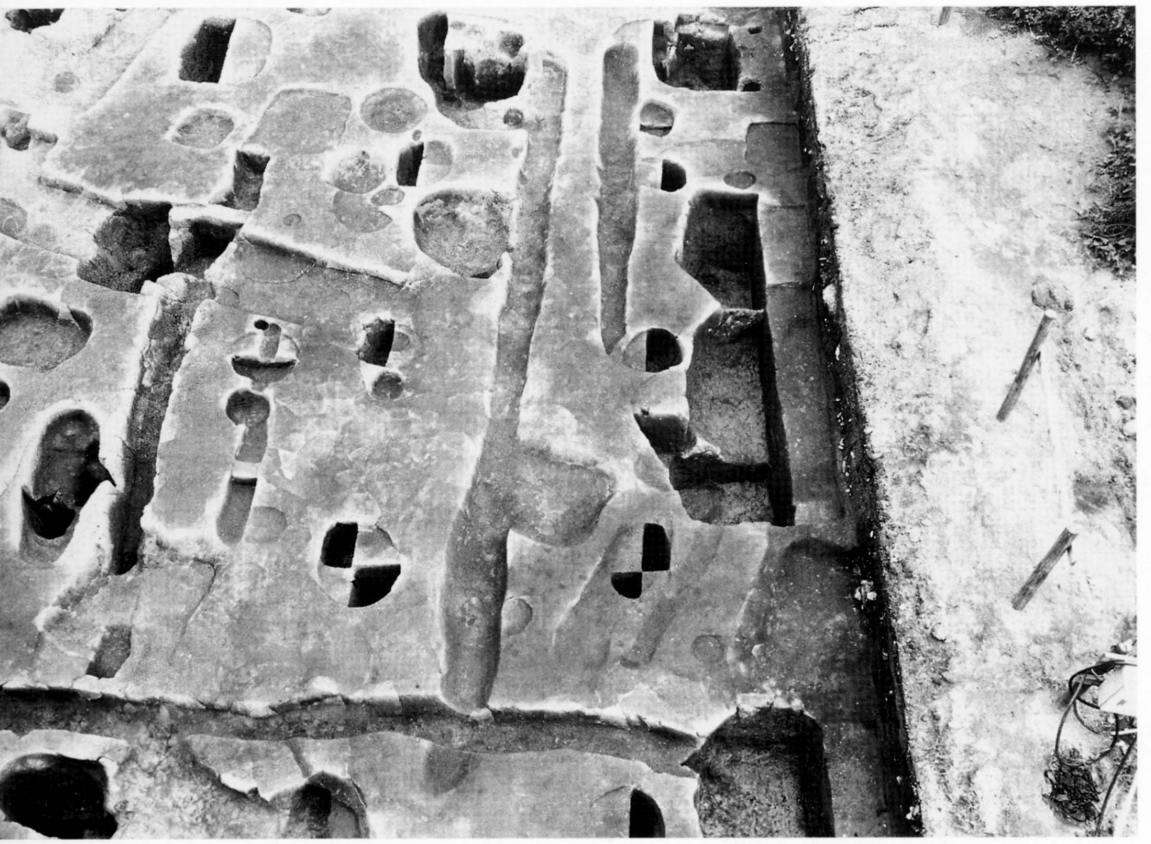

ＳＤ1598・ＳＤ1600・ＳＤ1602溝跡（南から）

図版16

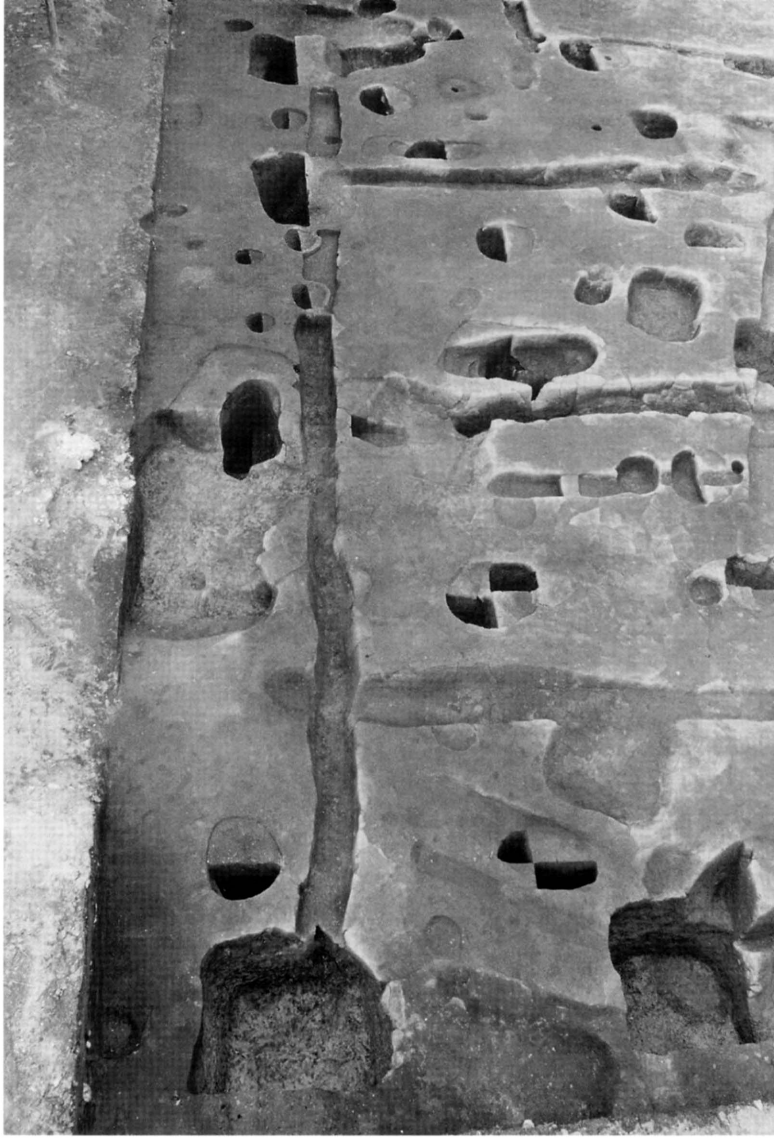

ＳＤ1601溝跡
（東から）

ＳＫ1559土取り穴
（南から）

図版 17

ＳＫ1559土取り穴（西から）

ＳＫ1559土取り穴中層検出柱掘り方（南から）

ＳＫ1560土取り穴（南から）

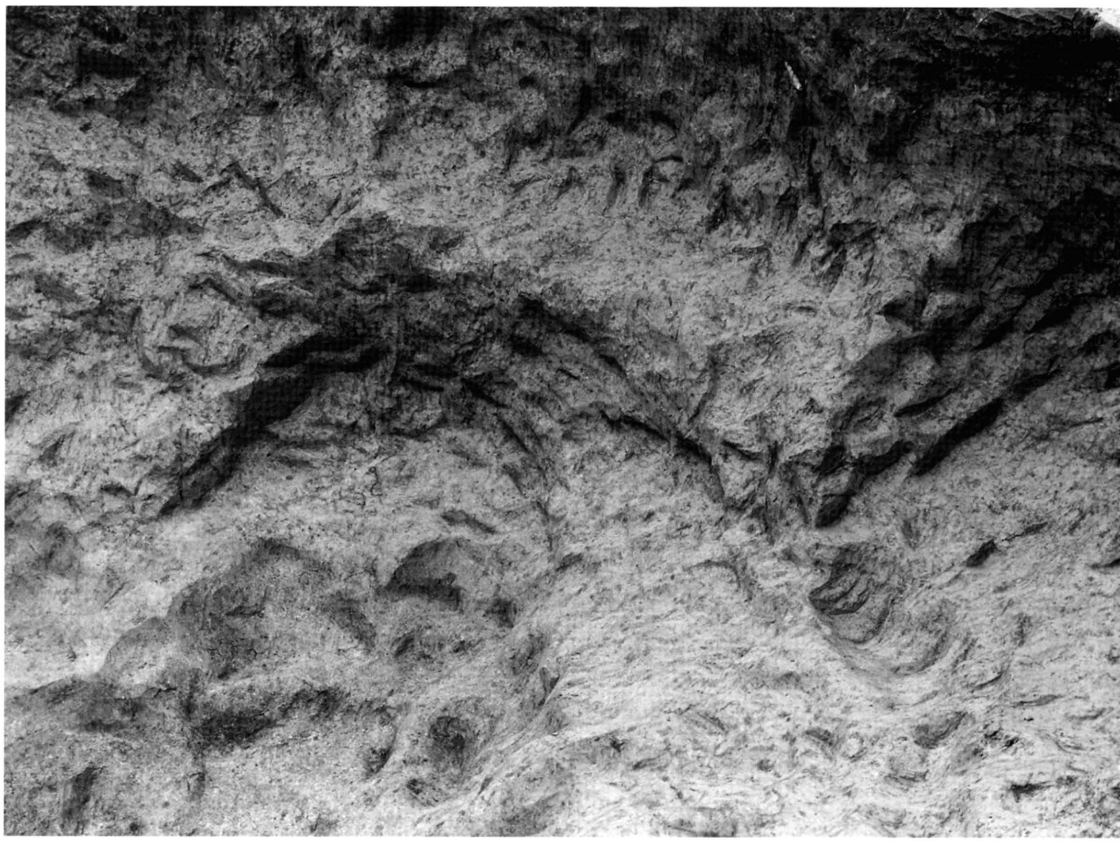

ＳＫ1560土取り穴工具痕跡（北から）

ＳＫ1605土坑（南から）

ＳＫ1606土坑（北から）

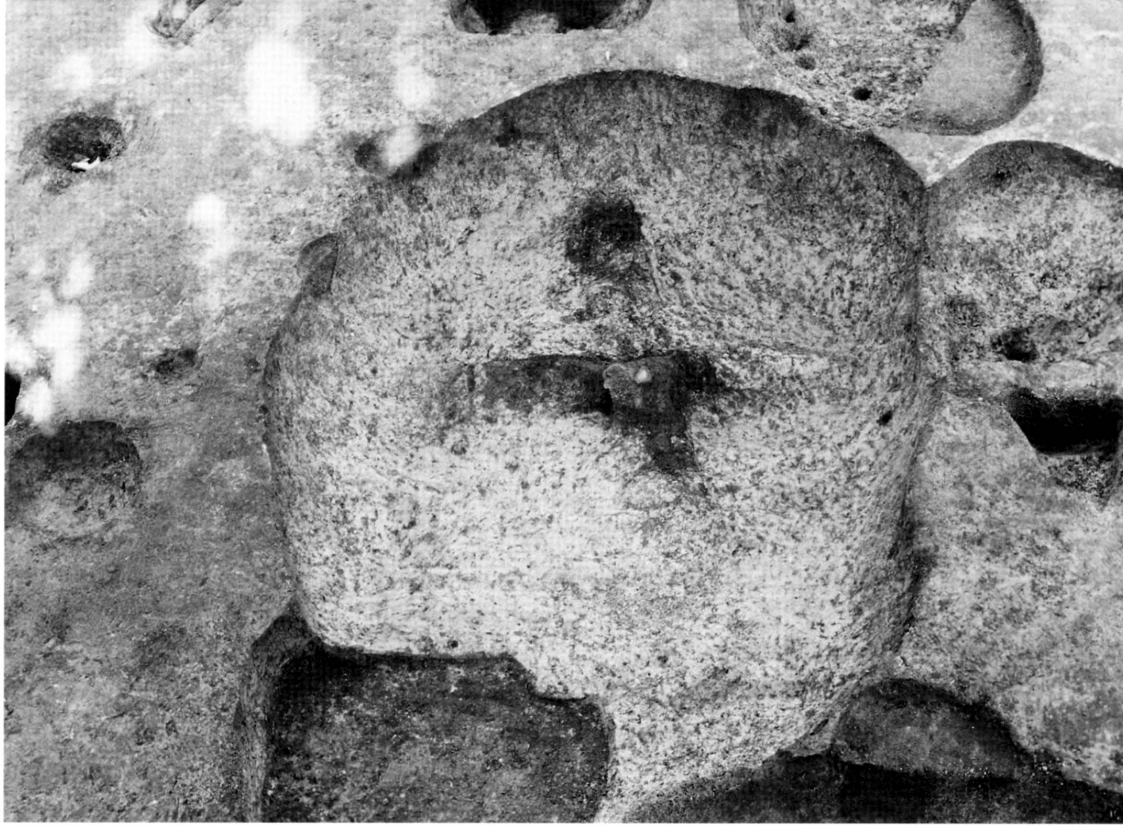

ＳＫ1611土坑（南から）

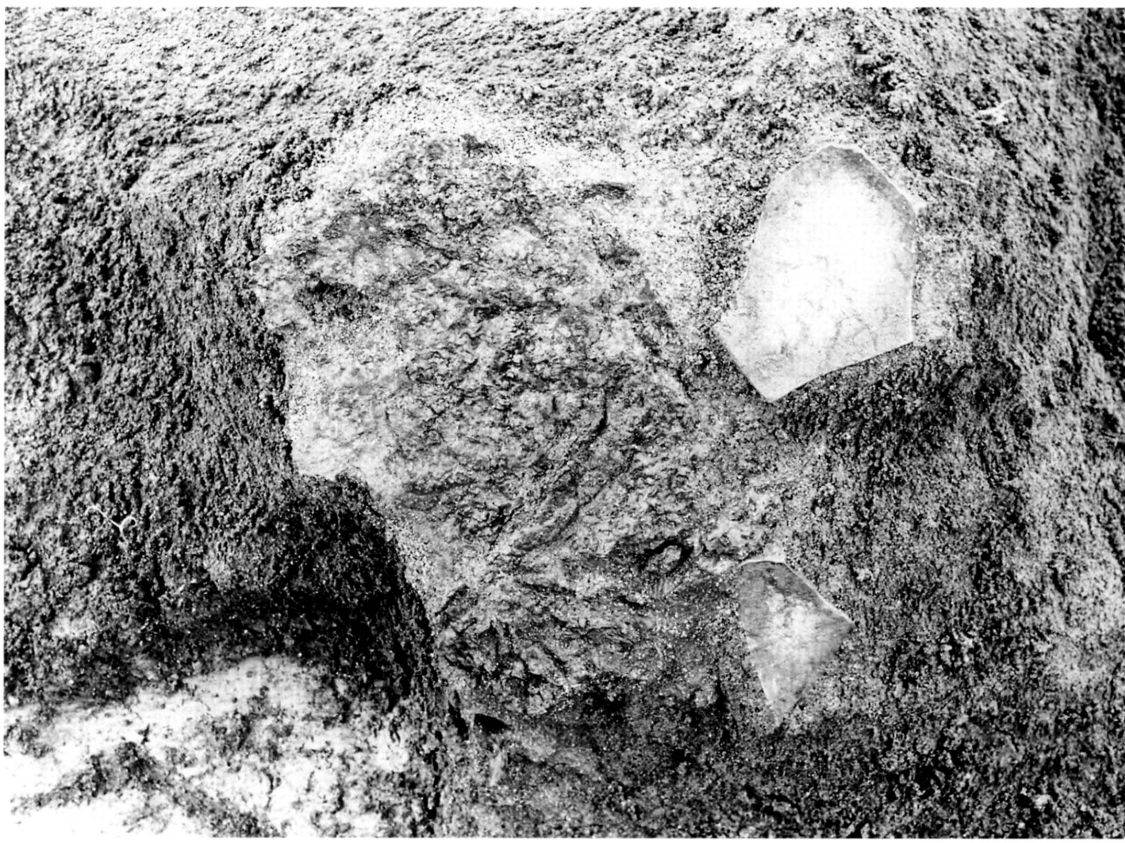

ＳＫ1611土坑漆紙文書出土状況

ＳＫ1614土坑（南から）

ＳＫ1615・ＳＫ1616土坑（南から）

ＳＫ1617土坑（南東から）

ＳＫ1622土坑（南から）

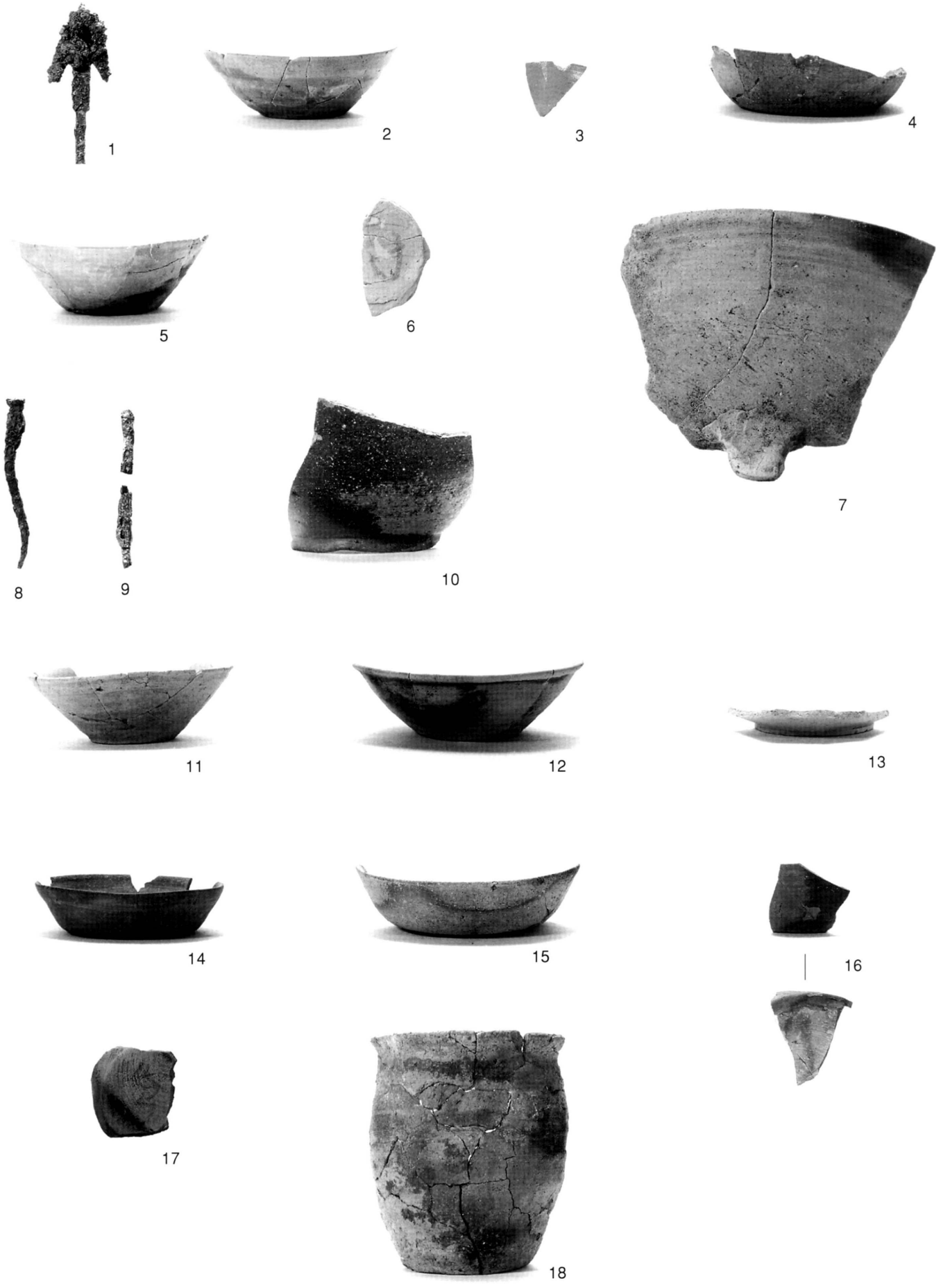

	1	ＳＢ1535	2・3	ＳＢ1582	4～7	ＳＢ1583
図版24	8・9	ＳＢ1585	10・11	ＳＩ1542	12・13	ＳＩ1543
	14～18	ＳＩ1592				

図版25　　1・2　ＳＩ1592　　3　ＳＩ1593　　4　ＳＩ1594　　5～15　ＳＩ1595

図版26　　1～5　ＳＩ1595　　6　ＳＩ1596　　7　ＳＤ1602　　8～16　ＳＫ1559

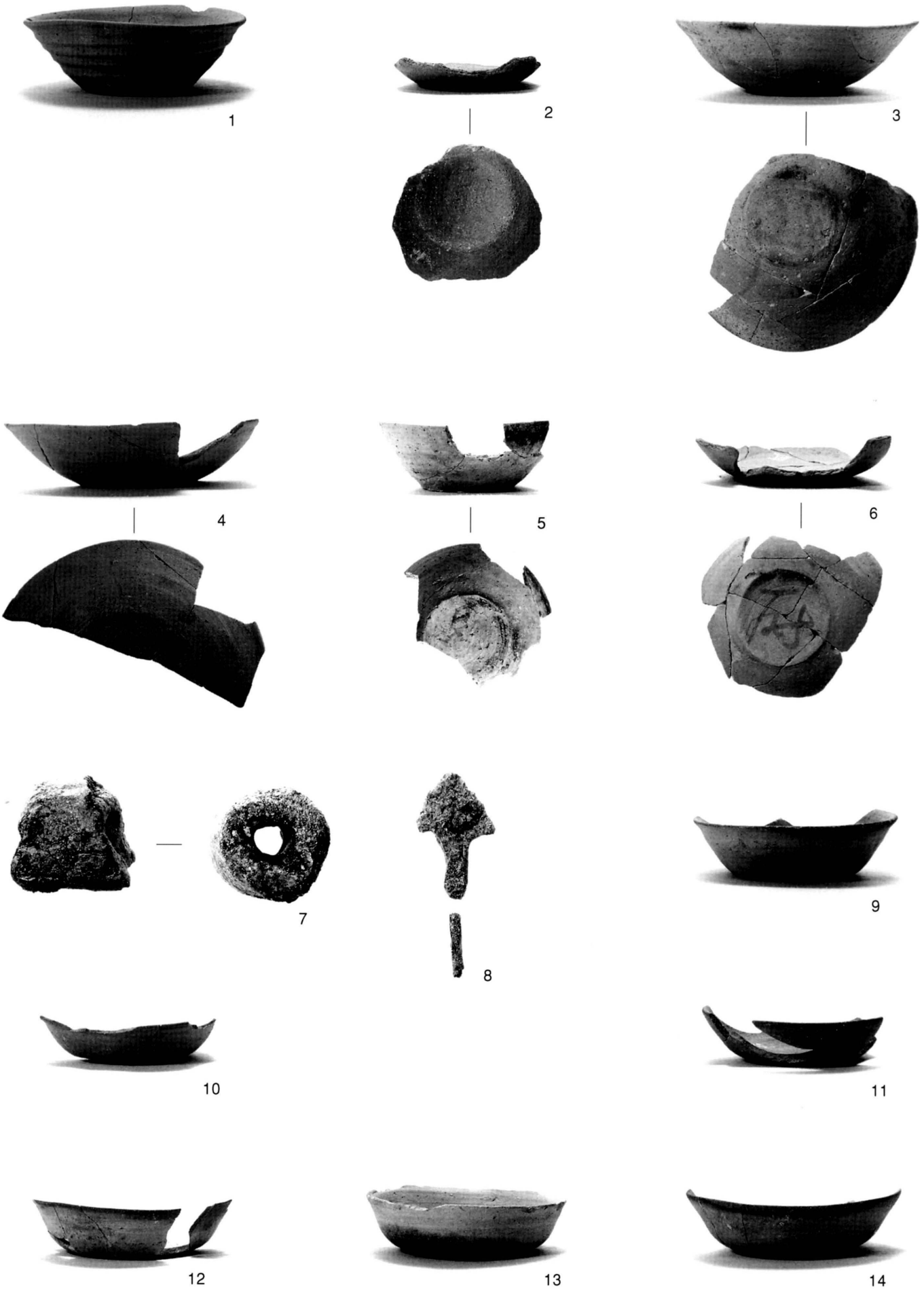

図版 27　　1～14　ＳＫ 1559

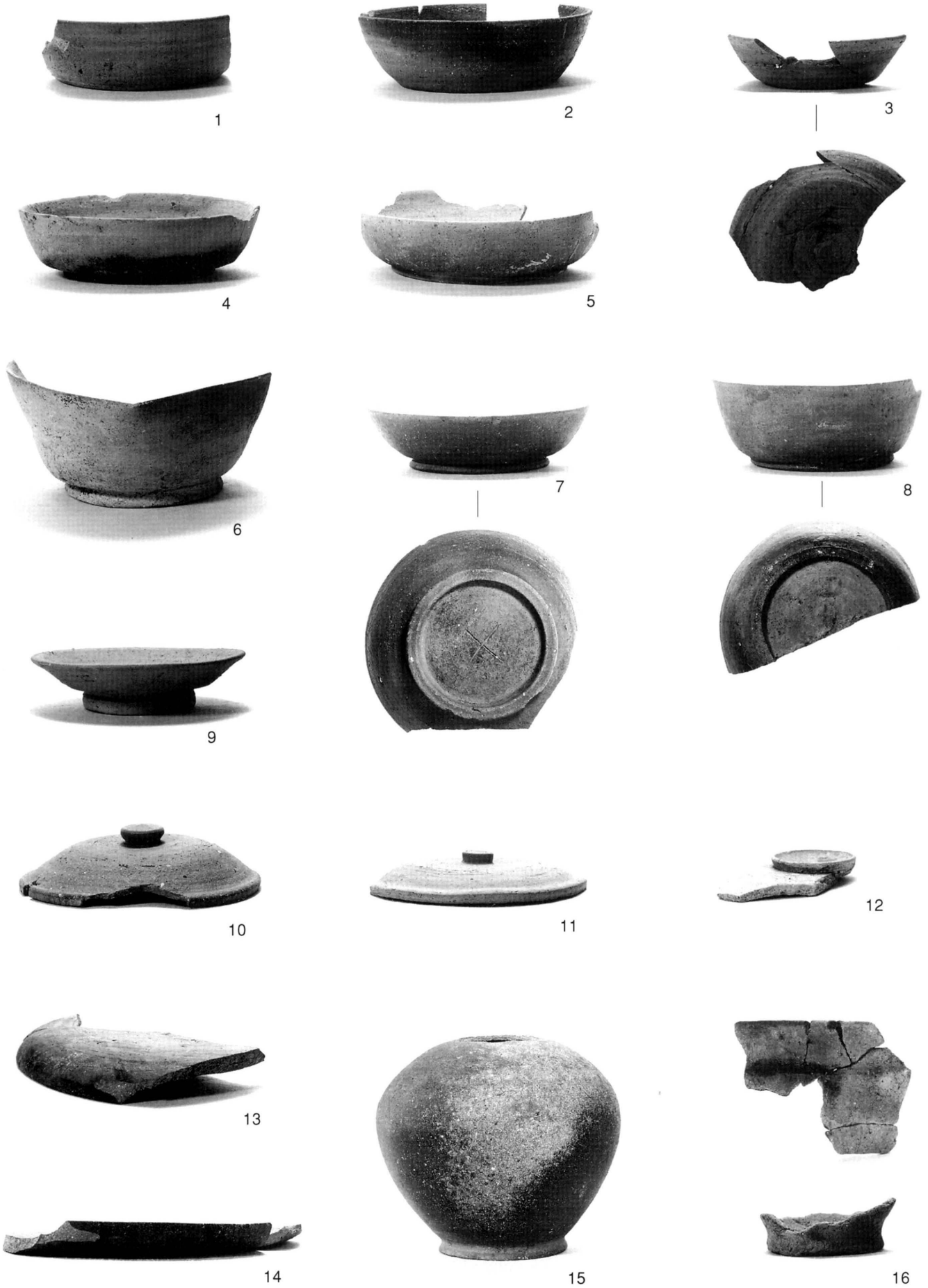

図版 28　　1～16　S K 1559

図版 29　　1～16　ＳＫ1559　　17～21　ＳＫ1560

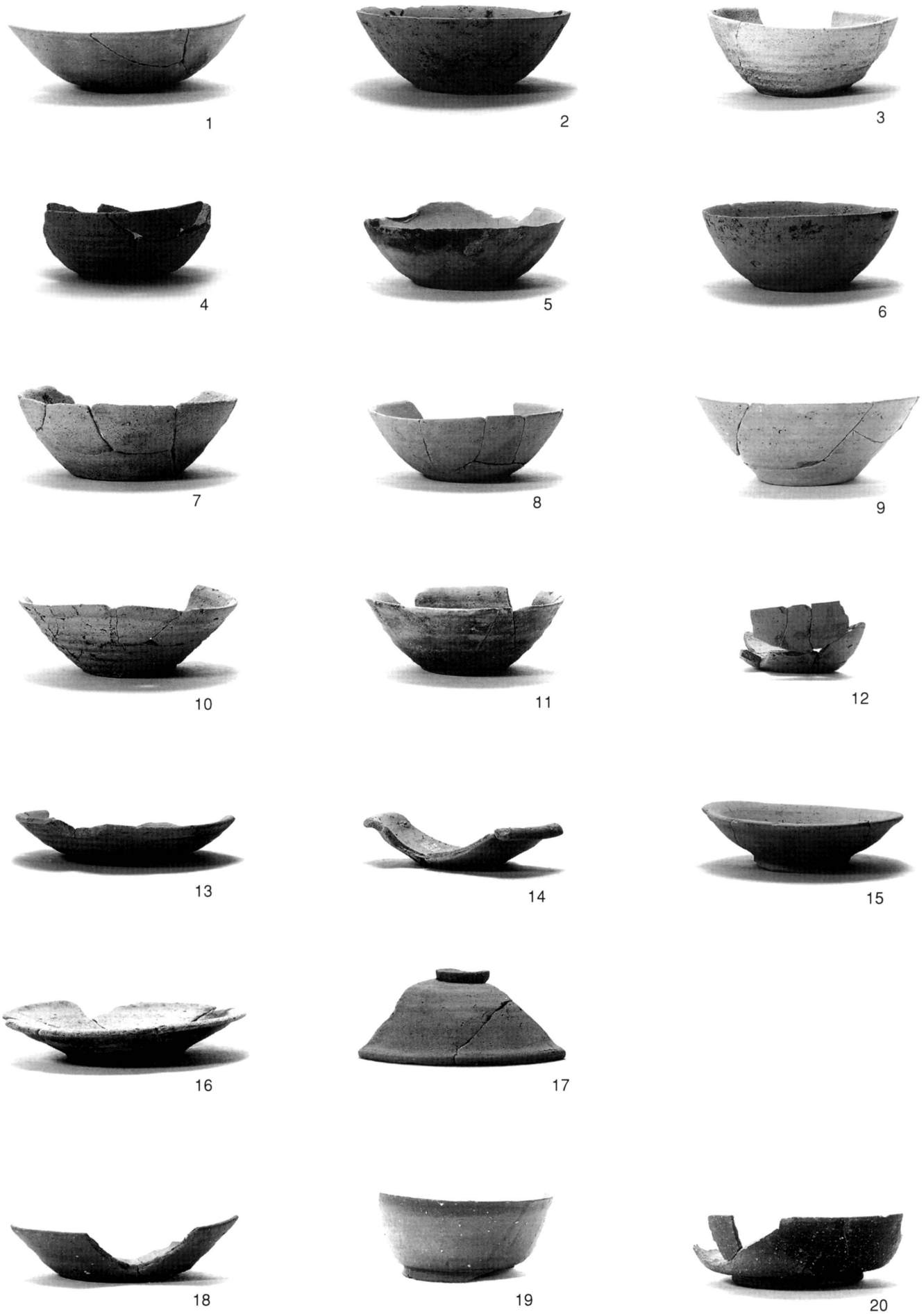

図版30　　1～17　ＳＫ1560　　18～20　ＳＫ1611

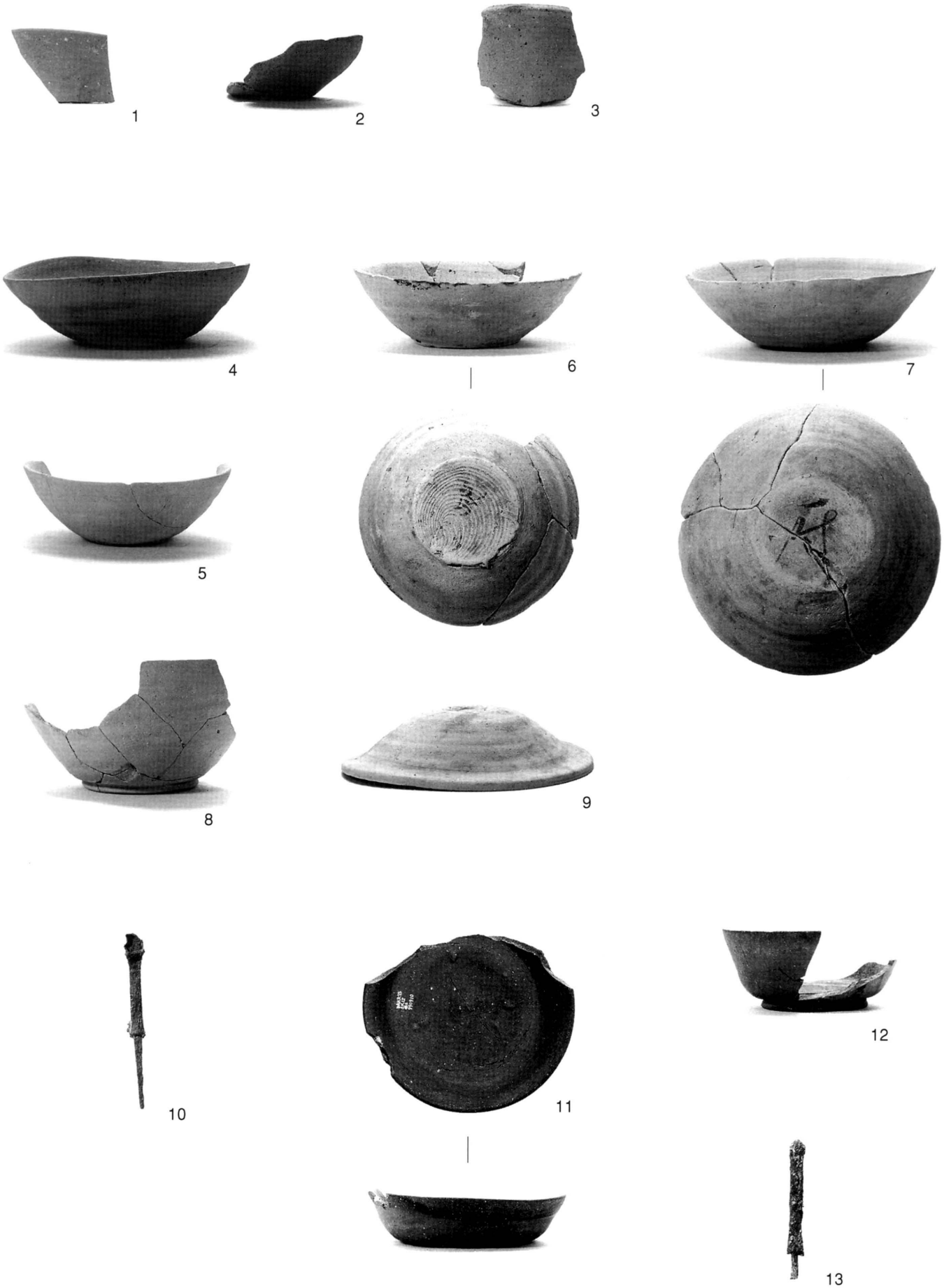

図版 31　1～3　SK1611　4～9　SK1613　10　SK1614
11～13　SK1616

図版32　　1～8　SK1617　　9・10　SK1619　　11～13　SK1622

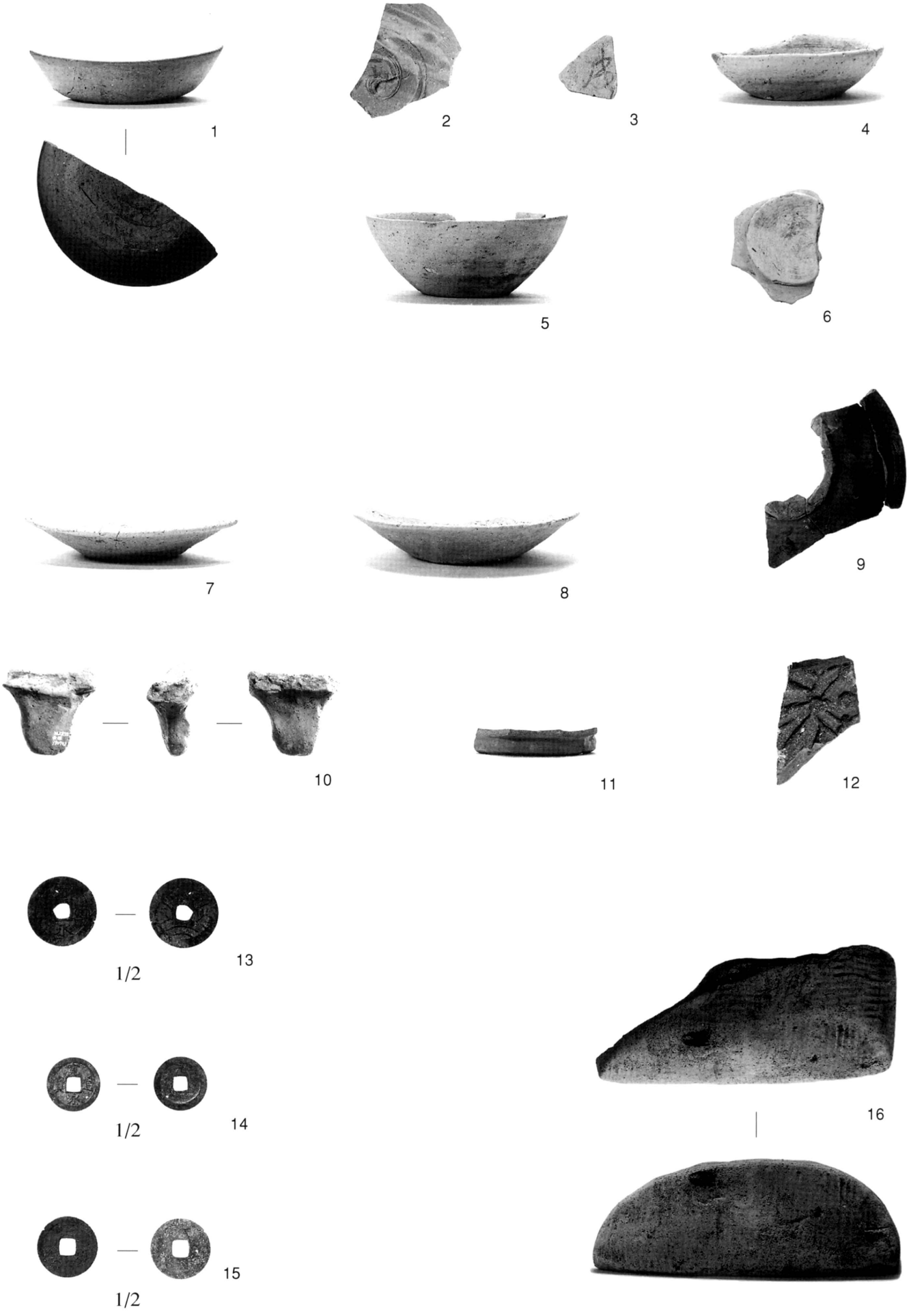

図版 33　　1～15　表土・表採・旧耕作土　　16　第 3 層暗褐色土層

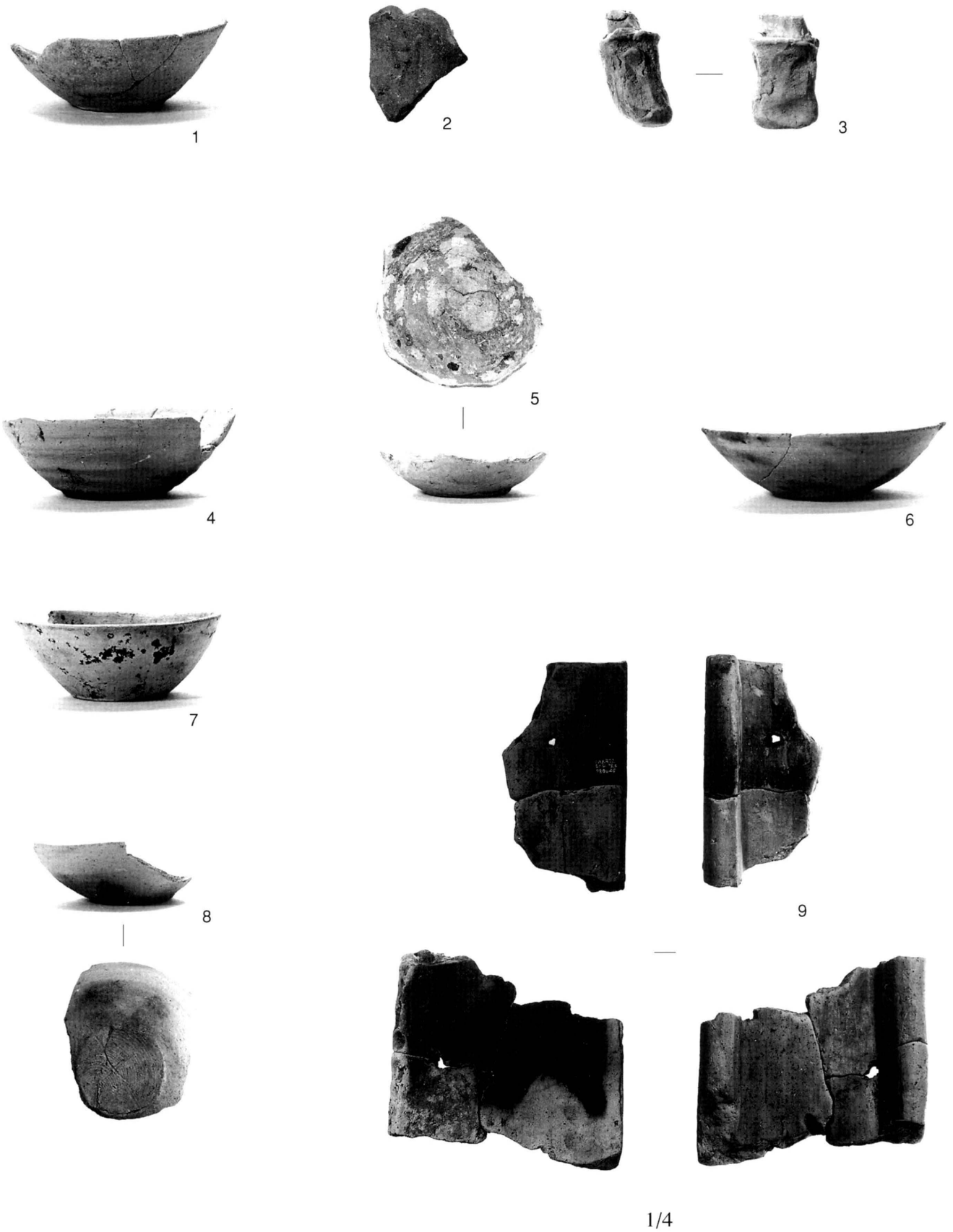

図版 34　1～3　第4層黒褐色土・褐色土層　4・5　ＳＫ1555第1層
6～8　ＳＫ1555第2層炭化物層　9　ＳＫ1555第1～3層

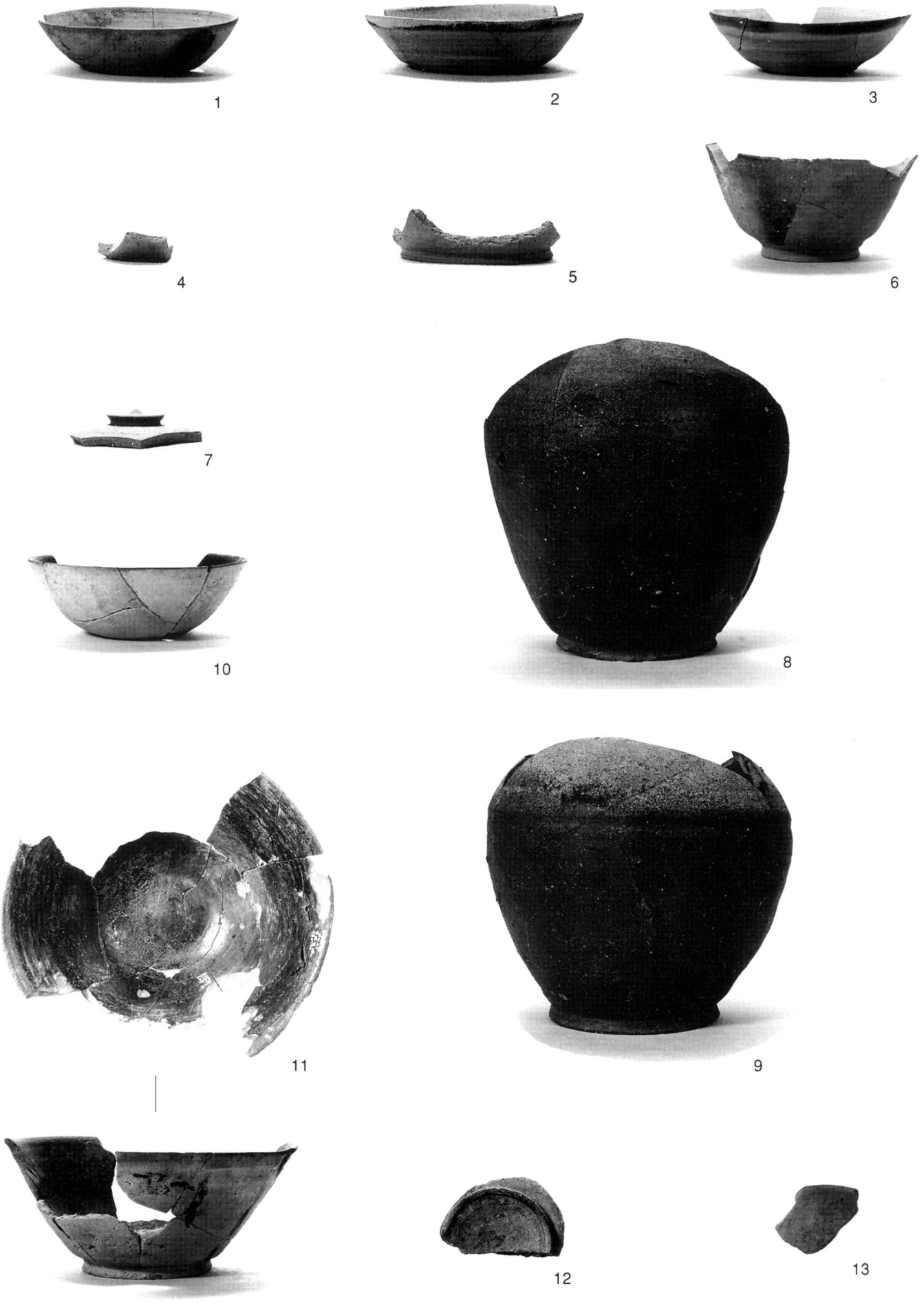

図版 35　　1～13　ＳＫ1555第４層炭化物層

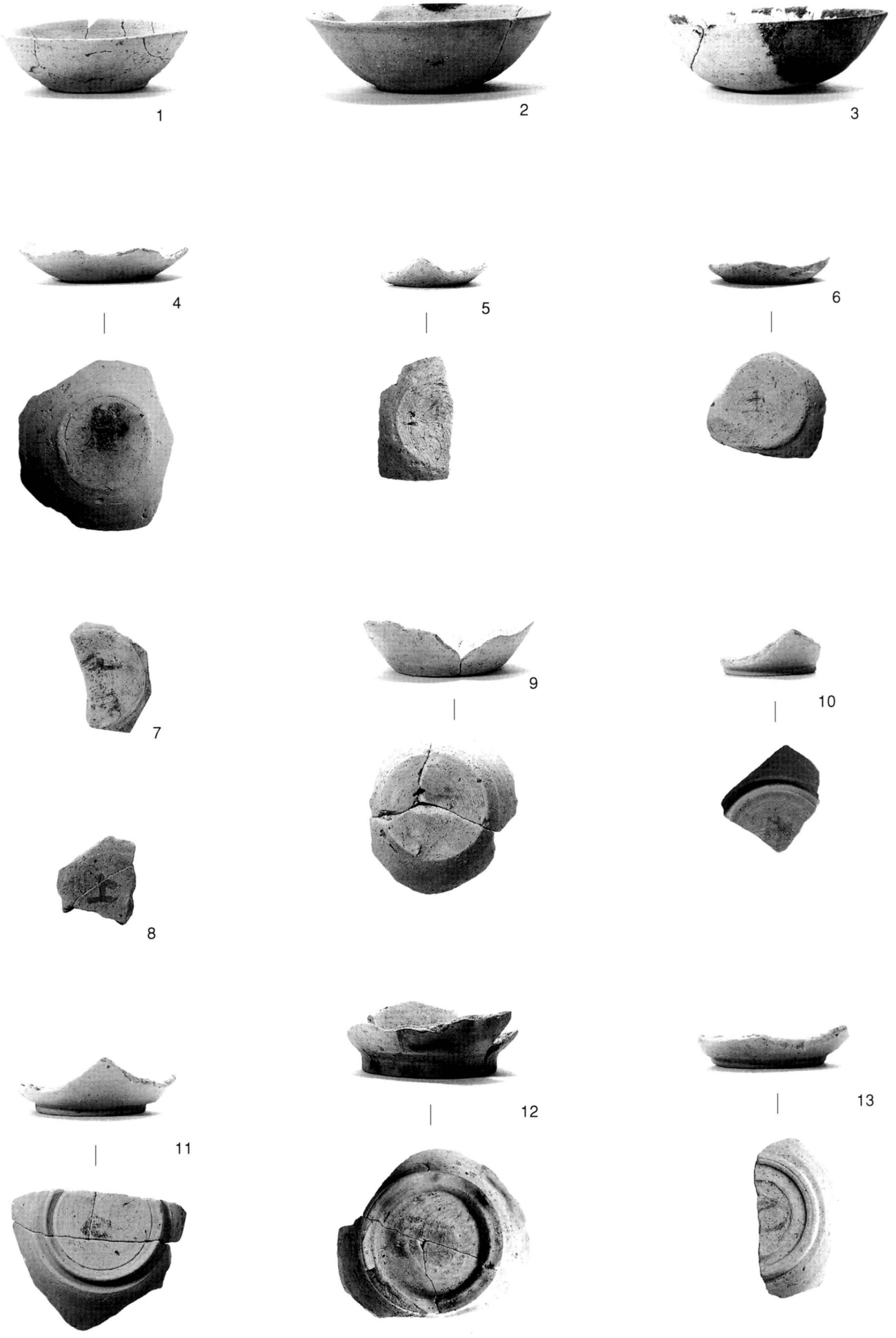

図版 36　　1～13　ＳＫ1555第４層炭化物層

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

図版 37　　1～6　ＳＫ1555第４層炭化物層　　7～9　ＳＫ1556
10・11　74次調査

秋田城跡第七五次調査出土漆紙文書

国立歴史民俗博物館教授　平川　南

第二六号文書

一、釈文

A（正位文字）

太麻呂

年□

□女

B（左文字）

a 断片

四年

大領公子諸

少領上毛野朝臣虫麻呂

五年□〔上〕料　弓四張　矢四具

黒□〔胡〕禄二具

十二月□□日国司　守多治比□真

史生飛鳥戸

大領公子諸□〔鳥カ〕

領上毛野

b 断片

巻□□

□□

二、形状

現状では、わずかな正位文字と左文字の部分的筆画が確認できる程度の状態であった。この状態は、一紙の表裏に文書が記載されていることを意味しているが、紙は風化され、きわめて脆弱となっており、オモテ面に正位文字がわずか数文字を確認できるにすぎない。ただ、裏面は漆の付着が厚いため、漆紙そのものは良好な状態を維持している。

今回の解読作業では、右のような資料状態を十分に配慮して、以下のような手順で解読を進めた。

まず現状を写真撮影した。次に数文字の正位文字が遺存する部分を除いて、脆弱な薄皮状態の部分を剥がし取ると、左文字の墨痕が鮮やかに確認できた。これは、漆が浸透した紙の一層が裏文書の墨痕を左文字としてとどめているものと想定できる。

三、内容

A（正位文字）文書

文字の大きさは、約五ミリほどであり、籍帳類に特有の小さな文字といえる。墨痕はわずかに五文字しか確認できないので、詳細は不明であるが、歴名と割書された年齢と年齢区分、小さな文字などの特徴からは、籍帳類に属する文書とみることができよう。

さらに、本文書は上半部に（人名）＋年齢・年齢区分、下半部にも「太麻呂」という人名記載が認められる。

こうした籍帳類の記載様式としては、一つには通常の一段書きで、「太麻呂」は註記部分の可能性もありうるが、おそらくは、その記載

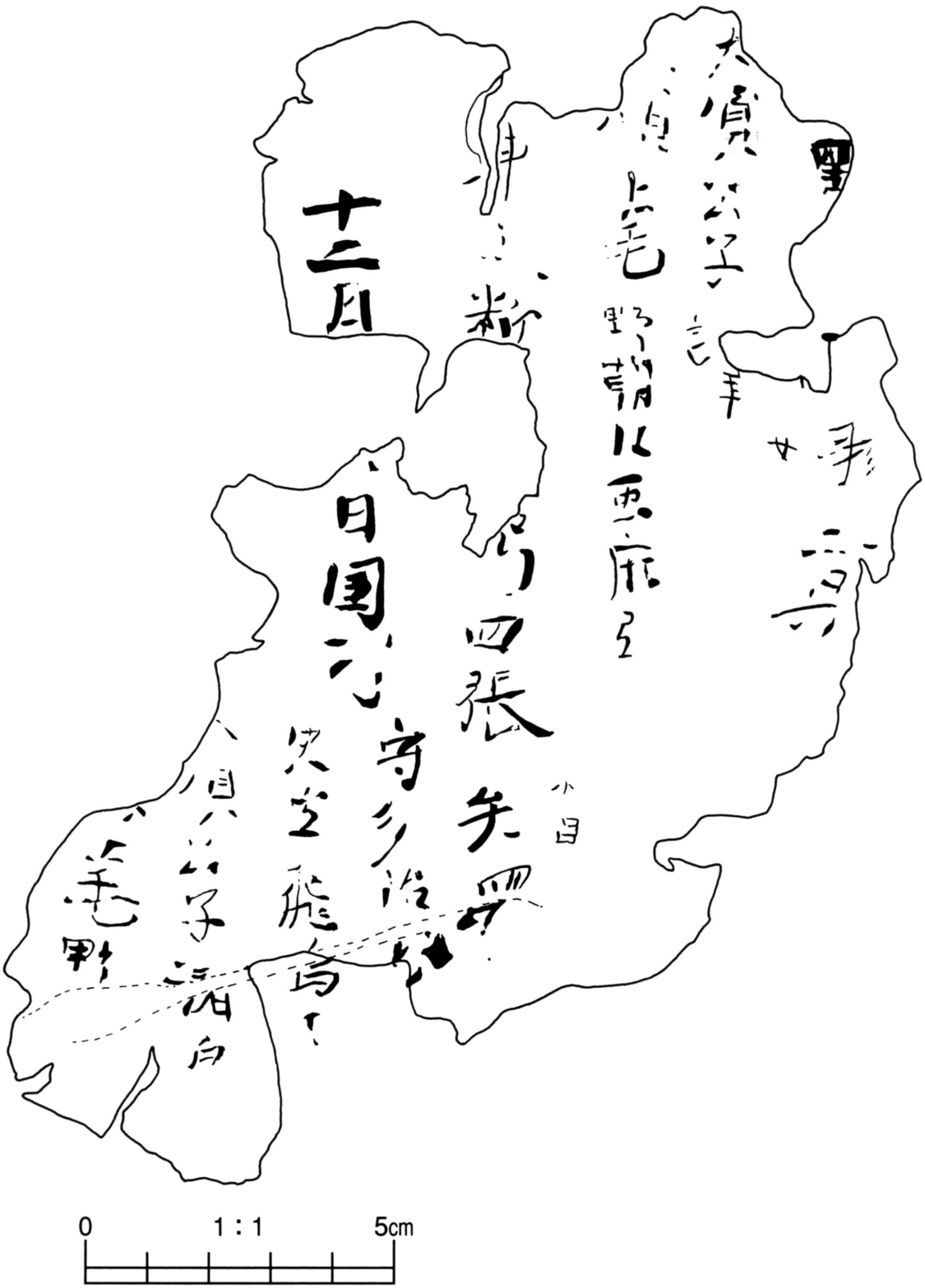

図１　26号文書　実測図
（左文字を反転させた図）

様式は、上・下二段に記載した歴名簿とみることができるのではないか。その大きな理由は、秋田城出土の漆紙文書にすでに同様の書式をもつものが二例確認できる点である。それらは一昨年(一九九八年)第七二次調査で出土した第一六号文書(死亡帳)〔拙稿「秋田城跡第七二次調査出土漆紙文書について」『秋田城跡—平成十年度秋田城跡発掘調査概報』秋田城跡調査事務所、一九九九年〕および一九八二年第三六次調査で出土した第二号文書(出挙帳様文書)〔拙稿「秋田城跡第二号・第三号出土漆紙文書について」『秋田城出土文字資料集—秋田城跡発掘調査事務所研究紀要Ⅰ』秋田城跡調査事務所、一九八四年〕の二点である。

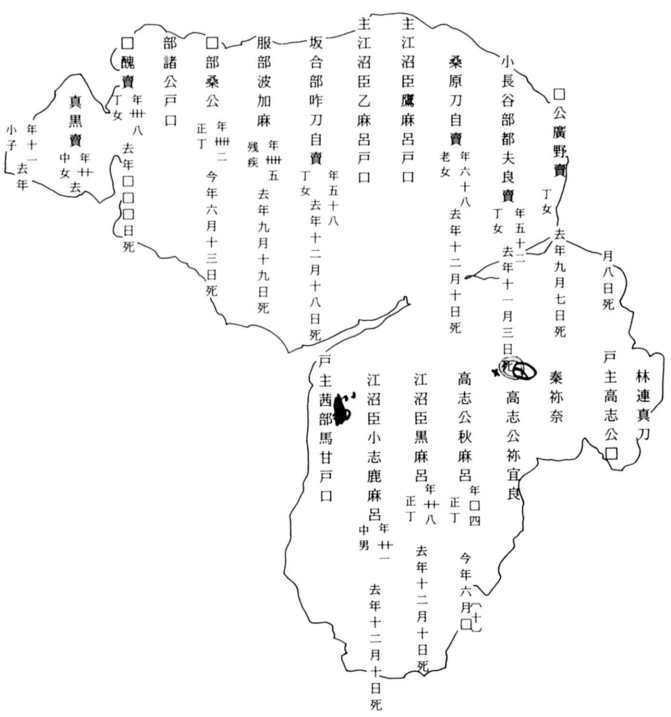

図2　第16号文書　釈文

この上・下二段の記載様式は、正倉院文書として遺る京進文書には大宝二(七〇二)年の御野国戸籍の三段の記載をのぞくと、例がない。京進する正式なものでなく、秋田城に留め置かれたものと考えられ、一紙により多くの歴名記載が可能な二段の様式が使用されたと見ることができるであろう。

B(左文字)文書

文字の大きさは、約一センチほどであり、界線はみえない。

記載内容は、武器・武具と某郡の大領・少領名を連記し、文末に十二月□□日の日付のあとには、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されている帳簿と考えられる。

律令体制下においては、国郡の器仗(武器)は、年毎に帳を録して、朝集使に附けて兵部に申すことと規定されている(軍防令42・従軍甲仗条)。正倉院文書の中の天平六年(七三四)「出雲国計会帳」には、朝集使進上の公文として、官器仗帳・伯姓器仗帳各一巻がみえる(『大日本古文書』一巻五九八頁)。

十月

一廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙 考文三卷 僧尼帳一卷 考状一卷 寺財物帳一卷 選文一卷 嶺竟帳一卷 斉會帳一卷 放生帳一卷 鋪設帳一卷 赤浜帳一卷 千栗帳一卷 鶏帳壹卷 四季帳四卷 擬郡司帳一卷 復任郡司状二紙

一同日進上公文貳拾陸卷肆紙 孝文一卷 戸口名簿四卷 孝状一卷 点替簿四卷 兵士(簿)目録一卷 儲士戸名簿一卷 兵士 種馬帳一卷 伯姓器仗帳一卷 官器仗帳一卷 傳馬帳一卷 驛家鋪設帳一卷 驛馬帳一卷 伯姓牛馬帳一卷 兵馬帳一卷 繋飼馬帳一卷 道守帳一卷 烽守帳一卷 津守帳 公私船 器仗帳一卷

一方、『政事要略』（一〇〇八～一〇年ごろ成立）巻五十七 に載せる「朝集公文」の中に「国器仗帳」および「郡司器仗帳」がみえる。

政事要略 巻第五十七 交替雑事十七

雑公文事上

大帳八月卅日以前申送於官。
陸奥 出羽九月卅日以前 志摩 佐渡 大宰五月卅日以前 畿内十月一日 七道十一月一日
私案朝集公文
神社帳 祢宜祝帳已上神祇 國分二寺資財帳 讀經帳已上治部 僧尼帳玄番 殖木帳主計 應計會帳 麥
畠帳 放生帳 池溝帳 官舎帳 諸郡鋪設帳 國器仗帳 公私船帳 郡司器仗帳 驛馬帳
驛家帳 百姓牛馬帳已上主税

出雲国計会帳にみえる「官器仗帳」は「国器仗帳」、「伯姓器仗帳」は「郡司器仗帳」にそれぞれ該当するのであろう。これらの帳簿は軍防令の規定に基づいて国郡に存する器仗を報告するものであろう。

『延喜式』（兵部省）によれば、「諸国器仗」として、各国の毎年造る武器の種類と数量があげられている。出羽国はみえないが、陸奥国の場合、次のとおりである。

陸奥国　甲六領。横刀廿口。弓六十張。
　　征箭六十具。胡籙六十具。

※征箭は戦場で用いる矢のこと
※胡籙は矢を入れて背に負う道具。

これら諸国で毎年製作される武器は、兵部省に報告され、その様仗（ためし〈見本〉）が種類別に一つ貢進されることと定められていた。

なお、b断片に「巻」という数量単位がみえる。武器・武具類のうち、数量単位「巻」は、次の資料を参考とすれば、「鞆」と推定できるであろう。

多賀城跡出土漆紙文書〔武具貢進文書〕

使三枝部山道所進
胡禄四百枚
鞆一百巻
□者而無解文
□四日□
□

※鞆は弓を射るとき弦が左手頸を打つその衝撃を防ぐ革製品。

この帳簿は、出羽国内の各郡から「（某）年上料」として数年間分（「四年」「五年上料」など）貢進された武器・武具に関するもので、各郡別に武器・武具と責任者としての郡領（大領・少領）名、さらに文末には月日の記載のあとに、武器の管理責任者として、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されているものとみてよいであろう。

このような帳簿に類似する現存文書としては、「越中国官倉納穀交替記」（『平安遺文』二〇四、石山寺蔵）があげられよう。

「越中国官倉納穀交替記」は延喜十年（九一〇）を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉収納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によって作成された公文である。

「越中国官倉納穀交替記」と同様に、国郡司の官位姓名がくり返し記されたと想定される帳簿は、小さな断片ながら実は、秋田城跡第一

三号漆紙文書〔裏―二次文書〕の特徴でもある。

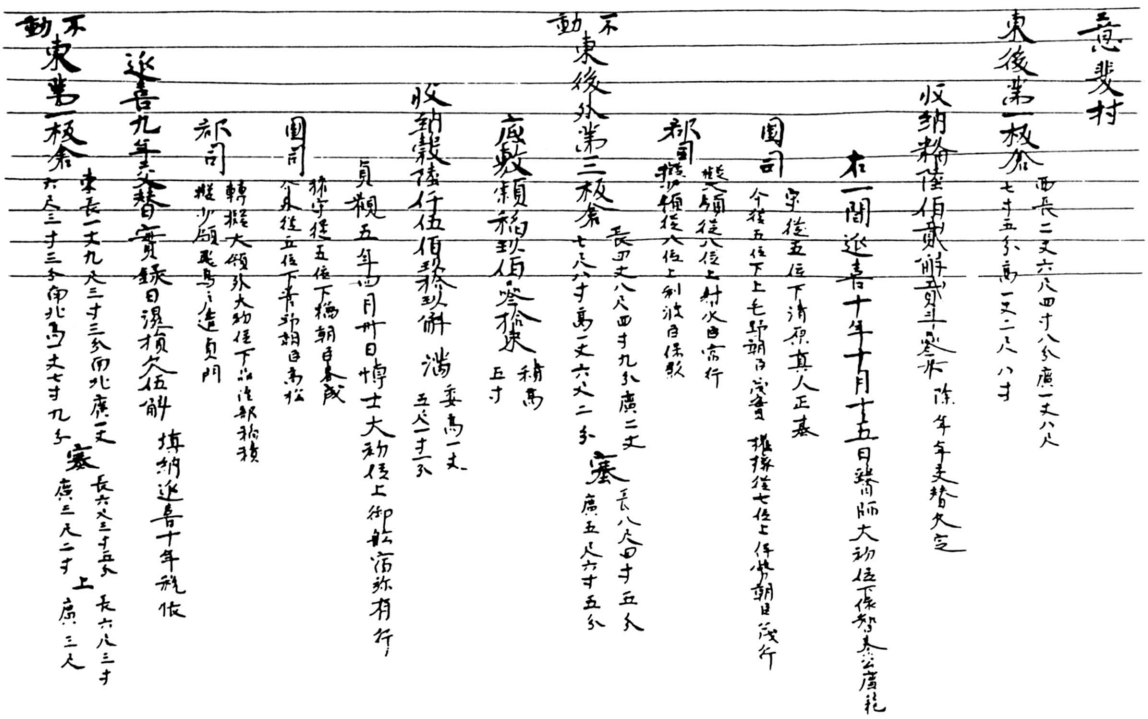

越中国官倉納穀交替記模式図

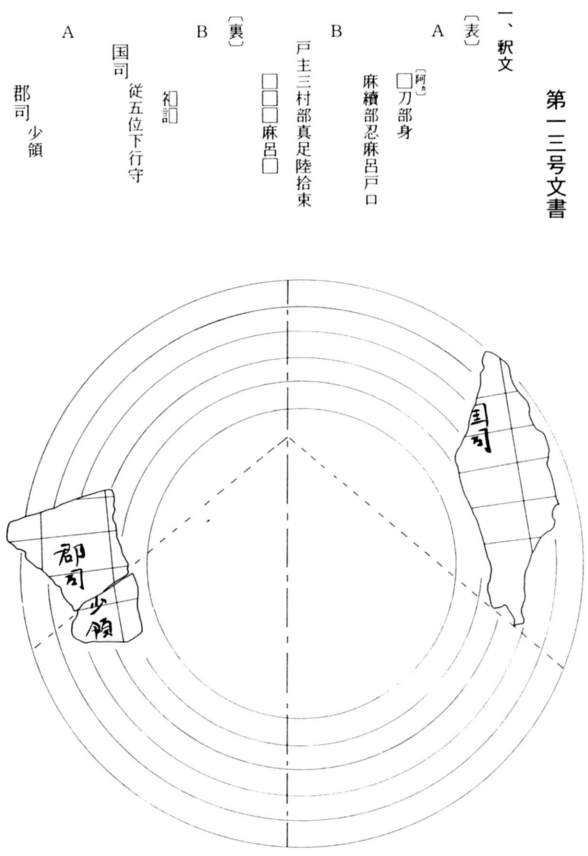

第一三号文書　ふた紙の復原図

第一三号文書

一、釈文

〔表〕

A

〔阿ヵ〕□刀部身

麻績部忍麻呂戸口

B

戸主三村部真足陸拾束

□□□麻呂□

〔裏〕

B

初□

国司　従五位下行守

A

郡司　少領

ところで、漆紙文書の出土した土壙（SK一六一一）は、土器の年代から九世紀後半のものと推定されている。

そこで本文書の「国司」の「守多治比真×」という人物は、文献史料にみえる九世紀代の出羽国守名から特定することは可能であろう。まず、九世紀代の出羽国守を含む出羽国司表を示すと、次のとおりである。

九世紀の出羽国司表

西暦	年号	出羽国司	位階	守	位階	介	位階	掾・目
七九七	一六		従五下	1百済王聡哲				
七九八	一七							
七九九	一八							
八〇〇	一九							
八〇一	二〇		従五下	閏1三諸綿麻呂（権守）（文室）				
八〇二	二一							
八〇三	二二							
八〇四	二三		従五下	1佐伯社屋				
八〇五	二四							
八〇六	大同一							
八〇七	二							
八〇八	三							
八〇九	四							
八一〇	弘仁一							
八一一	二		従五下	3大伴今人（見）				
八一二	三		従五上	11百済王教俊	従五下	7藤原浜主		
八一三	四							
八一四	五							
八一五	六							
八一六	七							
八一七	弘仁八							
八一八	九							
八一九	一〇							
八二〇	一一			（小野滝雄）				
八二一	一二							
八二二	一三							
八二三	一四							
八二四	天長一							
八二五	二							
八二六	三							
八二七	四							
八二八	五							
八二九	六							

西暦	年号	出羽国司	位階	守	位階	介	位階	掾・目
八三〇	七		従五上	閏12小野宗成（見）	正六上	1藤原行則（見）		
八三一	八							
八三二	九							
八三三	一〇							
八三四	承和一							
八三五	二							
八三六	三							
八三七	四							
八三八	五							
八三九	六							
八四〇	七		従五上	1藤原宮房				
			従五下	3和気真菅				
			〃	6小野千株				
			〃	8文室有真				
八四一	八							
八四二	九							
八四三	一〇							
八四四	一一							
八四五	一二		従五下	1秋篠氏永				
八四六	一三		従五下	1安倍安立				
八四七	一四							
八四八	嘉祥一							
八四九	二							
八五〇	三							
八五一	仁寿一		従五下	1坂上当岑				
八五二	二							
八五三	三							
八五四	斉衡一							
八五五	二		従五下	6藤原弘道				
八五六	三							
八五七	天安一							
八五八	二							
八五九	貞観一							
八六〇	二		従五下	1橘信藤				
八六一	三							
八六二	四							
八六三	五							

西暦	年号	位階	守	位階	介	位階	掾・目
出羽国司							
八六四	六			従五下	1(権介)安倍比高		
八六五	七	従五下	1安倍比高				
八六六	八						
八六七	九						
八六八	一〇	従五下	1多治高棟				
八六九	一一						
八七〇	一二						
八七一	一三						
八七二	一四						
八七三	一五			従五下	1藤原敏行(見)		
八七四	一六						
八七五	一七						
八七六	一八						
八七七	元慶 一	従五下	11藤原興世(見)	従五下	1藤原豊範(見)		
					良峯近(見)		
八七八	二	従五下	5(権守)藤原保則	外従五下	1忠宗是行	正六上	4(権掾)小野春泉(見)
				従五下	2(権介)藤原統行	正六上	4文室有房(見)
						正六上	5清原令望
						従七上(下)	5(権大目)茨田貞額
八七九	三					正七上	6(権掾)藤原有式(見)
						正六上	6(権大目)春海奥雄(見)
						正六上	6他戸千与本(見)
八八〇	四					従六下	6(小目)豊岡継雄(見)
八八一	五						
八八二	元慶 六						
八八三	七						
八八四	八						
八八五	仁和 一	従五下	1坂上茂樹				
八八六	二						
八八七	三						
八八八	四						
八八九	寛平 一						
八九〇	二						
八九一	三						
八九二	四						
八九三	五						
八九四	六						
八九五	七						
八九六	八						
八九七	九						
八九八	昌泰 一						
八九九	二	従五上	4源悦				

次に九世紀後半に限定して、出羽国守に関する史料を参考までに掲げておきたい。

能代市史　資料編　古代・中世一
平成十年三月三十日発行
編集　能代市史編さん委員会

855 『日本文徳天皇実録』齋衡二年

○六月廿一日

從五位下藤原朝臣弘道爲二出羽守一。

860 『日本三代実録』貞觀二年

○正月十六日

散位從五位下橘朝臣信蔭爲二出羽守一。

864 『日本三代実録』貞觀六年

○正月十六日

是日。以二正三位行中納言兼陸奥出羽按察使平朝臣高棟一。（中略）並爲二大納言一。（中略）鎮守將軍從五位下兼上野權介小野朝臣春枝爲二權介一。（相摸）鎮守將軍如レ故。從五位下行武藏介安倍朝臣比高爲二出羽權介一。

865 『日本三代実録』貞觀七年

○正月廿七日

散位從五位下伴宿祢春宗爲二陸奥介一。從五位下行出羽權介安倍朝臣比高爲レ守。從五位下行陸奥介文室朝臣甘樂麻呂爲二鎮守將軍一。

868 『日本三代実録』貞觀十年

○正月十六日

大藏少輔從五位下多治眞人高棟爲二出羽守一。從五位下御春朝臣岑能爲二鎮守將軍一。

875 『類聚三代格』一八　貞觀一七年

○五月十五日

太政官符

應レ定二給狄徒一年料祿狹布一万端一事

右得二出羽國解一偁。檢二案内一。從二貞觀六年一以降。正税帳所二立用過給一狄祿。狹布二万五千六百九端。具錄載二不与前守安倍朝臣比高解由狀一。進レ官已畢。厥後國吏等依レ例給レ饗行レ祿。而歸來狄徒每年數千。過給之數及二万三千六百端一。今以二有レ定之祿一。給二無レ限之徒一。人衆物寡。溪谿難レ塡。夫夷狄爲レ性。無レ遵二教喻一。啻對二恩賞一。纔和二野心一。望請。准二先例一被レ定二年料一万三千六十端一。然則所司不レ勞二勘出一。國吏無レ煩二遷替一。謹請二官裁一者。右大臣宣。奉レ勅。宜下以二一万端一定爲中年料上。若調狹布不レ足。以二正税一買宛。但過行以二國司公廨一塡納。立爲二恒例一。

貞觀十七年五月十五日

〔参考〕

861 『日本三代実録』貞觀三年

○二月二日

沒二陸奥國司守從五位上坂大宿祢當道一。介從五位下伴宿祢春宗。及掾已下記事以上公廨一。以二前守從五位上文室朝臣有眞解由不与過二程限一也。前守有眞。記事菓木種主等。科二公事稽留罪一。以二程限之内不レ分二付官物一也。

877 『日本三代実録』元慶元年

（貞觀一九年四月十六日改元）

○十一月廿一日

會二百官一而廣讌。賜レ祿各有レ差。（中略）從五位上行（授）出羽守藤原朝臣興世正五位下。（後略）

貞観十年正月に出羽守に任ぜられた多治(比)真人高棟は、少なくとも、貞観十七年五月当時においても、出羽守に在任していたことは、『類聚三代格』巻十八貞観十七年五月十五日官符にみえる「前守安倍朝臣比高」の不与解由状の一件で明らかである。すなわち出羽国の解文によれば、貞観六年以降狄祿が超過して支給されたことを前守安倍朝臣比高は不与解由状(公務が完了せず事務引継ぎができないときの書類)に記し、官に提出していたという。貞観十七年五月当時、狄祿の年料額を太政官に上申した出羽国守は、多治比真人高棟であったとみて間違いないであろう。そして、『日本三代実録』元慶元年十一月廿一日条によれば、その時の出羽守は藤原朝臣興世である。

結局のところ、多治比真人高棟は、貞観十年(八六八)正月に出羽守に着任し、貞観十七年(八七五)五月十五日以降元慶元年(八七七)十一月廿一日までの間のある時点で藤原朝臣興世と出羽守を交代したと考えられる。上記の史料を参照するならば、本漆紙文書中にみえる「×五年上料」は、「貞観十五年上料」と判断できる。そして、a断片の「四年」も同様に「貞観十四年上料」の一部とみなせよう。本文書の年紀も、「貞観十五年上料」の次行に「十二月□□日」としている点から考えると、貞観十五年十二月□□日付とみてよい。

国司の「史生飛鳥戸」は、特定する史料がない。ただ、陸奥国に関係する「飛鳥戸」というウジ名は、次のような例があげられる。すなわち、延暦八年(七八九)の征夷軍と阿弓流為率いる蝦夷軍との壮烈な戦闘で征夷軍側は大敗し、多くの戦死者を出したが、そのなかに陸奥国関係者とともに「安宿戸」(=飛鳥戸)というウジ名の人物が含まれている。

別将丈部善理(陸奥国磐城郡人)
進士高田道成
会津壮麻呂(陸奥国会津郡の人)
安宿戸吉足
大伴五百継
〔『続日本紀』延暦八年六月甲戌条〕

某郡「大領公子」に関係する出羽国の史料としては、時期的に降るが、いわゆる後三年の役(一〇八三～八七)に登場する雄勝郡の擬少領外正六位下吉弥候武信、大領外従五位下吉弥候武宗、少領従六位下吉弥候秀武の例があげられよう。

A・B両文書の本来の表裏関係は、A文書が五文字程度しか確認できないだけに、にわかには決めがたい。ただ、B文書では、人名のうち、「ウジ名+名」の記載が、「上毛野朝臣虫麻呂」の一例のみであるが、自署ではなく、一筆で記されている。

B文書に類似した〝収納物品+収納責任者〟を繰り返し、連記する帳簿として、例えば、正倉院文書中の「銭納帳」(神護景雲四年〈七七〇〉)があげられる〔国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』便利堂　一九九二年〕。

七月

三日請新錢壹拾貫文　右雜用料自政所請

業主上馬養　陸奥義成

火鎮大法師　實忠

別當大法師　圓智

廿九日納新錢參貫　右雜用料自政所所請

法師　康樂

業主上馬養　陸奥義成

大鎮大法師　實忠

別當大法師

法師　奉英

八月

十日納新錢拾壹貫參佰拾捌文　右經師等布施料

（釈文）

〔往来軸〕

（表）　銭納帳

（裏）　神護景雲四年

銭納帳　　神護景雲四年

六月

十三日請銭壱拾貫文右雑用料自政所請　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

七月

三日請新銭壱拾貫文右雑用料自政所請　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師『円智』　　法師『奉　栄』

廿九日納新銭参貫右雑用料自政所所請　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

八月

十一日納新銭拾壱貫参佰拾捌文右経師等布施料　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

廿四日納銭壱貫陸伯弐文右経師等布施料新　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

この「銭納帳」の場合、収納責任者の名の部分は原則として自署している。

その点では、B文書は、一筆で「ウジ名＋名」を記載しており、正式な帳簿とはいえない。

もう一点は、B文書は、国司、郡司のすべてが、位階、勲位等を省略している。このことは先に挙げた「越中国官倉納穀帳」および秋田城跡第一三号漆紙文書の裏文書とともに位階を明記しているのとは相違する。とくに秋田城跡第一三号文書は二次文書にもかかわらず位階の記載がある。この点では、B文書は、正式な公文ではなく、秋田城に留めおかれる帳簿と考えられる。すなわち、数年間にわたって郡別に秋田城へ貢進した武器と出納責任者として郡司の名を列記し、各郡末には月日と国司および郡司を記し、責任の所在を明らかにしたものと把えられる。その点において、本帳簿は、兵部省に毎年提出される「国器仗帳（官器仗帳）」の案文というよりは、その「国器仗帳」をも含めた秋田城に備えおかれた数年にわたる器仗関係の帳簿といえよう。

以上の点を考え併せると、現段階では、B文書は一応「秋田城器仗帳様文書」という文書とみておきたい。貞観年間当時の出羽国府は出羽郡に所在したとすれば、秋田城管下の器仗帳も最終的には国府へ送付され、「出羽国器仗帳」としてまとめられたと推測できるであろう。

最後に試みに本文書を復原して示しておきたい。

〔復原〕

○○郡

・・・・・

貞観十四年上料　大領　少領

貞観十五年上料

十二月□日　国司

郡司

○○郡

・・・・・

貞観十四年上料　黒漆胡禄二具　鞆○巻

大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

貞観十五年上料　弓四張　矢四具

十二月□日　国司　守多治比真人高棟

史生飛鳥戸○○

郡司　大領公子諸鳥

少領上野毛野朝臣虫麻呂

末筆ながら、資料整理および解読にあたりご助力をいただいた日本学術振興会特別研究員三上喜孝氏に対して深く感謝の意を表したい。

第26号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）

報告書抄録

ふりがな	あきたじょうあと
書名	秋田城跡
副書名	平成11年度秋田城跡発掘調査概報
巻次	
シリーズ名	秋田城跡調査概報
シリーズ番号	
編著者名	日野　久、松下秀博、西谷　隆、進藤　靖
編集機関	秋田市教育員会、秋田城跡調査事務所
所在地	〒011-0901　秋田県秋田市寺内字焼山56　Tel 018-845-1837　Fax 018-845-1318
発行年月日	２０００年３月

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたしてらうち 秋田市寺内	05201	186	39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第75次調査 19990412～ 19991207	1,300	学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
秋田城跡 第75次調査	城柵官衙遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡　9棟 竪穴住居跡　6棟 柱列　2列 溝跡　7条 土坑　20基 土取り穴跡　2基	須恵器、土師器、赤褐色土器、墨書土器、灰釉陶器、緑釉陶器、瓦、硯、フイゴ羽口、土製品、鉄製品、石製品、漆紙文書、銭貨、縄文土器、弥生土器	政庁跡東側の大畑地区中央部の調査 正位文字の文書が籍帳類、左文字の文書が秋田城器仗帳様文書と考えられる九世紀後半の漆紙文書が出土した 平安時代の官衙ブロックを構成する可能性が高い建物群を検出した

秋田城跡調査事務所要項

Ⅰ　組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則　抜粋　（昭和37年5月8日教育規則第3号　改　正　昭和52年11月21日第11号）

第1条

4．第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、文化振興に所属する機関として、秋田城跡調査事務所を置く。

第3条

4．秋田城跡調査事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

Ⅱ　発掘調査体制

1）調査体制

秋田市教育委員会

教育長　石黒俊郎

文化課長　小松正夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所長　日野久

主席主査　松下秀博

主査　西谷隆

主事　進藤靖

2）調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

秋田城跡（平成11年度）

印刷・発行　平成12年3月
発　　行　秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所
〒011-0901　秋田市寺内字焼山56
TEL 018-845-1837 FAX 018-845-1318
印　　刷　秋田印刷製本株式会社